

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する 条文	重点 的 取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和6年度の成果	令和6年度の課題	令和6年 の達成度	所管局	所管課
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設 及び地域における子どもの 権利保障	(6) 親等による子どもの 権利保障の支援	⑬ 親等の子どもの 権利への関心と理 解が深まるよう、 条例や子どもの権 利について、さま ざまな場で広報 し、研修や講演会 等の学習機会を提 供します。	17条		108		保育園だより	■目的・目標：保育園を利用する保護者や市民グループ等へ子どもの権利についての意識の向上を図ります。 ■事業概要：保育園を利用する保護者や市民グループ等へ子どもの権利についての意識の向上を図るため、各種情報提供を行います。	保育園での人権を尊重した保育の取組や子どもの権利についての情報を園だよりや掲示で伝えました。	保育園での人権を尊重した保育の取組や子どもの権利についての情報を園の保護者向けに園だよりや懇談会で伝えたり、地域市民向けにおたよりを掲示したりホームページに掲載して情報提供しました。	保護者や地域の方に向け、子どもの権利に対する各種情報提供や保育の取組を伝えることで、一人ひとりを大切にするこへの関心や理解が深まり、子どもにとっての権利保障についての意識の向上や理解の促進を図りました。懇談会等の中で「子どもたちからおとなへのメッセージ」を読んだり、絵本コーナーに人権に関する絵本をポップアップしたり、保育の中で取り組んだ人権集会の様子を掲載したことで、身近に感じてもらえ、保護者と共有することができました。	引き続き、保護者のみならず市民グループ等の地域住民についても、おたよりやパンフレット、HP等を活用した発信を通して情報提供および周知を推進します。また、子どもの権利に関連する絵本の活用や、おたよりはエピソードや具体的ななかかわりを伝えることで人権がより意識、関心につながるよう工夫していきます。	3	こども未来局	保育・子育て推進部
					109	保育園における子どもの権利の意識を高めるための機会づくり	■目的・目標：利用者（保護者）に対して保育方針や子どもの権利保障への取組等について説明を行い、意見を出せる機会を持ち、利用者の意見を取り入れた保育運営を推進します。 ■事業概要：保護者に対しては懇談会を通じて、子どもの権利の啓発を行い、保育園職員については、研修を通じて啓発を行います。	懇談会等の場で、保護者等にこども未来局青少年支援室が作成するパンフレット等の配布・説明などを行いました。また、入所時等の保育内容説明会の際に、保育方針や子どもの権利擁護の取組等に関する説明を行いました。 各保育園で保育所の自己評価に伴う保護者アンケートの実施や保護者からの意見について、口頭によるほか意見箱の設置による書面の受付を行い、意見申出の機会確保に努めました。 保育園職員については、各職場で園内研修等を通して保育の中の人権をテーマに話し合う機会を積極的に設けました。	保育内容説明会や懇談会等の場で、保護者等の人権のパンフレット等の配布や保育の中での取組や人権配慮について伝え、こどもの人権や権利のワークを行ったり、保護者の意見や思いを聞く場を設けました。保育所の自己評価に伴う保護者アンケートの実施や保護者からの意見について、口頭によるほか意見箱の設置による書面の受付を行い、意見申出の機会確保に努めました。職員は研修受講や職員会議等で「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を用いて「人権」をテーマに意見交換や討論の機会を積極的に設けました。	保護者に対して保育方針および子どもの権利保障への取組等についてワーキングや説明を行ったり、人権集会のドキュメンテーションを掲示するなど、取り組みを知らせたことで意識向上につながりました。また、保育運営に対してのアンケート実施や個別に意見を出せる機会を持ち、意見を取り入れた保育運営を行いました。保育園職員については、意見交換会や園内研修等を通して身近な事例から学ぶ機会をつくることで、意識啓発へとつながりました。	父親が育児参加に関心を持てるよう、保育園を活用した支援を通して、父親の育児参加を促進する必要があります。併せて、継続して家族全体に向けての子育て支援を進め、家族で子育ての楽しさを共有できるような働きかけを進めていきます。 また、地域子育て支援センターや近隣園との連携を経て、地域全体での地域子育て支援の充実を一層図っていく必要があります。	3	こども未来局	保育・子育て推進部	
					110	2	子どもの権利に関する条例のパンフレットやパネル等による広報（再掲）	■目的・目標：条例パンフレット等の配布を通じて、市内小学校の生徒や子育て施設の児童及び職員に川崎市子どもの権利条例を周知し、理解を深めます。 ■事業概要：条例理解のためのパンフレット等の小学校、中学校、高校を通じた児童生徒への配布や、各種親子向けイベントで条例説明等でのパネルの出展などにより、子どもやその保護者に子どもの権利についての認識を深めてもらいます。	11月20日の「かわさき子どもの権利の日」に合わせ、分かりやすいマンガ入りリーフレットを市内小学校・中学校・高等学校・特別支援学校的全児童生徒に147,900部一斉配布しました。市内全小学校117校の新1年生向け学校説明会の際に15,691部配布しました。 また、条例パンフレットを、市内小学校・中学校・高等学校・特別支援学校及び保育園、子育て関連施設の職員に向けて3,289部を配布し、子どもの権利についての広報・啓発を行いました。 またフロンターレとの連携事業では13,200部の配布を行いました。	11月20日の「かわさき子どもの権利の日」に合わせ、分かりやすいマンガ入りリーフレットを市内小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・各種学校の全児童生徒及び市内子育て関連施設等に145,754部一斉配布しました。市内全小学校118校の新1年生向け学校説明会の際に15,092部配布しました。また、フロンターレとの連携事業において、832部配布しました。 条例パンフレットを、市内子育て関連施設等に636部を配布し、子どもの権利についての広報・啓発を行いました。 市制100周年を機会に川崎市とうんこドリルがコラボして作成した「子どもの権利×うんこドリル」を各種イベントや市内子育て関連施設等において21,560部配布しました。	毎年同時期に配布することで「かわさき子どもの権利の日」を意識する良い機会となっています。また、小学校就学のタイミングでも配布するようにすることで保護者に対して改めて子どもの権利を知らせることもつながっています。 「子どもの権利×うんこドリル」については、市内の保育所等の施設において、職員研修や保護者への配布等も行われ、子どものみでなく大人側における子どもの権利の広報啓発に繋がりました。	子どもの権利やつどいについて認識されるようになってきた一方で、イベントや市民企画事業の参加者数をさらに増やすための効果的な広報の仕方としては改善の余地があると思われます。また、各参加団体と「子どもの権利条例」との関連性について整理する必要があります。実態・意識調査の結果、「子どもの権利条例」の認知度が低下したため、より一層広報に取り組む必要があります。 また、市民企画事業に参加する団体が減少傾向にあるので、幅広い周知・募集に取り組む必要があります。	3	こども未来局	青少年支援室
					111	41	子どもの権利に関する学習等への支援（再掲）	■目的・目標：川崎市子どもの権利に関する条例の第7条「市は、子どもによる子どもの権利についての自主的な学習等の取組に対し、必要な支援に努めるものとする」と定められた条文を具現化するために、学習等への支援を実施します。 ■事業概要：市民や市民グループ等による学習会・研修会等への資料提供や講師派遣により、子どもの権利に関する意識を広めます。	17か所約4,500名に向けて、子どもの権利について広報・研修を実施したり、イベントや研修等を使用するため、パンフレット・リーフレットなどを配布または提供しました。	市内67か所約5,600名に向けて、子どもの権利について広報・研修を実施したり、イベントや研修等を使用するため、パンフレット・リーフレットなどを配布または提供しました。	市制100周年を記念した啓発誌「子どもの権利×うんこドリル」を発行したことにより、幼児期の子どもやその保護者にも啓発できました。 リーフレット等を配布するだけでなく、その場で簡単にドリルの問題や関連したクイズに参加してもらうことで、子どもの権利を身近に感じてもらうためのきっかけになりました。 講師派遣による学習・勉強会では、地域や活動の課題にそった内容でグループワークなどをしながら意見交流し、今後の活動にいかせるよう実施しました	今後も子どもの権利の普及啓発のため、「子どもの権利×うんこドリル」を用いたワークショップを市民団体等にも実施してもらえよう、周知していく必要があります。 子どもの権利について、共に活動する仲間同士で考えかたを共有できたり、これからの活動にいかせるような内容の工夫をする必要があります。	3	こども未来局	青少年支援室
					112	7	家庭教育支援事業（再掲）	■目的・目標：地域や家庭における「教育力」の向上を図り、大人と子どもが、互いに学び合い、育ち合う中で、地域の一員として活動していく力を培えるようにします。 ■事業概要：子どもの健やかな育ちの基盤となる家庭教育を支援する取組として、家庭の役割や子育ての重要性を学び、親同士の交流を促進する学級・講座等を実施します。また、PTA等による家庭教育に関する学習活動を支援します。	子どもの理解を深め、親や家庭の役割を考えるとともに、親同士の関係作りを図る場である「PTA家庭教育学級」の開催に向けた支援を行い、108校で開催しました。また、企業や地域団体等との連携による家庭教育支援講座を実施しました。	子どもの理解を深め、親や家庭の役割を考えるとともに、親同士の関係作りを図る場である「PTA家庭教育学級」の開催に向けた支援を行い、98校で開催しました。	PTA家庭教育学級の開催などとして、子どもの理解が深まり、親や家庭の役割を考えるきっかけになりました。 「子どもの権利」に関連して：子どもを理解するに当たり、子どもが持つ権利を知ってもらうことを心がけました。	家庭教育はすべての教育の出発点であることから、既存事業に参加できない家庭へのアプローチを続ける必要があります。	3	教育委員会事務局	生涯学習推進課
				■目的・目標：民主主義の精神にのっとり、平和と基本的人権を尊重し、市民が自らの学びを創造する豊かで活力のある地域社会の実現をめざします。 ■事業概要：教育文化会館や市民館において、平和・人権・男女平等推進学習や青少年教室事業、子育て・共育学習活動、家庭教育推進事業などとおして、共に生きる地域社会の創造をめざす学習事業を実施します。	社会教育振興事業は、教育文化会館・市民館・分館において、市民の学びを通じた出会いを促進し、より豊かで活気のある地域社会の実現をめざし、平和や人権、男女平等の学習、外国人市民や障害者等との共生に向けた学習、少子・高齢社会への対応、まちづくりの支援など、幅広い事業を行っています。教育文化会館・6市民館・6分館において、436事業を実施し、延べ69,152名が参加しました。	社会教育振興事業は、教育文化会館・市民館・分館において、市民の学びを通じた出会いを促進し、より豊かで活気のある地域社会の実現をめざし、平和や人権、男女平等の学習、外国人市民や障害者等との共生に向けた学習、少子・高齢社会への対応、まちづくりの支援など、幅広い事業を行っています。教育文化会館・6市民館・6分館において、429事業を実施し、延べ71,975名が参加しました。	【青少年教室事業】 事業数 8事業 延べ参加者数 274人 (例) 教育文化会館 「おもしろ選挙体験～究極の選択～寛VS冬！」 延べ13人参加 高津市民館 「小学生のための絵本作り講座」 延べ56人参加 【その他子どもに関わる講座】 事業数 30事業 延べ参加者数 2,036人 (例) 多摩市民館平和・人権・男女平等推進学習「ヤングケアラー理解講座」 延べ参加者数32人 日吉分館地域コミュニティ交流・学習事業「日吉あそびっ子クラブ2024」 延べ参加者数89人	多様化する課題を横断的に学べるように、引き続き、平和、人権や男女平等等に関する様々なテーマを取り上げていく必要があります。	3	教育委員会事務局	生涯学習推進課				
				■目的・目標：学校における子どもの権利学習を推進するとともに子どもの権利の理解を地域に広めていきます。 ■事業概要：「川崎市子どもの権利に関する週間」を中心に、学校においては権利の学習を推進します。また、これらの取組を保護者や地域住民に公開していきます。	各学校においては「子どもの権利に関する週間」を中心に権利学習を実施できるよう、研修会にて指導資料の実践例を紹介する等、指導方法を周知しました（年4回、延べ716人参加）。「川崎市子どもの権利に関する週間」を中心に、道徳、学級活動、かわさき共生＊共育プログラム等において権利学習資料を活用した学習を実施することで、保護者や地域住民の子どもの権利についての理解を深めました。	各学校においては「子どもの権利に関する週間」を中心に、道徳、学級活動、かわさき共生＊共育プログラム等において権利学習資料を活用した学習を実施することで、保護者や地域住民の子どもの権利についての理解を深めました。	各学校において「子どもの権利に関する週間」を中心に、道徳、学級活動、かわさき共生＊共育プログラム等において権利学習資料を活用した学習を実施することで、子どもだけでなく、保護者、地域住民も子どもの権利についての理解を深めることができました。	各学校が学校事情に合わせて、独自の工夫をした取組を行っているため、今後も情報共有を行い、さらに取り組みやすくなるための検討が必要です。	3	教育委員会事務局	教育政策室				

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する 条文	重点的 取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和6年度の成果	令和6年度の課題	令和6年の 達成度	所管局	所管課
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設 及び地域にお ける子どもの 権利保障	(7)子どもの養育の支 援	⑬さまざまな機会 を通じて子育てに 関する情報を提供 し、親等が安心し て子どもを養育で きるよう、必要な 支援を行います。	18条		115		かわさき子育てガイ ドブック	■目的・目標：親等が安心して子どもを養育できるよ う、必要な支援を行います。 ■事業概要：妊娠期から子どもが青少年期に至るまで の様々な事業や制度を年齢別、項目別に体系づけた子 育てガイドブックを作成、配布することにより、子育 てに関する情報を提供し、各事業の利用促進を図りま す。	子ども・若者に関する様々な事業や制度を年齢別、 項目別に体系づけた子育てガイドブックを、19,000 部作成しました。	子ども・若者に関する様々な事業や制度を年齢別、項目別 に体系づけた子育てガイドブックを、16,500部作成しまし た。	母子手帳交付時等に市民に配布することで、子育 てに関する情報を提供し、各事業の利用促進を図り ました。 広く市民に子育てに関する情報を提供し、親等が 安心して子どもを養育できるよう、必要な支援を行 い各事業の利用促進につなげました。	市民の方にとってより分かりやすく読みやすい子 育てガイドブックの構成や、より多くの方を知って もらうための広報等について今後も検討していきま す。	3	こども 未来局	企画課
					116		子育て情報誌の発行 (川崎区)	■目的・目標：区内の保護者等に、子育て情報を提供 し、安心して子育てでできるよう支援を行います。子 育て情報誌により、子育て情報を提供することで、親 子の孤立化を防ぎ、安心して子育てでできるよう支援 します。 ■事業概要：川崎区の子育てに関する情報誌「さんほ みち」の発行を行います。	現行の川崎区の子育て情報誌「さんほみち」の情報 を更新し、増刷の形で3,500冊発行しました。また 「さんほみち」の広報と、HP上のデジタル版にアク セスするための啓発を兼ねたチラシ3,000枚、ウェッ トティッシュ700個を作成しました。また、かわさ き子育てアプリのプッシュ通知を使った広報を行いま した。	こどもの成長に合わせた掲載順序や情報の取捨選択等、冊 子の大幅な刷新を行い、3,500冊発行しました。 また、HP上のデジタル版にアクセスするための啓発を兼ね たフッペン1,000個を作成しました。	母子手帳と一緒にお渡しするだけでなく、地域子 育て支援センターやこども文化センターなど子育て 支援機関に冊子を配布することで、多くの方の手に 渡るようにしました。また、デジタル版へのアクセ スを誘導するためにフッペンを作成し、課題であっ た交付後の周知広報につなげました。	子育て情報誌「さんほみち」の冊子の作成・配布 には限りがあります。相談先や遊び場など区内の子 育て情報を集約した「さんほみち」を活用してもら うために、引き続き関係各課と協働し内容の充実を 図ることで子育て世帯及び子育て支援者が必要とす る情報を提供できるよう冊子のブラッシュアップを 行う必要があります。また、「さんほみち」のデジ タル版のアクセスを含め啓発物等を活用し継続して 冊子の周知をする必要があります。	3	川崎区 役所	地域ケ ア推進 課
					117		川崎区こども情報発 信事業	■目的・目標：ホームページにより、身近な子育て情 報を速やかに発信し、子育て情報入手の利便性を高め ます。子育てに関する多様な情報を速やかに提供する ことで、親子の孤立化を防ぎ、安心して子育てででき るよう支援します。 ■事業概要：相談事業、イベントなど区内の子育て・ 子育てに関する身近な情報を発信します。	ホームページの更新による情報発信(随時更新)を しました。また、事業やイベントなど区内の子育てと 子育てに関わる身近な情報を速やかに発信し、子育て 世帯が子育て情報を円滑に入手できるようにしまし た。	ホームページの更新による情報発信(随時更新)をし ました。また、事業やイベントなど区内の子育てと子育 てに関わる身近な情報を速やかに発信し、子育てで 世帯が子育て情報を円滑に入手できるようにしまし た。	ホームページ等による情報発信(随時更新)によ り、事業やイベントをはじめ、区内の子育てと子育 てに関わる身近な情報を速やかに発信し、子育て中 の区民が必要とする情報を提供することが出来まし た。	子育て情報が溢れる中で、子育て世帯、子育て支 援者が必要な情報を円滑に入手できるよう引き続き ホームページ等の電子媒体を活用して効果的による 情報発信を行う必要があります。	3	川崎区 役所	地域ケ ア推進 課
					118		子育て情報誌「おこ さまっふさいわい」 の発行	■目的・目標：子育て中の世帯が孤立することなく、 安心して子育てでできるよう、幸区内を中心とした地域 の子育て情報を掲載した情報誌「おこさまっふさいわ い」を発行します。 ■事業概要：子育て中の保護者等の区民からなる編集 会議を開催し、「こんなのがあったらいいな」という子 育てに役立つ情報をまとめ冊子にし、年1回発行しま す。	編集会議(子育てグループや関係団体(計16名) の編集委員)での意見を踏まえ、2023年度版を8月 に発行しました。2024年度版の発行に向け、現役子 育てママなどが委員となる編集会議を2回開催しまし た。	編集会議(子育てグループや関係団体(計16名)の編集委 員)での意見を踏まえ、2024年度版を8月に発行しまし た。また、2025年度版の発行に向けて改訂のための編集会議を2 回開催し、新しいスポットへの取材及び記事化を行いま した。	区民から構成される編集会議を経て、子育て世帯 にとって必要な情報誌となるよう工夫して発行した ことで、発行部数の在庫が品薄になるほど多くの区 民の手に取ってもらうことができ、効果的な情報発信 につながったものと考えられます。また、来年度 から発行する改訂版へ向けには、委員の意見を反映し 、新しいテーマ(子育てコラムや外遊びをする際 の交通ルール)を関係部署と連携しながら掲載する ための取組を行いました。	区内で大型マンションが建設されることにより子 育て世帯の転入者が増加していることから、子育て 世帯が地域で孤立することのないよう、区内の子育 てスポットの情報を継続的に提供していく必要があり ます。	3	幸区役 所	地域ケ ア推進 課
					119		こども情報ネットさ いわい	■目的・目標：子育て支援団体が連携し、地域全体で 子育てを応援するため、子どもや保護者が地域とのか かわりを持てる場や機会等を提供する「こども情報 ネットさいわい」を発行します。 ■事業概要：子育て支援機関、団体が編集会議を行 い、地域でのイベント情報や、取組の紹介等主に学 齢期の子どもに関する情報をひとつにまとめ、年3回 発行、配布します。	子育て支援機関・団体9団体で編集会議を行い、子 どもや保護者が地域との関わりを持てるイベントや情 報等掲載内容を検討し、7月、10月、2月に発行しま した。また、小学生によるキッズリポーターが地域で 活躍する方に取材した記事に掲載する企画を展開しま した。	子育て支援機関・団体10団体で編集会議を行い、子 どもや保護者が地域との関わりを持てるイベントや情報等掲載内容 を検討し、7月、10月、1月に発行しました。また、小学生 によるキッズリポーターが地域で活躍する方に取材した記事 を掲載する企画を展開しました。	子育て支援機関・団体が連携し、子どもや保護者 が地域とのかかわりを持てる場や機会等を提供する 情報誌を発行することで、学齢児童等に地域に関心 を持ってもらうための情報を提供することができまし た。 また、小学生によるキッズリポーターの記事につ いて、幸スポーツセンターを取材先とし、スポーツ への関心や運営側の声を小学生の目線で記事作成を するなど、子どもの参加の機会を創出することがで きました。	子どもを取り巻く環境の変化に応じて、子ども・ 子育て支援に必要な情報を今後も引き続き提供して いく必要があります。	3	幸区役 所	地域ケ ア推進 課
					120		子育て情報レン ダー「お散歩に行 こうね!」の発行	■目的・目標：区内のイベント情報を定期的にカレン ダー形式にして、地域の親子がイベントに参加しやす い情報を提供します。 ■事業概要：区内の子育て関連施設の情報をまとめ て月1回発行する。また、同時にホームページにも掲 載し、子育てに関する情報を広く提供します。	地域の親子が参加しやすい区内のイベント情報を月 1回カレンダー形式にして発行しました。 毎月500部の印刷、配架の他、市のホームペー ジ、アプリ他、関係機関75施設へのメールでの周知 依頼等幅広く周知に努め、地域の親子が子育てでの情報 を得やすくしました。	地域の親子が参加しやすい区内のイベント情報を月1回カレ ンダー形式にして発行しました。 毎月500部の印刷、配架の他、市のホームページ、アプリ 他、関係機関75施設へのメールでの周知依頼等幅広く周知に 努め、地域の親子が子育てでの情報を得やすくしました。	育児支援の一環として地域のこども関係施設が 行っているイベント等の情報を発信することで、地 域の子育て中の親子が安心出来る居場所を見つけ、 イベント等に参加することで子どもの健やかな成長 発達を促すことにつながりました。	情報発信の効果測定を実施しながら、情報の整理 と効果的な発信を開拓する必要があります。	3	幸区役 所	幸区保 育所等・地 域連携
					121		子育て情報誌の作成 事業(中原区)	■目的・目標：中原区は子育て世帯の転入が多く、地 域に馴染みがない中で子育てしている方が増加してい ます。こうした方が地域で孤立すること無く、子育て を円滑かつ充実したものにしていただくため、子育て 中の世帯に向けて多種多様な子育て関連情報を効果 的に提供します。 ■事業概要：子育て情報誌「このゆびと〜まれ!中原 区子育て情報ガイドブック」の発行とそれに連動した ホームページの運営を行うほか、子育て関連のタイ ムリーな情報を掲載した「子ネット通信」を区民協働 で作成・発行します。	子育て情報の提供として、区子育てガイドブック 「このゆびと〜まれ!」の改訂版を9,000部、子ネッ ト通信を年6回各10,000部発行したほか、子育て情 報案内リーフレットを9,000部発行し、出生届受理や 新生児訪問等の機会を通して多くの親子に情報を届け ました。 その他、区子育てガイドブックの改訂に合わせ、 ホームページの情報更新を行うとともに、グラン ツリー武蔵小杉をはじめとした商業施設や地域の小売 店舗等と連携し、店舗の授乳室・おむつ交換スペース 等において中原区の子育て支援情報広報コーナーを設 置するなどして、様々な媒体での広報を行いました。	区子育て情報ガイドブック改訂版(8,100部)を9月に発行 し、出生時及び子育て世帯の転入があった時を中心に配布し ました。 また、冊子の内容を区子育て支援ホームページに掲載する とともに、地域の子育て中の親子とともに「子ネット通信」 の記事作成、編集を行い、年6回、各9,000部発行しまし た。 加えて「子育て情報のご案内」リーフレット(9,000部) を新生児訪問の際などに配布し、区ホームページやかわさき 子育てアプリを活用し情報提供するなど、タイムリーに情報 発信を行いました。	紙媒体と電子媒体のメリットとデメリットを使い 分けながら、より効果的に、情報提供を行う必要が あります。 掲載内容について、慌ただしい子育て世代の利便 性を考慮しながら、親子で興味を持ってもらえるよ うに、利用者に有益な情報をコンパクトに掲載しつ つ、親しみやすく手に取りやすい工夫をする必要が あります。	3	中原区 役所	地域ケ ア推進 課	
					122		子育て支援情報の提 供(中原区)	■目的・目標：区民に向けて子育て支援情報を効果 的に発信し、活用してもらうことで子育ての不安の軽 減や育児力の向上、地域とのつながり作りにつなげま す。 ■事業概要：子育て支援事業の案内や情報をチラシ、 ホームページ、子育てアプリ等の様々な手段で発信す る。転入が多く近隣との交流が少ない傾向のある親子 の孤立化を防ぎ、育児の不安感の軽減、子どもの健や かな育ちを支援します。また子育て世帯以外にも保 育園が実施している地域支援事業を広く知ってもら い、地域作りにつなげます。	コロナが第5類になり子育て支援事業が再開したこ とによりチラシ発行を増加させ、HPや子育てアプリ 等を活用して参加できる事業情報を発信しました。	公立保育園の子育て支援事業の案内やチラシを、ホーム ページ、子育てアプリで広報しました。 公民区の子育て支援事業の案内やチラシを区役所の掲示 板、地域子育て支援センターの掲示板を活用し発信しま した。	転入者が多く近隣との交流が少ない傾向のある親 子の孤立化を防ぎ、育児の不安感の軽減、子どもの 健やかな育ちを支援しました。また区役所の掲示 コーナーに情報を掲示したことで子育て世帯以外に も保育園が実施している地域支援事業を広く知って もらい、利用、参加へとつながりました。	ホームページをより見やすく活用しやすいように工 夫し情報を発信をします。 チラシの活用も多くあり、より広い周知を目的にチ ラシでの広報も継続していきます。	3	こども 未来局	中原区 保育・子育 て総合支 援セン ター
					123		子育て情報発信事業	■目的・目標：子育てしやすいまちづくりを推進しま す。 ■事業概要：子育て中の親の立場に立った、より身近 な子育て情報を発信・提供して、子育てしやすいまち づくりを推進します。「ホットこそだて・たかつ」の 充実や、「かわさき子育てアプリ」などSNSを活用 した子育て情報の発信を行います。	子育て情報ガイドブック「ホットこそだて・たかつ」 の情報を更新し、7月に7,000部発行しました。 高津区子ども・子育てネットワーク会議の意見を取り 入れて、より分かりやすい記載となるよう改訂しまし た。 高津区へ転入する方に対し、「ホットこそだて・た かつ」のお知らせのチラシを区民課で配布しました。	子育て情報ガイドブック「ホットこそだて・たかつ」の情 報を更新し、7月に7,000部発行しました。高津区子ども ・子育てネットワーク会議の意見を取り入れて、より分か りやすい記載となるよう改訂しました。 高津区へ転入する方に対し、「ホットこそだて・たかつ」 のお知らせのチラシを区民課で配布しました。	高津区子ども・子育てネットワーク会議子育て支 援部会において、意見やアイデアを共有、検討した 結果を反映して、区民が必要とする身近な子育て情 報をより分かりやすく発信・提供することができまし た。 高津区へ転入する方に対し、「ホットこそだて・たかつ」 のお知らせのチラシを区民課で配布することで、転 入した方に子育て情報を届けることができまし た。	より効果的に情報を提供できるよう、子育て中の 区民等、情報の受け手側のニーズを把握する必要が あります。	3	高津区 役所	地域ケ ア推進 課

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和6年度の成果	令和6年度の課題	令和6年度の達成度	所管局	所管課
施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障	(7)子どもの養育の支援 親等に対し、子どもの養育に必要な支援を行います。また、親等が養育に困難な状況にある場合は、特に配慮した支援に努めます。	⑬さまざまな機会を通じて子育てに関する情報を提供し、親等が安心して子どもを養育できるよう、必要な支援を行います。	18条		124		地域子育て支援情報発信事業 (ひろばノート・ひろばカレンダー等の発行)	■目的・目標：区内保育施設の子育て支援情報を効果的に発信し、子育ての不安の軽減や育児力の向上、地域とのつながり作り等、健全な親子関係や豊かな心の育成を目指す。 ■事業概要：区内保育施設の地域子育て支援事業の情報を集約し「ひろばノート」として年1回発行するとともに、毎月の情報を「ひろばカレンダー」として発行します。同時に、転入が多く近隣との交流が少ない親子の孤立化を防ぎ、育児の不安感の軽減、子どもの健やかな育ちを支援します。	区内認可保育施設で実施されている地域子育て支援事業の情報を発信するために「ひろばノート」年1回2000部発行し、毎月の詳細な情報を「ひろばカレンダー」として発行しホームページ等に掲載したり、紙媒体として区役所他関係機関で配架したり、子育てアプリ等も活用し複数の媒体を使い情報発信を行いました。	区内認可保育施設で実施されている地域子育て支援事業の情報を発信するために「ひろばノート」年1回2000部発行の他、毎月の詳細な情報を「あそびのひろばカレンダー」として発行しホームページ等に掲載したり、区役所他関係機関で配架したり、子育てアプリ等も活用し複数の媒体を使い情報発信を行いました。	「ひろばノート」は6年度用の配架時、前年度の残数が多かったので、配架数を減らし、既存の事業の中で配架するようにしたことで、手にとってもらえるようになったと思います。 また、ホームページ、二次元コードの入ったポスターを作成し活用したことで、スマートフォンからでも気軽に見ることが出来る機会が増えて、効果的であったと思います。	「ひろばノート」の配架の変更をしたことで手にとってもらえる機会が増えたが、冊子より電子(HP)等の需要が高い傾向も見受けられますので、情報発信の手法について見直しを検討します。	3	こども未来局	高津区保育総合支援担当
					125		子育て情報発信事業 (宮前区)	■目的・目標：子育て世代の育児の孤立化の防止や育児不安についての軽減を図るために、様々な広報媒体を活用して、必要な情報を分かりやすく提供することにより、安心して子育てができる環境につなげます。 ■事業概要：子育て当事者が参加して作成する子育て情報誌「みやまえ子育てガイド とことこ」を発行し、より身近で実用的な子育て情報の提供を実施します。また、ホームページでも同様の情報発信を実施します。	子育て情報誌「みやまえ子育てガイド とことこ」を庁内外関係部署に確認し情報更新を行い、6,000部の発行を行いました。Facebook及びX等を活用し、随時子ども・子育て情報の発信を行いました。	子育て情報誌「みやまえ子育てガイド とことこ」を庁内外関係部署に確認し情報更新を行い、6,000部の発行を行いました。Facebook及びX等を活用し、随時子ども・子育て情報の発信を行いました。	子育て情報誌「みやまえ子育てガイド とことこ」をより子育て当事者に必要な情報を提供できるよう区民意見を取り入れながら改訂し、6,000部作成しました。 Facebook及びX等を活用し、随時子ども・子育て情報の発信を行いました。	次回子育て情報誌情報の更新に向けて引き続き情報を収集するとともに、紙媒体での発行を続けていくかの検討を進めます。また、随時SNSや市ホームページ等を活用し、子ども・子育て情報の発信を行って行く必要があります。	3	宮前区役所	地域ケア推進課
					126		こども・子育て情報収集・発信事業(多摩区)	■目的・目標：多摩区内で安心して子育てができるよう子育てに係る基本的な情報を提供します。 ■事業概要：子育て支援情報を掲載した「多摩区地域子育て情報BOOK」を作成・配布するほか、子ども・子育てに係る支援制度や相談窓口、関連団体、催し、地域情報等を体系的に紹介した「多摩区こそだてweb」を運営します。	「多摩区地域子育て情報BOOK」を4,000部作成し、母子健康手帳交付者や乳幼児期の子育て中の転入者等に配布しました。そのほか、区内子育て支援施設等での配布やホームページへの掲載など、必要な方に広く情報を提供しました。 「多摩区こそだてweb」を随時更新しました。	「多摩区地域子育て情報BOOK」を5,000部作成し、母子健康手帳交付者や乳幼児期の子育て中の転入者等に配布しました。そのほか、区内子育て支援施設等での配布やホームページへの掲載など、必要な方に広く情報を提供しました。 「多摩区こそだてweb」を随時更新しました。	スケジュールが滞ることなく「多摩区子育て情報BOOK」の発行ができました。掲載内容については、委託先と協議しながら地域の実情に応じた情報提供ができるよう検討し、決定しました。 多様なライフスタイルがある中で、前年度の読者アンケートで集められた意見等をもとに地域の実情及び子育て家庭のニーズを考慮した情報の提供を検討し、決定しました。	多様なライフスタイルがある中で、今後も継続して、地域の実情及び子育て家庭のニーズを考慮した情報の提供を検討する必要があります。	3	多摩区役所	地域ケア推進課
					127		宮前区子育て支援事業	■目的・目標：子育て世代に有益な情報を提供すること、育児の孤立化の防止や育児不安の軽減を図り、子育て支援につなげます。 ■事業概要：子育て支援に関わる施設情報や育児支援につながる広報物を作成し、地域の子育て支援を推進します。	宮前区内の乳幼児を持つ家庭に対して、地域子育て支援センターを保護者同士の交流の場として広く地域へ広報するために作成し、新生児訪問時及び区内にある地域子育て支援センター等にて配布するほか、区役所等で配架しました。 男性(父親)の子育て意識の向上と育児参加促進、また母親の育児負担軽減のため、保護者が共に楽しく子育てに向かうためのきっかけとなるリーフレットを作成し、区役所に配架するほか、区内保育所・地域子育て支援センター・こども文化センターなどの子育て関連施設にて配布するとともに、みやまえ子育てフェスタにおいて、作成したリーフレットを活用した父親向け育児支援事業を実施しました。	宮前区内の乳幼児を持つ家庭に対して、地域子育て支援センターを保護者同士の交流の場として広く地域へ広報するために作成し、新生児訪問時及び区内にある地域子育て支援センター等にて配布するほか、区役所等で配架しました。 男性(父親)の子育て意識の向上と育児参加促進、また母親の育児負担軽減のため、保護者が共に楽しく子育てに向かうためのきっかけとなるリーフレットを区役所で配架するほか、区内保育所・地域子育て支援センター・こども文化センターなどの子育て関連施設にて配布するとともに、みやまえ子育てフェスタにおいて、作成したリーフレットを活用した父親向け育児支援事業を実施しました。	子育て親子の交流の場の提供だけでなく、子育て関連情報の提供や子育て等に関する相談支援につなげることで、子育てへの不安感の軽減と育児力の向上の一環を担うことができました。 年齢発達に応じた子どもに対する理解と関わり方、男性(父親)の強みを活かした親子で楽しむふれあい遊びなどの紹介の他、みやまえ子育てフェスタ・保育園ブース(約570名参加)や男性(父親)の子育て体験講座(約170名参加)を実施することで、父親同士の交流と仲間づくりにつなげることができました。	今後も、必要な人に必要な子育て支援情報が届くよう発信し活用につなげることで、子育ての孤立化や悩みを解消していくとともに、支援者の輪を広げ、地域づくりに繋げていくためには、情報発信の内容や発信方法へのさらなる工夫が必要だと感じています。	3	宮前区役所	保育所等・地域連携担当
					128		子育て支援情報の提供(麻生区)	■目的・目標：区内の保護者等に、子育て支援関連の施設や制度などの情報を提供します。 ■事業概要：子育て情報誌「きゅっとハグあさお」「ちびっこおでかけMAP」などの作成・配布、「くかない施設のイベント・おたより」の区HPへの掲載や「こども情報コーナー」の設置により、子育て情報の発信を行います。	子育て情報誌「きゅっとハグあさお」を5,600部、「ちびっこおでかけMAP」を11,000部作成し配布しました。	子育て情報誌「きゅっとハグあさお」を5,000部、「ちびっこおでかけMAP」を11,000部作成し配布しました。	子育て情報誌「きゅっとハグあさお」「ちびっこおでかけMAP」などの作成・配布をしました。制度など、市や区のHPに詳細が掲載されている項目は、二次元コードを追加するなど、情報を取得しやすくしました。 「区内施設のイベント・おたより」の区HPへの掲載や「こども情報コーナー」の設置により、区民に子育て情報を発信した。	子育て支援情報の提供手法について、紙媒体とネットの両方から検討する必要があります。	3	麻生区役所	地域ケア推進課
					129		子育て支援情報はだけあさお	■目的：区内各保育園・幼稚園・認定こども園が実施している育児相談や遊びの場の提供等の地域子育て支援事業について、事業の広報や、地域の親子とのつながり役として、事業を支援し、子育ての不安感・孤立感・負担感の軽減を図ります。 ■事業概要：案内チラシ及び月たよりの作成・配架、保育園・幼稚園・認定こども園の地域支援広報誌の作成配布を行います。	区内保育所等、認定こども園、幼稚園から地域子育て支援の情報を集約して月1回広報紙を作成し、区内の親子が利用する地域子育て支援センターや区役所等施設へ配架依頼しました。	区内保育所等、認定こども園、幼稚園から地域子育て支援の情報を集約して月1回広報紙を発行。ホームページやアプリに掲載すると共に子育て関連施設にメールで送付しました。また、紙媒体で250部印刷し、区内の親子が利用する地域子育て支援センターや区役所等施設へ配架依頼しました。	多くの媒体を活用して広報したり、地域の子育て情報が必要としている人にメールアドレスを登録してもらい地域ごとの情報を毎月送付したことで、保育所等で持っている子育て支援の参加者が増加しました。	広報の媒体の整理。必要な人に必要な情報の届け方。各園の地域支援の開催日が重なってしまう情報が見にくくなってしまった時もありました。	3	こども未来局	麻生区保育総合支援担当
					130		公立保育園 遊びの会	■目的：区内公立保育園が、近隣在住の親子に、身近な場所で一緒に遊べる場を提供するとともに、保育園児とともに過ごすことにより、在園児からの刺激や成長の見通しの獲得、不安感・孤立感の解消、地域で子育てを行う親子の仲間づくりにつなげる。 ■事業概要：園庭開放、水遊び開放・体験保育・ふれあい遊びや体を使った遊び、園庭あそび、音楽に合わせた遊び等を親子で楽しむ「遊びの会」・絵本貸出しを実施します。	年度初めはコロナの感染対策を行いながら、またオンラインを活用して全園で遊びの会を実施しました。コロナがら類に移行した5月以降は水遊び開放や体験保育など全て再開し実施しました。	公立保育園3園で実施。保育士をはじめ栄養士や看護師が専門性を生かした講座(87組参加)や「交流保育」(86組参加)を実施しました。その中で育児についての悩みに寄り添い不安感の軽減に繋がりました。。また、園庭や室内を出来る限り予約なしで開放し地域の親子が気軽に遊びに来られるようにしました。絵本貸出についても予約なしに変更し好きな絵本を選んでいつでも借りられるようにしました。	「遊びの広場」は定員を多く設定することで多くの方に参加してもらうことができ、リピーターも多かった。「保育園の開放」は開放日を増やしたり、予約なしにするなどで参加のハードルが下がり遊びに来やすくなった。	地域支援ルームは保育園で使用していることも多く、完全に予約なしにすることが難しいことが課題です。	3	こども未来局	麻生区保育総合支援担当
					131		教育広報誌「教育だよりかわさき」	■目的・目標：教育委員会広報誌として「教育だよりかわさき」を発行することにより、児童生徒、保護者及び市民活動団体等に対して、本市教育行政施策の紹介、教育行政の重要事項の解説、その他教育に関する情報をわかりやすく提供し、開かれた教育委員会として市民サービスの向上を図ります。 ■事業概要：児童生徒、保護者及び市民等に対して、本市教育行政施策の紹介、その他教育に関する情報をわかりやすく提供するため、「教育だよりかわさき」を年3回発行します。	教育委員会広報誌「教育だよりかわさき」を年3回発行し、児童生徒、保護者及び市民等に対して、本市教育行政施策の紹介、その他教育に関する情報をわかりやすく提供しました。2月号に関しては、子どもの権利について理解を深めるための記事を掲載しました。	教育委員会広報誌「教育だよりかわさき」を年3回発行し、児童生徒、保護者及び市民等に対して、本市教育行政施策の紹介、その他教育に関する記事を掲載し、11月号では、川崎市子ども会議の様子や「川崎市SOSの出し方・受け止め方教育」に関する記事を掲載しました。	川崎市子ども会議の様子を掲載して子どもたちの提案が実現した様子を周知したほか、「川崎市SOSの出し方・受け止め方教育」に関する記事を掲載し、自分や友達からのSOSを受け止め合う大切さについて理解を深めたりしました。	子どもの権利についての理解を深めるため、引き続き、教育委員会広報誌「教育だよりかわさき」の中で記事掲載していく必要があります。	3	教育委員会事務局	教育政策室

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する 条文	重点的 取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和6年度の成果	令和6年度の課題	令和6年の 達成度	所管局	所管課
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設 及び地域にお ける子どもの 権利保障	親等に対し、子どもの 養育に必要な支援を行い ます。また、親等が養育 に困難な状況にある場合 は、特に配慮した支援に 努めます。	⑭ 各区の地域特性 に合わせた子育て 支援事業を行うほか、 個別の支援を必要とする子ども を持つ親や、経済 的に困窮する等により子どもの養育 が困難な親等に対して、子育て環境 の向上や各種相談 体制及び助成制度 など状況に応じた 必要な支援を行います。	18条		132		保育所を活用した子 育て支援事業	■目的：区内公立保育園が、近隣在住の親子に、身近な場所で一緒に遊べる場を提供するとともに、気軽に子育て相談ができる関係性の築き、保護者の不安や孤立感の軽減を目指す。 ■事業概要：園庭開放、室内開放（一部）、ふれあい遊びや体を使った遊び、園庭あそび等、親子で楽しむ「あそびの広場」・「ベビーカースルーで貸出絵本」を実施します。	コロナが第5類となり子育て支援事業（園庭開放、室内開放や子育て支援事業等）を再開しました。 新たにオンライン「おしゃべり広場」を開催し、気軽にあそびやおしゃべりを楽しむ保護者の関係を築けるようにしました。 絵本貸出直接貸出ができるようになり「ベビーカースルーで貸出絵本」は停止しましたが、誰でも気軽に絵本の貸出ができるようLogoフォームで申し込み借りられるよう再開しました。	区内公立保育園で子育て支援事業を実施しました。 今年度新たにオンライン「おしゃべり広場」を3回開催しました。 のべ参加 8組 「ベビーカースルーで貸出絵本」は公立保育園、地域子育て支援センターで実施し、誰でも気軽にどこからでも絵本の貸出ができました。	オンライン「おしゃべり広場」は、どこからでも参加することができ、子どもの月齢が小さくて外にでにくい、きょうだいがいて外にでにくい方、人との関わりが苦手な人も参加でき参加者が増えました。 「ベビーカースルーで貸出絵本」は公立3園、地域子育て支援センターで計5回貸出がありました。誰でも気軽に在宅のまま絵本貸出の申し込みができるツールとして、ニーズがあり事業の必要性がわかりました。	オンライン「おしゃべり広場」はどこからでも参加できるメリットを活かして来年度の実施は他の区とも連携し回数を増やします。 「ベビーカースルーで貸出絵本」について、より広い周知の広報を継続していきます。	3	こども未来局	中原区 保育・ 子育て 総合支 援セン ター
			133	75	地域療育センター等 における相談事業 （再掲）	■目的・目標：0歳から18歳未満の障害及び障害の疑いのある児童とその家族から相談を受け、専門スタッフの診察・評価に基づく支援（療育）を行います。 ■事業概要：障害等に係る個別の相談に対応するとともに、地域の関係機関と連携をとりながら、相談・評価・診察等に基づく支援を展開し、児童一人ひとりに対する支援を総合的にを行います。 なお、児童の発達に関する相談につきましては、住居地の区に設置した子ども発達・相談センターで、まずはお受けします。	市内4か所の地域療育センターにおいて、障害及び障害の疑いのある児童への適切な評価や総合的な療育・支援など、引き続き実施しました。 また、令和3年度から設置を進めている子ども発達・相談センターについては、川崎区・幸区・宮前区・多摩区に次いで、麻生区に新たに設置しました。	指定管理者に運営を委託する中央療育センター、南部・北部地域療育センター及び民設の川崎西部地域療育センターと合わせた市内4か所の地域療育センターにおいて、適切な運営を継続するとともに、障害及び障害の疑いのある児童について、適切な評価や総合的な療育・支援を実施しました。 また、令和3年度から設置を進めている子ども発達・相談センターについては、川崎区・幸区・宮前区・多摩区・麻生区に次いで、令和6年度に中原区・高津区に新たに設置しました。	地域療育センターにおいては、0歳から18歳までの障害及び障害の疑いのある児童とその家族に対して、専門的かつ総合的な支援を行いました。 また、子ども発達・相談センターにおいては、地域療育センターと子ども発達・相談センターが連携しながら、発達に心配のある児童が早期に発達支援を受けられるような体制を構築し、適時適切な相談支援を実施しました。	子ども発達・相談センターと地域療育センターの適切な役割分担と、地域の関係機関への周知が重要であるため、検討を行いながら取組を進めます。	3	健康福 祉局	障害計 画課		
			134	72	思春期精神保健相談 （再掲）	■目的・目標：思春期の精神保健に関する相談、親支援、関係機関支援を行います。 ■事業概要：概ね16歳以上の思春期の精神保健に関する電話相談を行います。また事例検討会の開催を通して、多くの思春期相談機関との連携強化を図ります。	思春期精神保健電話相談を通年で実施しました。 思春期精神保健電話相談のスーパーバイスを隔月で年6回開催しました。担当職員と思春期精神保健電話相談のスキルアップとともに、関係機関にも周知し、事例検討や研修会を開催しました。	思春期精神保健電話相談を通年で実施しました。 思春期精神保健のスーパーバイスを毎月（年12回）開催しました。 思春期精神保健に関連する研修会を1回開催しました。	思春期精神保健スーパーバイスでは、延べ約219名の参加があり、思春期相談に対応する各関係機関のスキルの向上と相談機関同士の顔の見える関係の構築につながりました。 また、スーパーバイスを行う中で把握したニーズを元に研修会を行い、約40名の関係機関の職員の参加があり、知識技術の向上につながりました。 スーパーバイスや研修にて、相談を受ける職員のスキルを向上させながら、子どもの状況や保護者の状況に応じた電話相談を実施することができました。	複雑困難化する思春期精神保健相談に対し、子どもやその保護者の相談に的確に対応するために、スキル向上とともに関係機関同士の相互理解、連携をより強化する機会を創出する必要があります。	3	健康福 祉局	こころ の健康 課		
			135		地域子育て支援セン ター事業	■目的・目標：子育て親子の交流の場の提供や、相談支援などを実施し、保護者の子育ての不安感等の緩和を目指す。 ■事業概要：地域における子育て支援を行う拠点として地域子育て支援センターを運営し、子育て環境の向上を図ります。	市内53か所の「地域子育て支援センター」において、子育て親子の交流の場の提供や相談支援、離乳食やトイレトレーニングなどの育児講座やコンサートなど親子で楽しめるイベントを開催するとともに、子育てに役立つ地域情報などの提供を実施しました。	市内54か所の「地域子育て支援センター」において、子育て親子の交流の場の提供や相談支援、離乳食やトイレトレーニングなどの育児講座やコンサートなど親子で楽しめるイベントを開催するとともに、子育てに役立つ地域情報などの提供を実施しました。	子育て親子の交流の場の提供や相談支援、離乳食やトイレトレーニングなどの育児講座やコンサートなど親子で楽しめるイベントを開催するとともに、子育てに役立つ地域情報などの提供を実施し、保護者の仲間づくりや子育ての不安感等の緩和につなげました。予約管理アプリ等を活用した広報を強化し、利用者増につながりました。	より一層の利用者増のため、引き続き広報等の強化を図る必要があります。	3	こども未来局	保育・ 子育て 推進部 運営管 理・子 育て支 援担当		
			136		体験保育等	■目的・目標：地域の子育て家庭が、保育園の生活や遊びの体験を通して、子育てにゆとりと自信を持ち、子育ての不安感を軽減し、育児力の向上を図ります。支援が必要なケースは、関係機関との連携を図り継続支援に繋がります。 ■事業概要：同年齢のクラスに入り、交流しながら子どもの育ちの理解や子育ての楽しさを体験します。育児不安や発達支援等が必要な親子には継続的に体験保育を行います。	対面での事業を再開し、体験保育に加えて給食と一緒に親子で食べる「親子でランチ」を9月～3月に21園で全288回開催し、680名の保護者と子どもの参加がありました。その他にも遊びの会や園庭開放を再開し、多くの参加者がありました。	子育てに関する知識を得られる機会として専門職（保育士・栄養士・看護師）からの子どもの育ちや関わり方、離乳食、健康に関すること等の講座の実施や相談、情報提供の機会を設けたり、座談会形式で行ったりして参加者同士の交流を図りました。講座は、親子のニーズに合わせ参加しやすいうように単発で参加できるようにしました。また、地域の親子の交流の充実を図るため関係づくりの橋渡しをして関係を繋げアフターフォローを実施しました。	お互いに話をしたり聞いてもらうなど保護者同士で交流を図ることで保護者が悩みや不安を解消につながったり、子育ての楽しさを共有することで、仲間づくりを推進することができました。 また、子育てに関する知識を深めることで、子育て力向上につなげました。	地域の事業を踏まえたうえで講座を実施し、子育てに自信を持ち、不安を軽減できるような支援を推進する必要があります。 地域のニーズを捉え、必要な講座や子育てに必要な情報提供の実施を進めていきます。また、民生委員との連携のもと、親子がその街で住むことを安心できる取組も進めていきます。	3	こども未来局	保育・ 子育て 推進部		
			137		父親の子育て体験講座	■目的・目標：男性の子育ての意識の向上を図り、育児参加促進及び、啓発を行います。 ■事業概要：年齢の発達に応じた子どもに対する理解と関わり方や親子で楽しむふれあい遊びなどを知らせ、子育てへの関心、理解を深めます。	対面での事業を再開し公立保育所での親子での遊びの会の実施や地域子育て支援センターの土曜日開所やパパの子育てリーフレットの配布等を実施しました。	公立保育所での親子での遊びの会の実施や地域子育て支援センターの土曜日開所など、育児参加促進や親子の交流の場の提供や相談、情報提供の機会を設けたり、座談会形式で行ったりして参加者同士の交流を図りました。また、父親のみならず、家族で子育てを楽しむことで、子育ての共通理解や父親の更なる育児参加促進を進めることにつながることができました。	親子で楽しむふれあい遊びなどで知らせながら、親子の関りの楽しさを伝え、男性の子育ての意識の向上を図ります。仲間づくりができるように支援していくことで、父親同士での交流も見られ、子育てへの関心が高まっていく様子がありました。また、父親のみならず、家族で子育てを楽しむことで、子育ての共通理解や父親の更なる育児参加促進を進めることにつながることができました。	父親が育児参加に関心を持てるよう、保育園を活用した支援を通して、父親の育児参加を促進する必要があります。継続して家族全体に向けての子育て支援を進め、家族で子育ての楽しさを共有できるような働きかけを進めていきます。 また、地域子育て支援センターや近隣園との連携を経て、地域全体での地域子育て支援の充実を一層図っていく必要があります。	3	こども未来局	保育・ 子育て 推進部		
			138		保育連続講座	■目的・目標：同じ保護者が連続して講座に参加することで、保護者間で子育ての楽しさを共有し、交流を深め仲間づくりに繋がります。子どもの育ちや関わり方、健康・食育に関する知識や情報を伝え、育児力の向上を図ります。 ■事業概要：保育士による年齢発達に応じた遊びや栄養士・看護師による食育・健康講座を実施し、子育ての悩みや不安を解消し、育児力の向上を図ります。親子の交流と仲間づくりを推進します。	対面での事業を再開し、専門職（保育士・栄養士・看護師）からの子育てに関する助言等を実施し、参加者同士の交流を図りました。講座は、連続して参加することに抵抗がある家庭もあるため単発でも参加できるようにしました。また、地域の親子の交流の充実を図るためアフターフォローを実施しました。	子育てに関する知識を得られる機会として専門職（保育士・栄養士・看護師）からの子どもの育ちや関わり方、離乳食、健康に関すること等の講座の実施や相談、情報提供の機会を設けたり、座談会形式で行ったりして参加者同士の交流を図り、1,532名の参加がありました。講座は、親子のニーズに合わせ参加しやすいうように単発で参加できるようにしました。また、地域の親子の交流の充実を図るため関係づくりの橋渡しをして関係を繋げアフターフォローを実施しました。	お互いに話をしたり聞いてもらうなど保護者同士で交流を図ることが保護者の悩み・不安を解消につながり、仲間づくりを推進することができました。 また、子育ての楽しさを共有し、子育てに関する知識を深めることで、子育て力向上につなげました。	地域のニーズを捉えたうえで講座の実施や情報提供を行い、子育てに自信を持ち、不安を軽減できるような支援を推進する必要があります。また、民生委員との連携のもと、親子がその街で住むことを安心できる取組も進めていきます。	3	こども未来局	保育・ 子育て 推進部		
			139		ひとり親家庭への相談支援事業	■目的・目標：ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けて、生活・就業にかかる相談に応じ、必要に応じて、より専門的な相談機関や各種支援策の担当者等への繋ぎ等を行います。 ■事業概要：ひとり親家庭がその状況に応じた必要な支援を受けられるよう、児童扶養手当、保育所入所等の受付・相談を通して状況を把握し、必要に応じて、健康や子育て相談等、保健師や社会福祉職等の専門職による総合的な支援や関係機関への繋ぎを行います。	区役所及び母子・父子福祉センターサン・ライヴにおいて、各種手続き等のため来庁した機会等においても必要に応じて適切な支援につなげるよう取り組みました。 また、ひとり親家庭の支援者となりうる関係機関や事業者を対象とした研修の実施やeラーニングの公開による関係者のスキルアップを図るとともに、各種連絡会等に出席し、関係機関への制度周知を図りました。 令和5年度にリニューアルしたサポートガイドブックについても構成とカラーリングの見直しを行い、さらに見易くかつ必要な情報を見つけやすくなることで、当事者・支援者ともに使いやすいものへの改善を行いました。	区役所及び母子・父子福祉センターサン・ライヴにおいて、各種手続き等のため来庁した機会等においても必要に応じて適切な支援につなげるよう取り組みました。 また、ひとり親家庭の支援者となりうる関係機関や事業者を対象とした研修の実施やeラーニングの公開による関係者のスキルアップを図るとともに、各種連絡会等に出席し、関係機関への制度周知を図りました。 令和5年度にリニューアルしたサポートガイドブックについても構成とカラーリングの見直しを行い、さらに見易くかつ必要な情報を見つけやすくなることで、当事者・支援者ともに使いやすいものへの改善を進めました。	ひとり親家庭の支援者向けの研修や機会をとらえた制度周知等を行うことで、関係機関での案内をきっかりとした各種制度に繋がる機会が着実に増加しています。また、サポートガイドブックの改善を続けており、「非常に使いやすいくなった。」「目に留まりやすくなった」といった声をいただいた。」「ひとりで親家庭に制度を届けるための有効なツールのひとつとして機能しています。	引き続き、各機関においてひとり親家庭に寄り添った相談対応を行うとともに、サポートガイドブック等を活用し、当事者に支援制度が届けられるよう改善を進めていきます。	3	こども未来局	児童家 庭支 援・虐 待対策 室（家 庭支援 担当）		

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 令和6年度進捗状況報告書
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障(第3章)

令和6年度の達成度(1～5の5段階評価で入力)
1:目標を大きく上回って達成 2:目標を上回って達成 3:ほぼ目標どおり 4:目標を下回った 5:目標を大きく下回った

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する 条文	重点的 取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和6年度の成果	令和6年度の課題	令和6年の 達成度	所管局	所管課
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設 及び地域にお ける子どもの 権利保障	(7)子どもの養育の支援	⑭ 各区の地域特性に合わせた子育て支援事業を行うほか、個別の支援を必要とする子どもを 持つ親や、経済的に困窮する等により子どもの養育が困難な親等に対して、子育て環境の向上や各種相談体制及び助成制度など状況に応じた必要な支援を行います。	18条		140		母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業	■目的・目標：ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するとともに、ひとり親家庭への支援を総合的にを行い、母子父子寡婦福祉の増進を図ります。 ■事業概要：ひとり親家庭が抱えている様々な問題について、各種相談に応じるとともに、情報の提供、生活・就業支援講座等を行います。	サン・ライヴにおけるひとり親家庭への生活相談延べ1,190件、就労相談延2,517件を実施しました。 自立支援プログラムの策定により、給付金や貸付制度を活用し資格取得等を目指す利用者に対し、修学後の生活や資格取得の難易度、取得後の就職等を踏まえた自立支援プログラムの策定を行い、さらに修学中・修了後の状況確認によるフォローアップも丁寧に行い、就労のステップアップを目指すひとり親を支援しました。 食料支援を行っているNPO法人と連携し、市内の新たな配布場所としてサン・ライヴを活用してもらうことで、来場者へのサン・ライヴの周知を図りました。	サン・ライヴにおけるひとり親家庭への生活相談延べ1,182件、就労相談延2,804件を実施しました。 資格取得による就労のステップアップを目指す方に対し、修学後の生活や資格取得の難易度、取得後の就職等を踏まえ給付金や貸付制度を活用した自立支援プログラムの策定を行い、さらに修学中・修了後の状況確認によるフォローアップも丁寧に行うことで世帯の自立を支援しました。NPO法人と連携した食料支援も継続し、LINEを活用した広報により、利用者の数は前年度と比較して大幅に増加しました。	サン・ライヴにおいて就労・生活に係る相談対応を行っており、ひとり親家庭の困りごとの解消に一定程度繋がっています。 特に就労支援における各種講座等の実施や資格取得支援については、意欲のある方への支援に直結しています。 また、本市が有するLINE・メルマガの情報発信ツールは、多くの当事者に直接情報を発信できる強力なツールであり、サン・ライヴ事業だけでなく、民間の法人や団体が実施する支援情報も確実に届けることができ、ひとり親家庭の福祉向上に貢献しています。	生活支援・就労支援とともに、今後もニーズは継続するものと考えられるため、サン・ライヴ事業の安定した実施に向けて、職員の資質向上や、運営体制の強化にも取り組んでいきます。 また、それらを含むひとり親家庭の様々な支援情報について必要としている家庭に届けられるよう、各種ツールを使い積極的に情報を発信していきます。	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室(家庭支援担当)
				141	80	発達相談支援教室(再掲)	■目的・目標：発達上の課題を有するとと思われる幼児等に助言・相談等を行うとともにグループワーク等を通して乳幼児の健やかな成長について学ぶ機会を提供します。 ■事業概要：発達上の課題を有するとと思われる概ね1歳6か月以上の幼児及び生活リズム等の養育環境の改善が必要な家庭の保護者等に対して、集団での親子遊びや保護者同士の交流、学習等を通じて、幼児の健全な発育発達を促す働きかけを行えるよう、養育を支援します。	臨床心理士の発達に関する講話、言語聴覚士の言葉に関する講話、体育指導員、保育士による親子体操や遊びを通して幼児の健全な発育発達を促す事業等を展開し必要に応じて他事業とも連携させながら継続的に支援を実施しました。参加者数延べ1,625人。	臨床心理士の発達に関する講話、言語聴覚士の言葉に関する講話、体育指導員、保育士による親子体操や遊びを通して幼児の健全な発育発達を促す事業等を展開し必要に応じて他事業とも連携させながら継続的に支援を実施しました。	幼児の健全な発達発育を促すため、臨床心理士等専門職による事業を展開し、継続的な支援を実施しました。	発育発達に不安を持つ親子が増えていることや対象年齢の幅が広がってきているため、参加対象、内容について検討しつつ、今後も遊びや食生活、生活リズム等の大切さを学習する発達相談支援教室の充実を図っていく必要があります。 発育や発達に不安を感じる保護者に対して、過剰な不安を抱く必要がないよう、事業概要の案内を丁寧にを行い、保護者が相談しやすいよう広報を整えています。	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当	
				142		小児慢性特定疾病医療等給付事業	■目的・目標：慢性的な疾病にかかり、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成の観点から、医療費の負担軽減を図ります。 ■事業概要：児童福祉法第19条の2に規定する、慢性的な疾病にかかり、一定の基準に該当する児童等が、指定小児慢性特定疾病医療機関で健康保険の対象となる治療を受けるときの費用の一部を市が負担します。	小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、対象医療費の一部を市が負担しました。 児童福祉法等の一部改正に伴い、医療費助成の有効期間開始日の遡り等について周知を行いました。	小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、対象医療費の一部を市が負担しました。 児童福祉法等の一部改正に伴い、医療費助成の有効期間開始日の遡り等について周知を行いました。 事業に従事する職員に対して、対象者理解を深めるための研修を2回開催しました。	小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、対象の医療費の一部を市が負担することで、児童等の健全育成の観点から、医療費の負担軽減に繋がりました。	引き続き適正に医療費の給付を行っていく必要があります。また、対象者のニーズに応じられるよう、職員向け研修を継続していきます。	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当	
				143		里親同士の交流促進	■目的・目標：里親同士が相互に交流、情報を交換することで、里親の資質の向上、養育技術の向上を図ります。 ■事業概要：フォスタリング機関や里親会などが里親同士の相互交流の場(里親サロン)を定期的に設けることにより、情報交換や養育技術の向上を図るなど、子どもが健やかに成長できる環境を整備します。	フォスタリング機関にて、サロンやイベントを定期的に開催し、養育に関する情報交換、知識や経験を 得る場を整備しました。	フォスタリング機関にて、サロンやイベントを定期的に開催し、養育に関する情報交換、知識や経験を 得る場を設けました。	里親同士の相互交流の機会を設けることで、養育技術の向上を図りました。	今後も、里親のニーズをとらえた相互交流機会を設け、広く里親への参加を勧奨する必要があります。	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室【児童福祉担当】	
				144		家庭的養護の推進	■目的・目標：社会的養護を必要とする子どもがより家庭に近い環境で養育されるよう、社会的養護や里親制度の普及・啓発を図ります。 ■事業概要：里親制度を紹介したパンフレットの活用や里親支援機関の連携等により、里親の新規登録、里親への委託の拡充を図るとともに、施設においても良好な家庭的環境での養育を推進します。	里親フォスタリング機関が中心となり、広報物の配布や制度説明会の開催などを通して、制度の普及・啓発を行いました。 また、施設においても地域における家庭的な生活を推進していくため、本体施設と小規模施設の連携を深めるなど、運営面での支援を行いました。	里親フォスタリング機関が中心となり、広報物の配布や制度説明会の開催などを通して、制度の普及・啓発を行いました。 また、施設においても地域における家庭的な生活を推進していくため、本体施設と小規模施設の連携を深めるなど、運営面での支援を行いました。	里親登録数については、フォスタリング機関を中心に児童相談所、里親支援機関と連携し、各種説明会の開催、広報啓発を行いました。 施設においては、家庭的養育の推進に向けて、各施設と協議し、小規模施設を1か所開設しました。	里親登録数については、今後も包括的な支援を続けていき、家庭養育を受ける児童が増えていくよう、各機関が連携をしていく必要があります。 施設においては引き続き本体施設と小規模施設の連携を深めていくことが必要です。家庭的養育の推進に向けて、新規開設については各施設とも協議をしていき、進めていく必要があります。	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室【児童福祉担当】	
				145	73	健全母性育成事業(再掲)	■目的・目標：思春期特有の医学的問題や、性や心の問題等に関する不安や悩みに対する相談に応じることで、母性保健知識等の普及・啓発を図ります。 ■事業概要：各区保健福祉センターにおいて、思春期の男女及びその保護者を対象に思春期特有の心やからだ、性に関することや性感染症等に対し個別相談を行います。市内の学校等に対して集団指導を実施します。	地域みまもり支援センターにおいて性を含めた心や身体の健康について面接や電話による個別相談を随時実施しました。 また小、中、高校、特別支援学校等において、集団指導による健康教育や、講師を招き講演会を実施しました。講演会のテーマとして、命の大切さや性的マイノリティ、デートDV等に関する内容を扱うことで、子どもが自分や相手の命や性を尊重するための意識啓発を行いました。	地域みまもり支援センターにおいて性を含めた心や身体の健康について面接や電話による個別相談を随時実施しました。 また小、中、高校、特別支援学校等において、集団指導による健康教育や、講師を招き講演会を実施しました。講演会のテーマとして、命の大切さや性的マイノリティ、デートDV等に関する内容を扱うことで、子どもが自分や相手の命や性を尊重するための意識啓発を行いました。 必要に応じ、市内の高校生からの事業全体の問合せ等に対応し、妊娠出産、子育てに関する普及啓発を実施しました。予期せぬ妊娠等の相談に対して妊娠・出産SOS事業の広報を行いました。	思春期特有の医学的問題や、性や心の問題等に関する不安や悩みに対する相談に応じることで、母性保健知識等の普及・啓発を図るため、適正に事業を実施しました。 集団指導においては引き続き実施する対象に合わせ、効果的な集団指導となるよう、学校・施設や講師との調整を綿密に行い実施する必要があります。プレコンセプションケアの概念について広報を充実していきます。	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当		
				146		母子相談事業、母子訪問指導事業	■目的・目標：乳幼児を持つ保護者に対し、子育ての不安について子どもの成長発達を確認するとともに相談・助言指導を行ったり、地域とのつながりを持つ機会を作ったりすることで育児不安の軽減を図ります。 ■事業概要：保健師等の専門職により家庭訪問や電話・面接による子育てに関する相談を実施します。生後なるべく早い時期に乳児がいる全ての家庭に新生児・未熟児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問等で訪問し、子育てを行う親の支援を行います。	地域みまもり支援センターにおいて各種相談事業等を実施したほか、所外での子育てサロン等に出向き、利用者からの相談に応じました。 保健師、助産師等の専門職や、養成研修を受けた地域の方が訪問員として、出生後なるべく早い時期に乳児がいる家庭を訪問し、母子の健康状態の確認や相談支援を実施しました。また、地域とのつながりを持つ機会を作ることとしたこんにちは赤ちゃん訪問の安定的推進を図るため、各区で訪問員の定例会やフォロー研修、新規の訪問員養成研修を開催しました。	地域みまもり支援センターにおいて各種相談事業等を実施したほか、所外での子育てサロン等に出向き、利用者からの相談に応じました。 保健師、助産師等の専門職や、養成研修を受けた地域の方が訪問員として、出生後なるべく早い時期に乳児がいる家庭を訪問し、母子の健康状態の確認や相談支援を実施しました。また、地域とのつながりを持つ機会を作ることとしたこんにちは赤ちゃん訪問の安定的推進を図るため、各区で訪問員の定例会やフォロー研修、新規の訪問員養成研修を開催しました。	乳幼児をもつ保護者に対し、育児不安の軽減を図るために各種相談事業を実施したほか、所外での子育てサロン等で相談に応じました。また、こんにちは赤ちゃん訪問の安定的推進を図るため、研修等を実施しました。	子育て家庭の孤立化を防ぐために、引き続き妊娠期や産後早期から地域及び相談機関とのつながりをつくり、地域で子育てを支える環境づくりを進める必要があります。	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当	
				147		母子保健指導事業	■目的・目標：妊娠届出時の全数面接により妊婦や家族の健康状態や生活状況等を把握し、これにより必要な保健指導等を行い、母子健康手帳を交付し必要な母子保健の正しい知識の周知を図ります。 ■事業概要：妊娠の届出から母子健康手帳の交付、母子管理票の作成、両親学級などを開催し、妊娠中を母子ともに健康に過ごし、安心して出産し、家族が協力して子育てをすることができるよう、妊娠期からの指導及び情報提供を行います。また、子どもの権利についての啓発を行います。	妊娠届出による妊婦を的確に把握し、これにより必要な保健指導等を行い、母子健康手帳を交付し必要な母子保健の正しい知識の周知を図るため、適正に事業を実施しました。 妊娠期から要支援者を把握し、継続支援につなげていくことが安心、安全な妊娠期を過ごすためや産待予防の観点からも重要であり、支援関係部署や地域の医療機関・関係団体との連携をさらに強化していく必要があります。	妊娠届出による妊婦を的確に把握し、これにより必要な保健指導等を行い、母子健康手帳を交付し必要な母子保健の正しい知識の周知を図るため、適正に事業を実施しました。 妊娠期から要支援者を把握し、継続支援につなげていくことが安心、安全な妊娠期を過ごすためや産待予防の観点からも重要であり、支援関係部署や地域の医療機関・関係団体との連携をさらに強化していく必要があります。	母子健康手帳に子どもの権利に関するページを設けています。また、母子健康手帳交付の際、全妊婦と面接を行い、初めての出産となる方には、両親の役割や子育てについての学習の場となる両親学級への参加を促しました。父親にとっても子どもの権利について学ぶ機会になりました。両親学級の延べ参加者数は6396人でした。	妊娠期からの切れ目ない支援の充実のため、妊婦や家族に必要な情報を届けられるよう、講座内容の見直しを行い引き続き事業を実施します。	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当	

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する 条文	重点 的 取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和6年度の成果	令和6年度の課題	令和6年の 達成度	所管局	所管課
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設 及び地域における子どもの 権利保障	(7)子どもの養育の支援 親等に対し、子どもの養育に必要な支援を行います。また、親等が養育に困難な状況にある場合は、特に配慮した支援に努めます。	⑭各区の地域特性に合わせた子育て支援事業を行うほか、個別の支援を必要とする子どもを持つ親や、経済的に困窮する等により子どもの養育が困難な親等に対して、子育て環境の向上や各種相談体制及び助成制度など状況に応じた必要な支援を行います。	18条		148		健診未受診者フォロー事業	■目的・目標：健診未受診者家庭への受診勧奨及び養育状況の確認を実施し、子どもの健やかな成長発達の保障を図ります。 ■事業概要：乳幼児健診未受診の家庭に、受診を勧奨するとともに、養育状況を把握し、対象家庭の状況に応じた適切な情報提供や養育支援を行います。	乳幼児健診未受診家庭に電話、文書、家庭訪問等による受診勧奨及び養育状況の把握を行い、必要な支援を実施しました。	乳幼児健診未受診家庭に電話、文書、家庭訪問等による受診勧奨及び養育状況の把握を行い、必要な支援を実施しました。 今後も未受診者フォローを全区で実施し、未受診者の状況把握と支援を実施する必要があります。	乳幼児健診未受診の家庭に、電話、文書、家庭訪問等で受診を勧奨するとともに、養育状況を把握し、対象家庭の状況に応じた適切な情報提供や養育支援を全区で行いました。	未受診者の状況を丁寧に把握するなど、引き続き支援に適切につなげるよう関係部署との調整を図ります。	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当
					149		乳幼児健康診査事業	■目的・目標：各時期における子どもの発育・発達を確認し、疾病や障害等の早期発見と適切な医療や療育に繋げる機会とします。 ■事業概要：市内協力医療機関での個別健診と各区地域まもり支援センターでの集団健診を通して、子どもの発育・発達を確認し、保護者への保健指導等を行います。	各時期における子どもの発育・発達を確認し、疾病や障害等の早期発見と適切な医療や療育に繋げる機会として、適正に事業を実施しました。7か月児健診は項目を見直し、より詳細な健診となるよう変更しました。	各時期における子どもの発育・発達を確認し、疾病や障害等の早期発見と適切な医療や療育に繋げる機会として、適正に事業を実施しました。5歳児健康診査は、審査方法等の見直しを行い、医師向け研修会を実施しました。また、令和7年1月に1か月児健診を開始しました。	市内協力医療機関及び各区地域まもり支援センターで乳幼児健診を実施し、養育支援の必要な家庭の把握と協力医療機関と地区担当が連携し、継続支援を実施しました。	問診票、診査票の項目の見直しを行うとともに、保護者の状況に応じて行政と医療機関が支援状況の共有を行うなど切れ目ない支援が行えるよう区や関係機関と連携をしていきます。	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当
					150		こども文化センターにおける子育て支援事業	■目的・目標：子育ての不安や悩みを抱えている親等が、気軽に行ける場、幼児と保護者が交流できる場を提供し、地域における子育て支援を行います。 ■事業概要：子育ての不安や悩みを抱えている親子等が、気軽に行ける場として、こども文化センターを提供し、地域の子育て世代への支援を行い、その中で子どもの権利に関する啓発を行います。	幼児と保護者が気軽に利用できる遊び場として、また、子育て親子の交流の場として、こども文化センターを提供し、地域における子育て支援を行うとともに、子育て相談等において子どもの権利について啓発を行いました。	幼児と保護者が気軽に利用できる遊び場として、また、子育て親子の交流の場として、こども文化センターを提供し、地域における子育て支援を行うとともに、子育て相談等において子どもの権利について啓発を行いました。	子育て親子を対象とした行事を多く企画・実施するとともに、子育て親子が気軽に利用できる交流の場としての環境づくりがなされました。	子育て親子が安心して過ごせる居場所として、多くの子育て親子の声や意見を反映させた環境づくりを継続していく必要があります。	3	こども未来局	青少年支援室
					151		児童家庭支援センター事業	■目的・目標：地域において子育てや家庭の悩みについての相談・支援を行います。 ■事業概要：児童の福祉に関するさまざまな問題について、子ども、ひとり親家庭、その他の家庭からの相談に応じ、必要な助言・指導を行い、地域の児童、家庭の福祉向上を図ります。	6か所の児童家庭支援センターにおいて、児童又は保護者からの相談に応じ、必要な助言指導等を実施しました。また、2か所の乳児院及び4か所の児童養護施設で実施している子育て短期利用事業（ショートステイ・デイステイ）の調整を行うなど、養育支援を実施しました。逼迫する子育て短期利用事業について、児童家庭支援センターとヒアリングを行いました。	6か所の児童家庭支援センターにおいて、児童又は保護者からの相談に応じ、必要な助言指導等を実施しました。また、2か所の乳児院及び4か所の児童養護施設で実施している子育て短期利用事業（ショートステイ・デイステイ）の調整を行うなど、養育支援を実施しました。	児童家庭センターにおける相談指導等の実施や、ニーズの高い子育て短期利用事業（ショートステイ・デイステイ）の利用調整を行い、養育支援をすることができただけでなく、施設所在地の地域のニーズに合わせた予防的支援を拡充できました。児童家庭支援センターへのヒアリングを通して、障害児の利用割合が高いという現状を把握しました。	子育て短期利用事業について、増加する利用ニーズに対応するため、より利用しやすい環境を整える必要があります。	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
					152		児童家庭相談事業	■目的・目標：子どもが心身ともに健やかに生まれ育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう子ども及びその家庭を援助します。 ■事業概要：子どもに関する様々な問題につき、家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どものニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護します。	子どもに関する様々な問題につき、家庭その他からの相談に応じ、区役所及び児童相談所等関係機関との連携のもと適切な支援を実施しました（令和5年度相談受付件数9,248件）。	子どもに関する様々な問題につき、家庭その他からの相談に応じ、区役所及び児童相談所等関係機関との連携のもと適切な支援を実施しました（令和6年度相談受付件数：9,794件）。	様々な課題を抱える家庭に対して、区役所及び児童相談所等関係機関との連携のもと適切な支援を実施しました。 また、児童虐待のほか子育て家庭等の課題に対する早期発見・対応、重症化への未然防止等に向けて、区役所地域まもり支援センターにこども家庭センター機能を位置付け、令和7年度から試行実施することとしました。	多様な問題を抱えた家庭・児童への相談は今後も増える予想されることから、引き続き、区役所及び児童相談所等関係機関のより効果的な連携の充実に向けた取組を進めていきます。	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
					153		かながわこども家庭110番相談LINEの実施	■目的・目標：SNSを活用して相談を実施することで、子どもを含む相談者の利便性の向上や気軽に相談できる環境を作り、より幅広い層からの相談を受け付けます。 ■事業概要：子ども本人や保護者などから児童虐待、子育ての不安、しつけ、家庭や家族の悩みなど、子どもに関する相談を受け付ける「かながわ子ども家庭110番相談LINE」を実施します。	神奈川県、横浜市、相模原市、横須賀市と共同で「かながわ子ども家庭110番相談LINE」を実施し、子ども本人や保護者などから児童虐待、子育ての不安、しつけ、家庭や家族の悩みなど、子どもに関する相談に対して、SNSを活用した相談対応を実施しました。（令和5年度LINE相談件数732件）。	神奈川県、横浜市、相模原市、横須賀市と共同で「かながわ子ども家庭110番相談LINE」を実施し、子ども本人や保護者などから児童虐待、子育ての不安、しつけ、家庭や家族の悩みなど、子どもに関する相談に対して、SNSを活用した相談対応を実施しました。（令和6年度LINE相談件数793件）。また、市が発行する各種広報媒体やホームページにも案内を掲載しました。	SNSを活用して相談を実施し、相談者の利便性の向上や気軽に相談できる環境を作ることにより、子どもを含む、より幅広い層からの相談対応を実施しました。	子どもに関する相談への対応を通じて児童虐待の早期発見や未然予防につなげていくため、気軽に相談できる窓口として、引き続き子ども本人や保護者等に対して効果的な周知を行っていく必要があります。	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
					154		保育所等を活用した子育て支援事業	■目的・目標：保育所の特性を活用し、多様化する地域課題や子育てニーズに応じ、地域の子ども・子育て支援事業を開催し、子ども・子育て家庭に寄り添い・支える地域づくりを推進します。 ■事業概要：子育て家庭が集いやすく、相談しやすい環境を整え、多様化する子育てニーズの把握を行い、個々のニーズにあった多様な施設や事業等を円滑に利用できるよう支援を行います。地域全体で子育てを見守る地域社会づくりのため、多様な主体と連携・協働しつながりづくりを行います。	5月にコロナが5類になり、保育所の実践フィールドを活用した地域の子ども・子育て支援事業を再始動しました。 子どもの年齢、発達にあった環境で遊び・活動する「施設利用」「交流保育」「あそびの広場」「親子でランチ」など、親子のニーズに対応できるよう実施しました。 多様化する子育てニーズに対応できるよう、多様な主体と連携・協働しながら、関係機関、団体の連携強化と地域全体で子育てを見守る関係づくりのために、顔と顔の見える関係づくりを実施しました。	子どもの年齢、発達にあった環境で遊び・活動する「施設利用」「交流保育（親子でランチも含む）」など、親子のニーズに対応できるよう実施しました。また、外に出ることができない方を対象にした「オンライン赤ちゃん広場」やいつでもどこでも相談できる「オンライン子育て相談」を実施するなど、多様化する子育てニーズに対応できるようにもしました。 多様な主体と連携・協働しながら、関係機関、団体の連携強化と地域全体で子育てを見守る関係づくりのために、顔と顔の見える関係づくりを実施しました。	交流保育は、地域の特性に合わせ食育・無しを選べたり、決まった日付ではなく親子のニーズに対応したことで参加者が増加し、継続的な支援につながりました。区内公立保育園3園で124組の参加がありました。 また、オンライン赤ちゃん講座は年12回実施され、参加者は72名でした。相談事業では対面だけでなく、電話、メール、オンライン等相談者が選ぶことができ、多様なニーズに対応できました。	利用者のニーズを見極め必要な事業や支援を実施していくことを意識してきましたが、内容や方法など、ブラッシュアップしています。	3	こども未来局	川崎区保育・子育て総合支援センター
					155		就学援助制度	■目的・目標：就学援助費を支給することで、義務教育における就学の支援を図ります。 ■事業概要：経済的理由により就学が困難な就学予定者、学齢児童生徒の保護者に対して必要な援助費を支給します。	就学援助システムを活用し、所得確認作業や、資金管理、支給事務等について円滑に実施しました。また、新小・中学1年生（次年度入学）への新入学児童生徒学用品費の入学前支給を1,850件支給しました。	就学援助システムを活用し、所得確認作業や、資金管理、支給事務等について円滑に実施しました。また、新小学1年生の就学援助費（新入学準備金）にオンライン申請を導入しました。新小・中学1年生（次年度入学）への新入学児童生徒学用品費の入学前支給を1,953件支給しました。	就学援助について、円滑かつ適切に認定して学用品費等の支給を行い、経済的に困窮している世帯に必要な支援を実施することができました。また、就学援助費（新入学準備金）において、オンライン申請を導入したことにより、手続の負担軽減を図ることができました。	就学援助については、援助を必要とする保護者を取りこぼさないよう、引き続き様々な機会を活用して制度を周知すること、又、令和7年度からは学費を経由しない申請とするため、オンライン申請を導入することについて丁寧に説明していく必要があります。	3	教育委員会事務局	学事課
					156		高等学校奨学金制度	■目的・目標：奨学金を支給することで、高等学校での修学の支援を図ります。 ■事業概要：能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な高校生に対して、奨学金を支給します。	高校生への奨学金を、学年資金で671件、入学支度金で166件支給しました。また、入学支度金について、オンライン申請を導入しました。	高校生への奨学金を、学年資金で578件、入学支度金で176件支給しました。また、学年資金について、オンライン申請を開始しました。	経済的に修学が困難な方等に対し、奨学金の支給により必要な支援を行うことができました。また、オンライン申請の導入により、申請手続の負担を軽減することができました。	引き続き、高等学校奨学金制度を適切に運用し、高校生への支援を継続していくとともに、申請のオンライン化に伴う業務プロセスの見直しやオンライン申請の推進等について検討する必要があります。	3	教育委員会事務局	学事課
					157		日吉地区赤ちゃん相談・赤ちゃんはいはいあんのつどい	■目的・目標：子育て中の親子が地域の人々と出合える場として交流しながら安心して子育てができるよう支援します。また親子が地域の人々、中学生と交流する場として世代間で交流し、互いに育みあい成長できるまちづくりを目指します。 ■事業概要：日吉地区の町内会・自治会で毎月1回赤ちゃん相談を実施します。また、年に1度、区と地域、日吉中学校で赤ちゃんのつどいを実施し、乳幼児の保護者と近隣・地域住民との交流を図るほか、中学生の地域活動への参加を促進します。	10月5日（木）午前、4年ぶりに親子86組、中学3年生121名、ボランティア44名が参加し、日吉中学校にて開催しました。住民を中心とした実行委員会を4回実施し、ハイハイあんのつどい、親子あそび、中学生や地域の赤ちゃん相談会の運営ボランティアとの多世代交流を行い、賑やかなイベントとなりました。	赤ちゃんのつどいは、10月3日（木）午前、親子80組、中学3年生140名、ボランティア45名が参加し、日吉中学校にて開催しました。住民を中心とした実行委員会を3回実施し、ハイハイあんのつどい、親子あそび、中学生や地域の赤ちゃん相談会の運営ボランティアとの多世代交流を行い、賑やかなイベントとなりました。	日吉中学校を会場に、中学3年生140名・親子80組・地域住民59名が参加し、ハイハイあんのつどい、赤ちゃんや中学生の交流、地域住民による遊びのコーナーでのふれあい遊びを楽しみました。事後アンケートでは参加した親子の9割が「楽しかった」と回答し、地域における住民同士の交流の必要性を再認識できました。中学校や住民ボランティアと一緒に、地域で子どもたちが互いに育ち合える取組の大切さに関係機関で共有できました。	次年度、日吉中の体育館が大規模改修工事に入るため、会場の変更が余儀なくされています。中学生が参加する形で開催が次年度は難しい状況ですが、内容を工夫して親子が地域で多世代とつながり、安心して子育てできるよう、引き続きイベントを開催していきます。	3	幸区役所	地域支援課

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当 する 条文	重点 的 取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和6年度の成果	令和6年度の課題	令和6年 の達成度	所管局	所管課
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設 及び地域における子どもの 権利保障	(7)子どもの養育の支援	⑭各区の地域特性に合わせた子育て支援事業を行うほか、個別の支援を必要とする子どもを持つ親や、経済的に困窮する等により子どもの養育が困難な親等に対して、子育て環境の向上や各種相談体制及び助成制度など状況に応じた必要な支援を行います。	18条		158	83	子どもの発達支援事業（幸区）（再掲）	■目的・目標：「新しい環境になじみにくい」「乱暴」「じっとしていられない」「こだわりが強い」など、集団への適応に心配のある児童を養育している保護者が集まり、養育上のお大変さや悩みを共有するとともに、講座を通して適切な養育の方法について学び、児の健全な成長発達を促します。 ■事業概要：発達に課題・心配のある子どもを持つ保護者、子どもとの関わりに悩みを抱えている保護者が、子どもとの向き合い方や子どもの力を伸ばす関わりを学ぶ講座を開催します。	以下のテーマで子どもの発達学習会を開催しました。 「子どものことばの発達と感覚統合について知ろう！」を年5回（6月23日29名、8月25日19名、10月27日18名、12月1日11名、2月2日28名が参加）開催しました。また、「イヤイヤ期の対応、子どものかわかり方について知ろう！」を年4回（7月31日24名、10月17日15名、1月13日19名、2月20日17名が参加）開催しました。父母ともに参加する世帯もありました。同室保育も実施しました。	以下のテーマで子どもの発達学習会を開催しました。 「子どものことばの発達と感覚統合について知ろう！」を年5回（6月28日15名、8月23日22名、10月4日18名、12月6日19名、2月28日30名が参加）開催しました。また、「イヤイヤ期の対応、子どものかわかり方について知ろう！」を年4回（7月5日11名、9月2日10名、10月22日6名、1月30日13名が参加）開催しました。父母ともに参加する世帯もありました。同室保育も実施しました。	子どもたちの成長発達に関する不安や困り感のある父母など、親子が直面している課題に対して、心理士による適切な内容を実施し、今後のフォローにもつなげる講座を開催することができました。参加者のアンケートでは、「とても参考になった」「参考になった」で100％となっており、親子の課題や父母の不安や困り感を解消する一助となることができました。	「イヤイヤ期」について、「ことば」と比較し参加人数が少ないため、内容と回数を見直し、次年度はより多くの親子に参加していただけるように展開していきます。対象が低年齢児であるため、体調不良による当日欠席も多いですが、親子が地域で安心して子育てできるよう、引き続き参加を促していきます。	3	幸区役所	地域支援課
					159		講師派遣事業（幸区）	■目的・目標：子育てに不安や悩みを抱えている子育て家庭に対して身近にある保育園の保育士、看護師、栄養士などの専門職が講座を開催したり相談に乗ることによって子育ての不安を軽減します。また、保育ボランティアの育成に繋がります。 ■事業概要：地域子育て支援センター等で「子育て講座」「食育講座」「健康講座」等の子育て講座、保育ボランティア講座等を実施します。	地域子育て支援センター等で「子育て講座」「食育講座」「健康講座」等の子育て講座を実施しました。民間保育園の職員にも親子が安心して暮らせる地域づくりの大切さや地域親子のニーズ等を説明し、理解を得ながら、まずは公立保育所や保育総合支援担当の職員が行う様子の見学や、講座の一部をになってもらう形で、共に取り組み、参加者への相談対応を行いました。 ・食育講座 3回実施（32名） ・健康講座 1回実施（16名） ・子育て講座 6回実施（84名） ・保育ボランティア講座 1回実施（5名）	地域子育て支援センター、市民館等で「子育て講座」「食育講座」「健康講座」等の子育て講座を実施しました。民間保育園の職員にも親子が安心して暮らせる地域づくりの大切さや地域親子のニーズ等を説明し、理解を得ながら、まずは公立保育所や保育総合支援担当の職員が行う様子の見学や、講座の一部をになってもらう形で、共に取り組み、参加者への相談対応を行いました。 ・食育講座 1回実施（13名） ・健康講座 1回実施（16名） ・子育て講座 3回実施（56名）	それぞれの専門性をいかし、保育所等や地域子育て支援センターを活用した講座を行うことで、年齢発達に応じた子どもに対する理解と関わり方を知らせることができました。また、参加者同士が講座を通して、共感し話しをする交流の時間を意識して設けることで、仲間づくりにつなげることができ、親子が安心して生活できる基盤づくりの助けとなりました。7年度に向けて講師派遣を担ってくれる民間保育所を増やすことができました。	公立保育所や保育総合支援担当が担当していた事業を、徐々に民間保育所主導にシフトしていくと共に、引き続き講師派遣をになってくれる保育所を増やし、区内保育施設が協力、連携しながら子どもが安心して暮らせる地域づくりを行っていきます。	3	こども未来局	幸区保育総合支援担当
					160		こどもの外遊び・地域人材育成推進事業	■目的・目標：ケアが必要な子どもへの対応や子どもが主体的に遊べる場づくりに必要な知識を持った地域人材を育成する。 ■事業概要：乳幼児期の親子及び学齢期の児童を対象とした身近な公園等での交流の場として「おでかけほかほか（おでほか）」や「プレーパーク」を年間幸区内の公園等で開催する。	区内公園6カ所で、乳幼児の親子向けに「おでかけほかほか」を50回程度実施したほか、学齢期の児童向けに「プレーパーク」を8回開催しました。 また、諏訪公園や鹿島田ガタンコトン広場での取組を今年度も継続して実施するなど、幅広い地域での取組を展開しました。 さらに、ラゾーナ川崎プラザにおいてもイベントを3回実施し、多くの親子の参加を得ました。 参加人数1,591人。	区内公園6カ所で、乳幼児の親子向けに「おでかけほかほか」を50回程度実施したほか、学齢期の児童向けに「プレーパーク」を8回開催しました。 また、今年度も諏訪公園や鹿島田ガタンコトン広場、ラゾーナ川崎プラザにおいてもイベントを3回実施するなど、幅広い地域での取組を展開することができ、多くの参加者が訪れました。（参加人数1,651人）	継続して行っている区内の子育てサークル・団体にに対し外遊びに関するノウハウ習得を支援するなど、子育て支援に資する人材（こどもの外遊びの活性化や子育て支援を行う担い手）の育成に注力し、昨年度より1団体増の3団体へ人材育成を実施することができました。 講座を通じた外遊び支援について、3回連続講座を開催し、色んな視点から外遊びの重要性やノウハウを伝えることができました。	より多くの区内保護者が参加できるよう効果的な広報を行うとともに、より多様な公園での広場の開催を検討する必要があります。 区内での大型マンション建設により、子育て世帯の転入者が増加傾向にあることから、子育て世帯が地域で孤立することのないよう、地域の身近な公園で親同士や子ども同士が交流できる場を引き続き確保していく必要があります。	3	幸区役所	地域ケア推進課
					161		子育て支援推進事業	■目的・目標：転出入が多く、核家族化等で孤立して子育てに不安を抱える母親が増えているため、区内で子育てをする親子の仲間づくりや居場所づくり等の促進を図り、子育てのしやすい地域コミュニティづくりを推進する。事業を実施します。 ■事業概要：子育てを地域で支えることにより、地域で子育てすることの楽しさや安心感を感じ、仲間づくりや居場所づくり等の促進を図るため、区内7地区12カ所で子育てサロン等を実施します。	中原区社会福祉協議会・中原区民生委員児童委員協議会主体で組織している中原区子育て支援推進実行委員会が実施する子育てサロン12カ所の他に、区内でボランティアが運営している自主サロンを5カ所で実施し、親子が交流を行いました。	中原区社会福祉協議会・中原区民生委員児童委員協議会主体で組織している中原区子育て支援推進実行委員会が実施する子育てサロン12カ所の他に、区内でボランティアが運営している自主サロンを5カ所で実施し、親子が交流を行いました。	参加者同士のつながり（サロン終了後に連絡先を交換し合うなど）だけでなく、保健師や地域の民間保育園の保育士などの専門職ともつながりが持てる場を提供したことで、子育て世帯の不安を解消できました。	子育てサロンの認知度向上、参加者増加のため、広報活動の充実を図る必要があります。	3	中原区役所	地域ケア推進課
					162		中原区地域子育て支援事業	■目的・目標：地域で安心して子育てができるように、地域のボランティアと共に多胎児の親子の支援を行います。 ■事業概要：地域のボランティアと共に多胎児の妊婦や育児中の親と子の交流の場の提供及び情報発信として「ピーナッツ通信」を発行します。また、乳幼児健診において、ボランティアによる見守り、地域情報の提供を行うと共に、待合時間や計測の場の環境整備を図ります。 令和5年度より市の予算を活用し、実施していく方針となりました。	多胎児を持つ親子のつどい（ツインキッス）を9回開催しました。また地域の会場で実施していた多胎児交流会を今年度よりツインキッスと統合し、ツインキッスイベントとして3回開催し、計12回開催しました。イベントでは保育士や体験指導員を講師として迎え、親子ヨガや親子体操・親子遊びを実施しました。併せて、多胎児育児支援ボランティアの定例会を年6回開催しました。ボランティアの方々と活動方針や最近の多胎児育児について意見交換を行いました。安定した運営を目指すと共に、ピーナッツ通信を発行して多胎児世帯へ配布するなど、事業等の普及啓発も行いました。	多胎児を持つ親子のつどい（ツインキッス）を月1回、年12回開催し、そのうち3回はツインキッスイベントとして開催しました。イベントでは保育士や体験指導員を講師として迎え、親子ヨガや親子体操・親子遊びを実施しました。併せて、多胎児育児支援ボランティアの定例会を年6回実施しました。ボランティアの方々と活動方針や役割分担、最近の多胎児育児について意見交換を行いました。安定した運営を目指すと共に、ピーナッツ通信を発行して多胎児世帯への情報提供や事業の普及啓発を年度末に配布しています。 また、乳幼児健診の中ではボランティアによるみまもりや安全でスムーズな健診実施となるよう環境調整や整備を実施し、必要に応じた地域情報の提供も行っています。	3月は参加者が0名でしたが、4～2月は毎月2～6組の参加あり、母子だけでなく父や祖母も参加しています。多胎児を妊娠している妊婦の参加もあり、出産前から産後まで幅広く多胎児育児に関わる世帯へ支援ができたと考えられます。参加者は延べ120名以上、40組程度参加しました。児の参加年齢は乳児期が7割程と最も多く、1歳以降では保育園入所等により参加が減っていく傾向です。しかし、夏休み期間に開催した8月は学齢期や幼児期の参加が多くあり、多胎児を持つ親子のつどい（ツインキッス）自体は地域内で周知がされている状況です。また、年3回のイベントツインキッスは平時のツインキッスと比べて参加人数が多く、新規参加のきっかけとなりやすいと考えられます。	ボランティアスタッフの高齢化が進んでおり、参加者への安全面への配慮については引き続き注意が必要なお、ボランティアスタッフの体にも留意しながらのスタッフ配置や事業実施の必要があります。コロナ禍の間、ボランティア養成講座が中断していたこともあり、今後のボランティア育成については注力していく必要があり、次年度そちらについては動いていく予定であります。	3	中原区役所	地域支援課
					163	84	子どもの発達支援事業（中原区）（再掲）	■目的・目標：発達に何らかの課題がある子どもとその保護者が地域の中で安心して生活できるよう、発達課題の理解を深めるための情報提供や保護者同士の相互支援の推進、課題解決に向けての検討等を行うことで、発達支援活動の向上を図ります。 ■事業概要：子どもの発達支援に関わる関係機関・団体が情報や課題を共有・検討し、「切れ目のない支援」の構築を図ります。また発達に課題をもつ就学前・就学後の子どもと保護者を対象とした交流会（子どもの発達支援セミナー・保護者ミーティング）の開催により、保護者の子どもへの対応スキル向上をめざすとともに、保護者相互支援を推進します。	保護者向けの子どもの発達支援セミナー9回、保護者ミーティングを7回開催しました。参加者からは「同じ悩みを分かち合えた」「困っていることを聞いてもらえて気持ちが楽になった」などの感想をいただき、保護者が子どもへの理解を深めたり個別性に合った対応を学ぶ場となっていました。子どもの発達に係る相談や支援、活動を行う関係機関や団体による「発達支援ネットワーク会議」を2月に開催しました。	中原区子どもの発達支援事業として、就学前の保護者向けの「子どもの発達支援セミナー」を8回、就学後の保護者向けの「発達支援ミーティング」を8回開催しました。参加者からは「就学に向けて具体的なイメージができた」「1人ではないと思っていた」「様々な情報交換ができた」などの感想をいただき、保護者が発達課題のある子どもへの理解を深めたり個別性に合った対応を学ぶ場となっています。また、子どもの発達に係る相談や支援、活動を行う関係機関や団体による「発達支援ネットワーク会議」を2月に開催しました。	保護者や児童の支援のため、区内関係機関の活動を理解し合い、顔が見える関係を継続し連携の強化を図ることができました。また、保護者同士での情報共有や悩みを分かち合える場、専門機関からアドバイスを得られる場として実施し、非常に満足との反応が得られています。	保護者の抱える思いや課題は各々違いますが、他の保護者の話を聞くことで多様性を認め合い、悩みながらも関係機関とつながり続ける機会として継続していくことが望ましいと考えます。必要に応じてちゃんと情報が届くように、広報の機会を、工夫し増やすことは、改善の余地が今後もあると思われ、引き続き取り組んでまいります。	3	中原区役所	地域支援課
					164		保育士・看護師・栄養士の講師派遣・職員交流	■目的・目標：保育施設において職員が子どもの権利を理解し、保育の質の向上に繋がる講座を行います。また、保護者の子育て力の向上や子育て支援者の人材育成を図ります。 ■事業概要：各保育施設のニーズに合わせて職員の交流や専門職員の派遣をし、講座・意見交換を行います。地域の保育施設・子育て関係施設・自主グループ等に講師として専門職（保育士・看護師・栄養士）を派遣し、経験・知識・技術等を研修・講座を通して伝えます。ニーズに応じて発達相談支援コーディネーターを派遣し、子どもの発達に合わせた保育や保護者対応について助言します。	子育て支援者の人材育成のために保育園を活用した保育実習を行い、支援者育成の研修の講師を務め、子どもとの関わり方等について子どもとの権利を含め、保育士・栄養士・看護師の視点で助言やポイントを伝え育成に向けた支援を行いました。 特別な配慮が必要なお子さんや保護者についての民間保育所からの相談に応え、公立保育所の発達相談支援コーディネーターの資格を有する職員を派遣しました。悩みを共有し、課題を検討した上で、保育に必要な情報や具体的な保育の方法を共有しました。	ふれあい子育てサポート事業のヘルパー会員向けに、保育士が「子どもとの関わり」と「保護者との関わりについて」等の講座で「川崎市子どもの権利条例」について紹介しました。 特別な配慮が必要なお子さんや保護者についての相談について、公立保育所の発達相談支援コーディネーター研修を受講した職員を派遣し、民間保育所からの相談に助言しました。また関係機関とも連携し、昨秋開設されたきつずサポートなかはらの周知等も行いました。	ふれあい子育てサポート事業のヘルパー会員の方には「川崎市子どもの権利条例」を周知しました。すでに「川崎市子どもの権利条例」を知っている人も含め、子どもの権利を保障した上でヘルパーとして関わる大切さを共有しました。 民間保育所からの相談については、悩みを共有し、課題を検討した上で、保育に必要な情報や保育の方法を共有し、必要であれば、公立保育園の保育の見学等も案内し、より具体的な支援ができました。	ふれあい子育てサポート事業のヘルパー会員向け研修に「川崎市子どもの権利条例」の内容を研修の中に取り入れることで、子どもの権利を保障しヘルパーとして関わる大切さを意識する機会となるため継続していく必要があります。 特別な配慮が必要なお子さんや保護者についての相談対応については、各園での支援体制が大きく異なるため、必要な支援を継続しながら、関係機関とも協力していきます。	3	こども未来局	中原区保育・子育て総合支援センター
					165		welcome to なかはらひろば（公立保育園）	■目的：初めての子育てや新しい土地での不安や孤立感が軽減できるよう、連続講座を開催し、地域の子育て資源や子育てに関する情報の提供、参加者同士の交流などを図り、支援につなげます。 ■事業概要：転入者第1子または、子育て中の転入者に対し、3回連続講座を行う中で地域の子育て資源の情報、専門職による子育て講座の実施、参加者間でワークショップを行い、子育てに関する不安感・孤立感の軽減します。	転入者に対し、公立3園が3回～4回連続講座を開催し地域の情報や専門員による子育て講座を実施しました。同じ参加者が毎回参加することで子育ての楽しさを伝え、仲間づくりができる内容に取り組みました。区内公立保育園3園、延べ190名。	転入者やはじめての子育てをされている方、対象に公立2園が年間3～4回、1園が毎月行う遊びの広場を開催し不安や孤立感が軽減できるように専門職による講座を開催し仲間づくりができる内容に取組みました。（315名参加）	転入者やはじめての子育てをしている方に対し専門職の講座や同じ年齢の子どもを持つ保護者との交流を図ることに子育ての楽しさを伝え仲間づくりにつなげることができました。 子育てについて悩んでいる方も参加し、情報の提供や参加者同士の交流を図りました。	参加者が少ない時期もあるので、回数や時期を検討していきます。	3	こども未来局	中原区保育・子育て総合支援センター

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する 条文	重点的 取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和6年度の成果	令和6年度の課題	令和6年 の達成度	所管局	所管課
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設 及び地域における子どもの 権利保障	(7)子どもの養育の支援	⑭各区の地域特性に合わせた子育て支援事業を行うほか、個別の支援を必要とする子どもを持つ親や、経済的に困窮する等により子どもの養育が困難な親等に対して、子育て環境の向上や各種相談体制及び助成制度など状況に応じた必要な支援を行います。	18条		166		川崎市ひとり親家庭等日常生活支援事業	■目的・目標：一時的な事由で日常生活に支障が生じる場合に、生活援助・子育て支援のサービスを提供し、ひとり親家庭等の生活の安定を図ります。 ■事業概要：一時的な事由で日常生活に支障が生じる場合に、家庭生活支援員を派遣して、月10日かつ一年度240時間まで、生活援助・子育て支援のサービスを提供します。	今年度から、課税世帯への利用者負担を廃止し、所得に関わらず無料で利用できるようになりました。 家庭生活支援員を延べ479名派遣しました。支援員の登録数は81名となりました。 養成研修を開催し支援員の新規登録を図ったほか、既登録の支援員向けの研修も実施することで資質の向上にも努めました。 各種支援機関から繋がる要支援家庭については、より適切な活用につながるよう特に丁寧かつ粘り強く調整に努めました。	今年度から、課税世帯への利用者負担を廃止し、所得に関わらず無料で利用できるようになりました。 家庭生活支援員を延べ292名派遣しました。支援員の登録数は82名となりました。 支援員手当の増額を行うことで、新規登録者の増を図ったほか、既登録の支援員向けの研修も実施することで資質の向上に努めました。 各種支援機関から繋がる要支援家庭については、より適切な活用につながるよう特に丁寧かつ粘り強く調整に努めました。	昨年度まで多く利用していた方の利用が終了したこともあり、派遣件数は前年度を大きく下回りましたが、多くの方が必要に応じて制度を活用することができおり、ひとり親家庭の日々の生活・子育ての助けになっています。 また、要支援家庭等について関係機関と連携し、当該制度にこだわらず適切な支援に繋げる等の対応も行っており、制度の利用調整だけにとどまらない寄り添った支援を実施しています。	引き続き、支援員の確保とマッチング率の向上が課題であるため、支援員手当の単価の増額を検討するとともに、確保に向けて多方面の制度案内を行うことで、支援員の増を図りながら、事業実施に取り組んでいきます。	3	こども未来局	児童家庭援・虐待対策室(家庭支援担当)
							子育て支援事業	■目的・目標：子育てに対する不安や悩み等の軽減及び子育て当事者の育児力の向上を図ります。 ■事業概要：育児の基礎知識を習得し、子育てに対する不安や悩み等の軽減を図る講座を実施します。 11月25日(土)に第19回高津区子ども・子育てフェスタを高津市民館で開催。親子等を対象に、子育てグループ、子育てを支援する団体・機関などを紹介する展示や催し物を開催し、約1600人の来場者がありました。	子育て支援講座は、「親育ちプログラム」として、4週連続の参加型講座を4回(5月、8月、11月、2月)実施し、計母子64組が参加しました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため減らしていた定員を11月開催時から拡大しました(14組⇒20組)。11月25日(土)に第19回高津区子ども・子育てフェスタを高津市民館で開催。親子等を対象に、子育てグループ、子育てを支援する団体・機関などを紹介する展示や催し物を開催し、約2,000人の来場者がありました。	子育て支援講座は、「親育ちプログラム」として、4週連続の参加型講座を4回(5月、8月、11月、2月)実施し、計母子75組が参加しました。 11月16日(土)に第20回高津区子ども・子育てフェスタを高津市民館で開催。親子等を対象に、子育てグループ、子育てを支援する団体・機関などを紹介する展示や催し物を開催し、約2,000人の来場者がありました。	「子育て支援講座」では、初めて子育てをする母親に子育ての不安を取り除くための情報や知識を提供するとともに、各回4週連続講座への参加を通じて、参加者同士の仲間づくりを支援することができました。また、「高津区子ども・子育てフェスタ」では、来場した親子がともに楽しく過ごせる時間や場を設けながら、関係団体が一つのイベントを協力して作りあげることによって連携を強化することができました。	「子育て支援講座」については、今後とも安定した講座運営を継続しながら、参加した母親の不安や悩みに応じて、その後の適切な支援につながるような相談機関の紹介、情報提供が必要になります。また、「高津区子ども・子育てフェスタ」等のイベント開催時には、子育て中の保護者がより子育ての楽しさを感じられるようなイベント内容の検討が求められています。	3	高津区役所	地域ケア推進課
							多胎児育児支援「さくらんぼ」	■目的・目標：多胎児育児の大変さを参加者で共有し、育児力アップにつなげます。 ■事業概要：リスクを伴う多胎児育児に関する情報交換、育児相談、親子あそび等を実施し、多胎児育児の支援を行います。	双胎などの多胎児とその親を対象に、情報交換や育児相談のための「さくらんぼの会」を計9回、実施しました。年間で計17組(母子15組、妊婦2組)が参加がありました。子育てセミナーをさくらんぼの会に合わせて2回開催し、多胎児育児に関する情報提供や、養育中の親同士との交流の促進を行いました。子育てボランティアの参加も促し、安全に会を実施しました。	双胎などの多胎児とその親を対象に、情報交換や交流、育児相談のための「さくらんぼの会」を年11回、実施しました。年間延べ60組(うち妊婦3組)の参加がありました。子育てセミナーをさくらんぼの会に合わせて1回開催し、親子体検とリラックス体検の体験や養育中の親同士との交流の促進を行いました。子育てボランティアの参加も促し、安全に会を実施しました。	多胎児を育てる親同士が交流する場を提供することにより、多胎児を持つ親ならではの育児の困りごとや、楽しさを共有することができ、子どもたちの養育の充実につながりました。子育てボランティアが会に参加することにより、子どもたちが親以外の大人と接する機会の提供や親の休息にもつながりました。	双胎などの多胎児の養育の負担は大きく、親支援は子どもたちの安心安全な養育発達のために必要です。安定かつ安全な会の運営のため、引き続き子育てボランティア等支援者の人数を確保しながら実施していく必要があります。	3	高津区役所	地域支援課
							地域での子育て支援「すくすく講座」	■目的・目標：地域において、養育に不安のある親等の参加を促し身近な地域とのつながり作りを行います。 ■事業概要：地域子育て支援センターと連携し、育児相談、子育てに関する知識の普及等、子育て支援を実施します。	区内8か所の地域子育て支援センターにて、それぞれ1～3回、合計101組の親子に対し育児や子育てに関する講座を行いました。講話の後には、個別の育児相談を実施し、子育てに関する正しい知識の普及を行いました。	区内8か所の地域子育て支援センターにて、それぞれ1～3回、合計192組の親子に対し育児や子育てに関する講座を行いました。講話の後には、個別の育児相談を実施し、子育てに関する正しい知識の普及を行いました。	区民にとって身近な地域子育て支援センターで育児相談や講話を行うことにより、親同士の交流の促進され、子どもたちが子育て支援センターに出かけようという育児の知識を身に着け、育児不安が軽減されることにより子どもの育つ環境整備につながりました。	事前に地域子育て支援センターと打ち合わせを行い、対象児の年齢や人数、テーマ等を確認した上で行うことができ、地域子育て支援センターも広報に生かすことができていました。引き続き、地域子育て支援センターとの密な情報交換の上での実施は必要だと思われます。	3	高津区役所	地域支援課
							地域子育て支援事業「あつまれキッズ」	■目的・目標：子育て家庭の現状や抱えている問題、特性をつかみ、関係団体と連携し、地域の保護者の仲間づくりを支援し育児力の向上につなげます。 ■事業概要：地域の0～3歳の子どもを持つ親子を対象に、年間を通して親子遊びや座談、育児相談等を実施し、子育て中の母親たちの仲間づくりを支援し育児力を高めます。	子育て中の親子が安心して参加し親子同士の繋がりがづくりのきっかけを作る場として、0歳親子を対象とした「あつまれ!ひよこキッズ」を2会場で、1～2歳親子を対象とした「あつまれ!1・2・キッズ」を2会場で、年間計44回実施し、延べ886名の親子が参加しました。関係機関と連携した個別支援の必要な親子を受け入れました。0歳親子を対象としたオンライン交流の場として「オンラインひよこキッズ」を年11回実施し、出産まもなくの方や双子の親の参加がありました。	子育て中の親子が安心して参加し親子同士の繋がりがづくりのきっかけを作る場として、0歳親子を対象とした「オンラインひよこキッズ」を宮前区と合同開催し、7回実施、0～2歳親子を対象とした「あつまれ!キッズ」を3会場で、年間計33回実施し、延べ30名の親子が参加しました。関係機関と連携した個別支援の必要な親子を受け入れました。	0歳児親子対象の「オンラインひよこキッズ」は家から出られない親子向けに実施し、初回は参加が少なかつたものの、徐々にリピーターが増え、オンライン上でつながる場として効果がありました。 「あつまれキッズ」は申込が多く市民への周知ができおり、看護師、栄養士、保育士の遊びを交えながら、親子の交流や親同士のつながる場として運営することができました。 また、地域の方への人気が高く、施設・民生委員児童委員との連携事業でもあり、保健師のケースにも利用を促せる事業としても子育て支援に効果がありません。	0歳児親子対象の「オンラインひよこキッズ」は、高津区内で民間NPO法人が同様の事業を行っているため、そちらの後方支援に回る形で実施していきたいと思います。 「あつまれ!キッズ」は会場ごとに申込人数と環境設定の課題がありますが、工夫で解決できるので検討しながら継続実施していきます。	3	こども未来局	高津区保育総合支援担当
							ウェルカム!みやまえキャンペーン	■目的・目標：子育て世帯の転入が多い宮前区において、子育て中の転入者へ向け区内子育て情報の提供を行うほか、子育て支援団体等の紹介や仲間づくりの場を提供します。 ■事業概要：うえるかむキャンペーン及びうえるかむクラスを実施し、育児の孤立化を予防します。	転入者および地域で知り合いを作りたい保護者とその子ども向けの交流イベント「うえるかむクラス」(年3回)において、子育てグループ等にも参加を呼びかけ、参加者に向けて活動を知する場を提供しました。計10団体が参加し、参加者のグループへの参加・新規メンバー加入にもつながりました。	転入者および地域で知り合いを作りたい保護者とその子ども向けの交流イベント「うえるかむクラス」において、子育てグループ等にも参加を呼びかけ、参加者に向けて活動を知する場を提供しました。計10団体が参加し、参加者のグループへの参加・新規メンバー加入にもつながりました。	交流イベント「うえるかむクラス」には計53組・108名が参加しました。イベントでは参加者・子育て支援関係団体を交えたグループでの交流の時間を設けることで、地域情報および子育ての上での悩みなどについて意見交換し、地域で活動する子育てグループ・サロン等について情報提供することで、地域における保護者・子どもの居場所の周知につながりました。	引き続き、子育て情報の提供を行う必要があります。また、「うえるかむクラス」の開催を通じ、悩みや不安について相談できる場・保護者同士のつながり、子育て支援関係者とのつながりづくりの場を提供していく必要があります。	3	宮前区役所	地域ケア推進課
							子育てサロン・自主グループ交流会	■目的・目標：子育てを地域社会全体で支えるために、地域で活動する団体間の連携やネットワークの強化を図ります。 ■事業概要：乳幼児を持つ保護者にとって地域とつながる「はじめの一歩」である子育てサロンや広場、また、地域で活動している子育てグループのそれぞれについて、情報共有の場を提供し、団体間の連携強化を図ります。	「宮前区子育てグループ・サロン・赤ちゃん広場等交流会」を実施し、延べ21団体・25名が参加しました。グループワークによる相互の活動情報の共有、運営上の悩み等に関する意見交換等を行い、グループ同士がつながるきっかけを提供しました。	「宮前区子育てグループ・サロン・赤ちゃん広場等交流会」を実施し、延べ17団体・21名が参加しました。グループワークによる相互の活動情報の共有、運営上の悩み等に関する意見交換等を行い、グループ同士がつながるきっかけを提供しました。	交流会イベントの開催を通じ、団体間の顔が見える関係づくりにつながりました(延べ17団体・21名)。また、宮前区における子育て支援の現状・課題について検討し、参加者同士で意見・認識を共有することができました。 また、活動の周知方法についても情報交換することで、区民の情報へのアクセシビリティ向上につながりました。	子育てグループ等の交流イベントの開催を通じ、引き続き各団体間の顔が見える関係づくり・連携強化を行っていく必要があります。また、交流会で学んだ意見を「宮前区子育て支援関係者連絡会(こしれん)」に共有し、子育て支援の取組の充実に向け反映させていく必要があります。	3	宮前区役所	地域ケア推進課
							冒険遊び場活動支援事業	■目的・目標：身近な公園等を活用し、地域住民が主体となって「冒険遊び場」を実施することにより、子どもの自由な発想で遊びを創り出し、失敗などしながら自由に遊ぶことのできる次世代育成の場づくりを目指します。 ■事業概要：公園を活用し、与えられた遊具だけではなく、思いきり遊ぶことのできる外遊びの環境を確保し、地域において定期的に遊ぶことのできる場を提供します。	区内6か所の公園を活用し、子どもが自由に遊ぶことのできる環境・機会(プレーパーク)を確保するとともに、ご近所ピクニックなどの行事や緑地保全団体との連携イベントなど「出張冒険遊び場」を計4回実施しました。 また、発達支援の専門家による連続講座を開催し、延べ36組59名が参加しました。当該イベントを通じ、子育てに不安や悩みを抱える保護者への情報提供および冒険遊び場各団体の紹介を行い、区内子育て支援関係団体とつながるきっかけを提供しました。	区内6か所の公園を活用し、子どもが自由に遊ぶことのできる環境・機会(プレーパーク)を確保するとともに、ご近所ピクニックなどの行事や区内の新たな公園で「出張冒険遊び場」を計4回実施しました。 また、各プレーパークのスタッフが集まり意見交換等を行う冒険遊び場ネットワーク会議を実施し、各団体の情報共有等を行いました。	各プレーパークでの月1回の「冒険遊び場」活動に加え、「出張冒険遊び場」を、ご近所ピクニックや区民祭等で実施しました。また新たな団体登録に向け宮前美しの森公園においても2回実施し、活動の普及啓発を行いました。 冒険遊び場ネットワーク会議においては、年11回の会議を実施し、各団体が抱える課題等を共有し対応の検討を行った他、SNSを活用した広報の検討を行いました。	引き続き、6か所のプレーパークと連携し、子どもの自由な遊びの場づくりに関する支援を行う必要があります。また、開催および継続に苦慮しているプレーパークの支援を行っていく必要があります。	3	宮前区役所	地域ケア推進課
							こども・子育て支援講演会等事業	■目的・目標：社会が一丸となって子育てを支援していく地域づくりを目指します。 ■事業概要：区の課題に対応したテーマを中心に、地域全体に向けて子育てや子育て支援への理解を深めてもらうための普及啓発の講演会や催し等を実施し、子育て世代の不安やストレスの軽減や、社会が一丸となって子育てを支援していく地域づくりを推進します。	「地域子育て支援者スキルアップ講演会」は「子どもと大人が共に育つ遊びの魅力とその伝え方」をテーマに9月に対面で開催し参加者が30名、「デジタルネイティブ世代の保護者との関わり」をテーマに12月に対面とオンラインのハイブリットで実施した「こども子育て支援講演会」の参加者は19名の計49名が参加しました。現代の社会における子育て環境の変化や、今の保護者に対する具体的な支援方法の学び等、実践に活かせるような講演会を実施しました。	「地域子育て支援者スキルアップ講演会」は「絵本からまなぶ子育て支援」をテーマに10月に実施し、23名の参加がありました。	絵本に描かれている内容が、社会的背景のことだったり、人の心理だったり絵本そのものに対する見分が深まった、という声や、実際に読み聞かせをってもらう経験を通して得る体験を支援の中で活かしていきたい、という声がありました。	より多くの支援者に参加いただくために、テーマについて参加対象者に聞き取りを行い、より実践に役立つ内容にすることで地域の支援者に積極的に参加してもらうための工夫をすると共に、広報に力を入れていきます。	3	多摩区役所	保育所等・地域連携担当

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する 条文	重点的 取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和6年度の成果	令和6年度の課題	令和6年 の達成度	所管局	所管課
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設 及び地域における子どもの 権利保障	(7) 子どもの養育の支援 親等に対し、子どもの養育に必要な支援を行います。また、親等が養育に困難な状況にある場合は、特に配慮した支援に努めます。	⑭ 各区の地域特性に合わせた子育て支援事業を行うほか、個別の支援を必要とする子どもを持つ親や、経済的に困窮する等により子どもの養育が困難な親等に対して、子育て環境の向上や各種相談体制及び助成制度など状況に応じた必要な支援を行います。	18条		175		「だんだんの会」	■目的・目標：人付き合いや人前で話すことが苦手な親子、地域支援へ繋がりが分からず地域から孤立している親子、初めての子育てや転居により地域を知らない親子を対象に、少人数グループで情報交換や地域の子育て情報を伝え、地域資源へ繋がります。 ■事業概要：区の就学前の保護者が地域と繋がりが子育てにゆとりと自信を持てるよう、地域二区に即し、月1回3～4地区で実施します。1家族参加回数5回を上限とし、子どもを遊ばせながら育児相談をし、家でもできる親子遊びの紹介を行います。	対面は8月を除き毎月実施しています。オンライン版は9月から開始し、合計130名が参加しました。基本的には地区担当保健師の紹介により、必要とする方が参加し、少人数の安心できる環境の中で、地域での仲間づくりや育児不安の解消に結びつくフリートークや、保育士による遊びの紹介を行ってきました。2月実施分まで計24名が参加しました。 オンラインでの実施については名称を変え、麻生区との合同開催とすることとしています。	8月を除き毎月実施しました。地区担当保健師の紹介により、必要とする方が参加し、少人数の安心できる環境の中で、地域での仲間づくりや育児不安の解消に結びつくフリートークや、保育士による遊びの紹介を行ってきました。2月実施分まで計24名が参加しました。 オンラインでの実施については名称を変え、麻生区との合同開催とすることとしています。	参加者からは、遊びに出かけられる場所が少ないこの地域で毎月定期的に参加でき、継続で相談できることを喜ぶ声がありました。保育士に紹介された遊びを家でも行ったり、相談内容から子育てでのヒントを得て実践につなげられたという声が聞かれ、家庭での子育ての負担感の解消につなげることができました。また、外へ出る回数が増えたり、地域子育て支援センターの日常的な利用等も確認することができました。	開催地区における子育て支援の必要な家庭の状況については、参加者の減少の原因を探るためにも、地域支援課とも定期的な情報共有をし確認しました。結果、対象となる家庭が今年度は少なかったことや、私用での欠席等で参加が少なかったという状況を確認しました。目的に沿った事業の展開は求められているため、次年度も継続して実施することに加え、利用者の参加のしやすさを考慮し開催場所は増やす方向です。	3	こども未来局	多摩区保育・子育て総合支援センター
					176		子育て支援バスポート事業	■目的・目標：多摩区商店街連合会との協働により「多摩区子育て支援バスポート」を介した子育て支援や地域交流活動を推進します。 ■事業概要：協賛店で提示すると、オリジナルサービスが受けられるバスポートを、妊娠中から18歳の子どもがいる家庭に発行し、区内子育て家庭の経済的負担の軽減と、声かけや見守りにより地域でのコミュニケーションを高め、地域社会が一体となって子育てを支援する取組がするとともに地域経済の活性化を図ります。	母子健康手帳交付者及び乳幼児期の子育て中の転入者へ、バスポートを2,298枚発行しました。子育て応援店の紹介及び事業内容パンフレットについて、情報更新を行い、作成・配布を行いました。店頭などで、子育て応援店を分かりやすく表示するため、ステッカーをリニューアルしました。事業の公式ホームページは、各子育て応援店の情報に変更がある度に随時、更新を行いました。	母子健康手帳交付者及び乳幼児期の子育て中の転入者へ、バスポートを2,261枚発行しました。子育て応援店の紹介及び事業内容パンフレットについて、情報更新を行い、作成・配布を行いました。店頭などで、子育て応援店を分かりやすく表示するため、ステッカーをリニューアルしました。事業の公式ホームページは、各子育て応援店の情報に変更がある度に随時、更新を行いました。	令和6年度は、前年度に引き続きたまたま子育てまつりへの参画など、事業の普及啓発を行うことができました。 令和5年度末に対象者を分かりやすくするためにバスポートデザインの変更及び子育て応援店を分かりやすく表示するため作成したステッカーの効果を検証するため、令和4年度に実施したアンケートと同様の形式でアンケートを実施しました。バスポート事業のあり方について、今後よりよいものにしていくため、アンケート結果を多摩区商店街連合会と共有しました。	子どもの見守り体制を構築するためにも、子育て応援店の拡充が必要と考えられます。また、バスポートの利用者の声や利用頻度、子育て応援店の意見も調査し、今後の運営に反映する必要があります。	3	多摩区役所	地域ケア推進課
					177		こどもの外遊び交流事業（多摩区）	■目的・目標：子どもの心豊かな成長を促す外遊びを推進するため、子ども・子育て世帯を対象とした催しを実施します。 ■事業概要：家族や生活様式の変化に伴い、子どもを取り巻く環境も変化していることから、運動場や公園等の広場、周辺にある自然環境の中で子どもの創造力を培い、地域での人のつながりづくりを促す「こどもの外遊び交流」を推進します。	外遊びイベント（主催・共催）を4回実施するとともに、たまたま子育てまつり等のイベントに参加し、外遊びに関する普及啓発や外遊び活動に興味・関心のある方に向けたご案内をしました。リーフレットを新たに4,000部作成し、健診等で配布をしました。	主催として、秋の思いっきり外遊び（参加者：177名）、大人の風揚げ交流会（参加者：18名）、共催として、ニヶ領用水のガサガサ体験（運営及び参加者：55名）、たこつくり・たこあげ（参加者：202人）を実施しました。たまたま子育てまつり等のイベントに参加し、外遊びに関する普及啓発や外遊び活動に興味・関心のある方に向けたご案内をしました。	夏の「思いっきり外遊び」について、猛暑のため中止となってしまいました。急遽2月に主催として「大人の風揚げ交流会」を実施し、実施回数を減らすことなく、外遊び活動を行うことができました。また、その他区内のイベントにも積極的に出展し、外遊び活動に興味・関心のある個人・団体にアプローチを行いました。	外遊びを推進する担い手不足が課題となっているため、たまたま子育てまつり等のイベントでの出展を通して、外遊び活動に興味・関心のある個人・団体へのアプローチを行っています。	3	多摩区役所	地域ケア推進課
					178		子育て支援者養成事業	■目的・目標：子育て支援に関心のある人を対象に連続講座を実施します。 ■事業概要：安心して子育てを楽しめる環境づくりや地域ぐるみで子どもと子育てを見守り、支援する体制の整備が必要となっていることから、地域の様々な子育て支援活動・多世代交流活動で活躍できる支援者の養成を行います。	全9回にわたる子育て支援者養成講座（子育て支援に係る学習機会の提供）を、会場受講と録画受講を併用して実施し、計29名の方が受講しました。また、具体的な活動イメージを持ってもらうことを目的として、希望者には地域活動団体での実習を行いました。	全3回にわたる子育て支援者養成講座（子育て支援に係る学習機会の提供）を実施し、延べ16名が受講しました。また、具体的な活動イメージを持ってもらうことを目的として、希望者には地域活動団体での実習を行い、延べ6名が参加しました。	受講回数を減らしたことで、より気軽に参加していただくことができました。 実際の活動参加につながるよう地域活動団体での実習を取り入れることで、必要な知識を身に付けた子育て支援者を増やし、よりよい子育て環境の構築に向けた取組を進めることができました。また、地域の子育て支援団体を含めてのワークショップを開催することにより、受講者の子育て支援に対する目標や理解を深めることができました。	実際の子育て支援の場面に求められる知識や情報をより多くの方に提供ができるよう、講義内容や回数、受講方法について、今後も引き続き検討を重ねていく必要があります。	3	多摩区役所	地域ケア推進課
					179		地域子育て力向上支援事業	■目的・目標：少子化や近隣関係の希薄さ等子育てを取り巻く環境の変化による育児不安や育児負担感を軽減し育児力の向上を促します。 ■事業概要：乳幼児健診・相談時の環境整備や親子の交流の場を通し地域での子育て力向上を働きかけます。	乳幼児健康診査及び産後健診において保育士を配置し、安心して受診ができる環境づくりを行いました。また、2か所の地域サロンでのボランティア等との交流や、子育てセミナーを開催し保護者の育児力が上がるよう働きかけを行いました。さらに育児不安を抱えやすい多胎児の子育てグループを開催し、相談の場や交流の場を設けることで育児不安や困難さを保護者が抱え込まないようにしました。	乳幼児健康診査や地域子育てグループ等において保育士を配置し、保護者が安心して受診や事業に参加ができる環境づくりを行いました。また、2か所の地域サロンでのボランティア等との交流や、子育てセミナーを開催し保護者の育児力が上がるよう働きかけを行いました。さらに育児不安を抱えやすい多胎児の子育てグループを開催し、相談の場や交流の場を設けることで育児不安や困難さを保護者が抱え込まないようにしました。	乳幼児健康診査等において保育士を配置し、保護者が安心して受診や事業に参加ができる環境づくりを行いました。また、2か所の地域サロンでのボランティア等との交流や保護者の育児力が上がるよう働きかけを行いました。さらに育児不安を抱えやすい多胎児の子育てグループを開催し、相談の場や交流の場を設けることで育児不安や困難さを保護者が抱え込まないようにしました。また、高齢初産婦の会や子育てセミナーにて遊び方や子どもとのかわり方、子育てにおける手の抜き方などを伝え育児力の向上に繋がりました。	子育てを取り巻く環境は日々変化しているため、育児不安や育児負担感を軽減できるような支援を身近な場面で、時代に合せて、継続的に実施することが子どもの権利を保障する環境づくりにつながると考えます。	3	多摩区役所	地域支援課
					180		「おいでよ！ たまっ子」～あおぞら保育～	■目的・目標：地域の保育園職員や園児と地域の親子の交流を通し、楽しい子育てや保育の方法を伝え合い、子育てや保育を支援します。 ■事業内容：区内7か所の公園に保育士が出向き、主に1～2歳児を対象にした様々な遊びを楽しんだり、子育てや保育の相談を受けたりします。	コロナが5類になり、園児同士の交流が少しずつ開催されたことから事業を再開しました。区内5か所の公園に保育士が出向き、遊びの提供と公園での利用についての注意点を伝えました。民間保育園の0～2歳児を対象に誘い掛け、また、公園を利用している地域の親子にも声をかけ、遊びの提供と交流を行いました。	5か所の公園で各2回実施。保育士が出向き、公園の利用について伝えたり、遊びの提供を行ったりした。民間保育園の0～2歳児を対象に誘い、公園内で複数園の園児が交流する中に、公園利用の地域の親子を誘い、一緒に楽しむことで、あそびなどを知るきっかけ作りや遊びの提供と交流を行った。	民間保育所の職員・園児と遊びを展開しながら公園利用の親子に声をかけることで、無理なく誘う事ができました。その中で同年齢の子どもとの交流を楽しんだり、手あそびなどを知るきっかけとなりました。園庭開放など、園で行っている地域支援の広報を行いました。	公園利用の親子によって、参加したい方、見ていたい方などそれぞれに反応が違う為、無理なく声かけを行い、実施していく方向で考えていきたいと思っています。	3	こども未来局	多摩区保育・子育て総合支援センター
					181		「ママと遊ぼう！ババもね」	■目的・目標：家庭で保育している親子を主な対象に楽しく集い遊ぶ場の提供を地域の子育て支援者と協働で実施し、育児不安やストレスの軽減、保護者同士の交流を推進します。 ■事業概要：区内3か所を会場に、公私立認可保育園、主任児童委員、民生委員児童委員、地域子育て支援センター等との協働により、子育てのフリースペースを開催し、親子のふれあい・交流・相談の場とします。	コロナが5類となり、定員数を、5～7月は15組（キャンセル待ち含め20組）、10月～12月は20組（キャンセル待ち含め25組）、1月～3月は20組（キャンセル待ち含め30組）と段階的に増やしながら、3か所で、4・8・9月を除く月1回開催し、参加者は計901名となりました。各エリアの状況等確認と開催内容の充実のため、スタッフとの連絡会を、エリア毎で1回ずつ、全体会を1回、開催しました。	3か所で、4・8・9月を除く月1回開催し、913名の参加がありました。各エリアの状況等確認と開催内容の充実のため、スタッフとの連絡会を、5月にエリア毎で1回ずつ、1月に全体会を1回、開催しました。	区内公民保育園が主催、民生委員児童委員協議会等の協力で実施しています。令和6年度は民間園の参加が増え、民生委員の参加人数も増える形で、地域の子育てでの親子の集いの場、家庭での子育てのヒントになる情報の提供などを充実させて行うことができました。	区内でも地区により参加者の人数に差があるものの、居住地から少しでも近い会場での会に参加できることを目的とし次年度も引き続き3か所で実施していきます。	3	多摩区役所	保育所等・地域連携担当
					182		保育体験等の子育て支援事業	■目的・目標：子育てにゆとりと自信を持てるよう、保育体験や専門職の各種講座を通して乳幼児の発達や発育、生活を知らせながら子育てに対する悩みや不安の解消を促進します。 ■事業概要：園児と一緒に保育カリキュラムに基いた生活や遊びが体験できる保育体験や子育て講座等を実施します。	講座、交流保育等の子育て支援事業が対面での再開となり、公立保育園3園で実施しました。講座は3園合計388組、交流保育は3園合計51組の参加がありました。専門職の講座は、栄養・健康・子育て・父親講座等を開催し、お子さんを遊ばせながら各園の専門職の知識を学ぶ場や、親子で楽しく遊ぶ場の提供をしました。	公立保育園3園で実施しました。保育園専門職による講座は栄養・健康・子育て・父親講座等を開催し、地域の未就園児と保護者312名の参加がありました。交流保育では在園児と一緒に保育園の遊びや生活を体験し、233名の参加がありました。	専門職講座では、お子さんを遊ばせながら各園の専門職の知識を学ぶ場や、親子で楽しく遊ぶ場の提供をすることができました。交流保育では在園児と過ぐす中で、同世代の他の子と交流を持つ機会とあり、保護者もわが子以外の姿を知り安心したり、育児をするうえで学びを得る機会を提供することができました。	地域の家庭にとっては、在園していないのに保育施設等の門扉を開くことにハードルがあるという声があります。実際の様子をわかりやすくお伝えする等、引き続き広報の辞意実を図っていきます。	3	こども未来局	多摩区保育・子育て総合支援センター

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する 条文	重点的 取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和6年度の成果	令和6年度の課題	令和6年の 達成度	所管局	所管課
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設 及び地域にお ける子どもの 権利保障	(7)子どもの養育の支援	⑭ 各区の地域特性に合わせた子育て支援事業を行うほか、個別の支援を必要とする子どもを持つ親や、経済的に困窮する等により子どもの養育が困難な親等に対して、子育て環境の向上や各種相談体制及び助成制度など状況に応じた必要な支援を行います。	18条		183	8 105 113	社会教育振興事業 (再掲)	■目的・目標：民主主義の精神にのっとり、平和と基本的人権を尊重し、市民が自らの学びを創造する豊かで活力のある地域社会の実現をめざします。 ■事業概要：教育文化会館や市民館において、平和・人権・男女平等推進学習や青少年教室事業、子育て・共育学習活動などとおして、共に生きる地域社会の創造をめざす学習事業を実施します。	社会教育振興事業は、教育文化会館・市民館・分館において、市民の学びを通じた出会いを促進し、より豊かで活気のある地域社会の実現をめざし、平和や人権、男女平等の学習、外国人市民や障害者等との共生に向けた学習、少子・高齢社会への対応、まちづくりの支援など、幅広い事業を行っています。教育文化会館・6市民館・6分館において、436事業を実施し、延べ69,152名が参加しました。	社会教育振興事業は、教育文化会館・市民館・分館において、市民の学びを通じた出会いを促進し、より豊かで活気のある地域社会の実現をめざし、平和や人権、男女平等の学習、外国人市民や障害者等との共生に向けた学習、少子・高齢社会への対応、まちづくりの支援など、幅広い事業を行っています。教育文化会館・6市民館・6分館において、429事業を実施し、延べ71,975名が参加しました。	【青少年教室事業】 事業数 8事業 延べ参加者数 274人 (例) 教育文化会館 「おもしろ選挙体験～究極の選択～夏VS冬!？」延べ13人参加 高津市民館 「小学生のための絵本作り講座」延べ56人参加 【その他子どもに関わる講座】 事業数 30事業 延べ参加者数 2,036人 (例) 多摩市民館平和・人権・男女平等推進学習「ヤングケアラー理解講座」延べ参加者数32人 日吉分館地域コミュニティ交流・学習事業「日吉あそびっ子クラブ2024」延べ参加者数89人	多様化する課題を横断的に学べるように、引き続き、平和、人権や男女平等等に関する様々なテーマを取り上げていく必要があります。	3	教育委員会事務局	生涯学習推進課
					184		子育て人材バンク事業	■目的・目標：区内で活動する子育てサークル等の活動を支援するとともに、子育てに関する知識や技術を有するボランティアの活躍の場を提供します。 ■事業概要：区内で活動する子育てサークル等に保育や遊びのボランティアを派遣し、グループ活動の支援を行います。	「麻生区子育て人材バンク事業」において、子育てグループに対して子育てボランティアを延べ86名を派遣し、グループ活動の支援を行いました。 利用会員登録は17団体(新規登録1団体)、ボランティア会員登録15人(新規登録1人)で、新たな団体への支援も行いました。	「麻生区子育て人材バンク事業」において、子育てグループに対して子育てボランティアを延べ51名を派遣し、グループ活動の支援を行いました。 利用会員登録は17団体、ボランティア会員登録19人(新規登録4人)で、新たなボランティアも加わりました。	利用対象を子育てグループのみでなく、子育てサロン等の地域で子育て支援活動の主催者へ拡大し、改訂したリーフレットを配布し周知することで、子育てサークル等の支援を行いました。	子育てグループの活動が減少しているため、派遣件数が伸び悩んでいます。	3	麻生区役所	地域ケア推進課
	(8)子育てしやすい環境づくり	⑮ 事業者や市民に対し、子育てしやすい働き方や職場環境に関する啓発を行います。	18条		185		男女共同参画センター(すくらむ21)事業	■目的・目標：子育て期にある男女が仕事を持つ親等が自分自身を大切にしながら、安心して子育てできる環境づくりをサポートします。 ■事業概要：ワーク・ライフ・バランスなどの男女共同参画に関連する講座やサロン、イベントの開催、市内の事業所や学校への出前講座の開催等を通じ、事業者や市民に対する啓発を行います。	男女共同参画センターにおいて、「男性のための支援講座3回、延べ参加人数323人」、「協働事業子育て支援講座11回、延べ参加人数119人」、「シングルマザーを対象とした複合的な困難課題の把握・必要な支援へのつなぎ2回、延べ参加人数151人」の講座開催により、仕事と家庭の両立に向けた支援等を行いました。 また、市内の団体、事業所、学校等への出前講座を実施しました。そのうち、事業所向けの研修では、職場環境に関してハラスメント研修等を実施し(計4回、延べ参加人数72人)、子育てしやすい働き方や職場環境に関する啓発を実施しました。	男女共同参画センターにおいて、「男性のための支援講座5回、延べ参加人数492人」、「未就学児とその家族を対象としたダンス事業5回、延べ参加人数53人」の講座開催により、仕事と家庭の両立に向けた支援等を行いました。 また、市内の団体、事業所、学校等への出前講座を実施しました。そのうち、事業所向けの研修では、職場環境に関してハラスメント研修等を実施し(計5回、延べ参加人数205人)、子育てしやすい働き方や職場環境に関する啓発を実施しました。	子育てしやすい環境づくりに向けて、様々な講座等の開催を通じた啓発を行うことにより、子育て期にある方々が自分自身を大切にしながら、安心して子育てできる環境づくりを継続的にサポートしました。	安心して子育てできる環境づくりをサポートするため、今後も仕事と家庭の両立に向けた支援や出前講座を通じた啓発など子育ての男女の負担の差がなくなるよう工夫をしながら継続的な開催取組が必要です。	3	市民文化局	人権・男女共同参画室
					186		ワーク・ライフ・バランス推進事業	■目的・目標：子育て家庭に対し、ワーク・ライフ・バランスの考え方や取組についての普及・啓発を行います。 ■事業概要：事業者や住民が、仕事と家庭生活の調和の重要性を理解し、働き方を見直す契機とするために、九都県市や4県市(神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市)で合同して広域的なワーク・ライフ・バランスの推進に取組むとともに、市内在住・在勤の子育て中の方を対象としたセミナーを開催し、ワーク・ライフ・バランスの啓発への取組を推進します。	九都県市の連携によるワーク・ライフ・バランスデーの広報活動を行いました。また、子育て家庭やこれから子育てを行う方(いずれも市内在住または在勤)に向けて、講義とグループワークを含むセミナーをオンライン形式で1回実施し、計17名の参加がありました。	九都県市の連携によるワーク・ライフ・バランスデーの広報活動を行いました。また、子育て家庭やこれから子育てを行う方(いずれも市内在住または在勤)に向けて、講義とグループワークを含むセミナーをオンライン形式で1回実施し、23人(19組)名の参加がありました。	九都県市の連携による広報活動や市内在住または在勤の子育て中の方やこれから子育てを行う方を対象としたセミナーを開催したことで、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発が行えるように検討していきます。 また、若い世代が様々なライフイベントに柔軟に対応できるよう、性別にかかわらず必要となる知識や情報を習得できるセミナーを検討していきます。	3	こども未来局	企画課	
	(9)親等による虐待・体罰の防止及び救済等	⑯ 要保護児童等の適切な保護や相談支援を実施するため、児童相談所や区の体制強化や児童家庭相談支援機能の充実に取り組むとともに、「要保護児童対策地域協議会」等、各種関係機関の連携により、虐待の早期発見、早期対応及び未然防止に努めます。	19条	☆	187		要保護児童対策地域協議会	■目的・目標：児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会の運営を適切に行います。 ■事業概要：要保護児童等の適切な保護を図るため、各種関係機関により構成される要保護児童対策地域協議会において情報交換や役割分担及び支援計画等の協議を行い、児童虐待の早期発見、早期対応を図ります。	要保護児童対策地域協議会(代表者部会)において、情報交換、役割分担、支援計画等の協議を行い、児童虐待の早期発見、要保護児童等への適切な支援及び保護を実施しました。(開催回数18回) また、要保護児童対策地域協議会(連携調整部会)において、効率的・効果的な情報交換、役割分担、適切な支援等を実施しました。	要保護児童対策地域協議会(代表者部会)(開催回数19回)において、情報交換、役割分担、支援計画等の協議を行い、児童虐待の早期発見、要保護児童等への適切な支援及び保護を実施しました。(開催回数19回) また、要保護児童対策地域協議会(連携調整部会)において、効率的な情報交換、役割分担、適切な支援等を実施しました。	要保護児童対策地域協議会において、情報交換、役割分担、支援計画等の協議を行い、児童虐待の早期発見、要保護児童等への適切な支援及び保護を実施しました。 要保護児童等の現状を知るだけでなく、講師を招いて当事者であるこどもや家族の声をテーマに含む講演を行いました。	要保護児童等については、今後も地域ネットワークを活用しての伴走型支援が見込まれるため、当事者であるこどもや家族の声を大事にしながらネットワークの更なる強化を行い、効果的・具体的な連携を進められるような取り組みを進めていく必要があります。 また、要保護児童対策地域協議会(連携調整部会)については、より効果的な運営方法等について引き続き検討していく必要があります。	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
						188		児童虐待防止に関する総合調整	■目的・目標：児童虐待防止のために必要な、本庁、区役所、児童相談所等の関係機関の連携を推進します。 ■事業概要：本庁、区役所、児童相談所間等、関係機関の連携により、要保護児童等への適切な相談支援を実施するとともに、虐待の早期発見、早期対応及び未然防止に努めます。	本庁、区役所、児童相談所等、関係機関の連携により、要保護児童等への適切な相談支援を実施しました。また、虐待の早期発見、早期対応を図るとともに虐待の未然防止に努めました。	本庁、区役所、児童相談所等、関係機関の連携により、要保護児童等への適切な相談支援を実施しました。また、虐待の早期発見・早期対応を図るとともに虐待の未然防止に努めました。	区役所地域みまもり支援センターにこども家庭センター機能を位置付けるとともに、令和7年度から試行実施することとし、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもへの切れ目ない支援のため、区役所における相談支援体制を整備しました。	子どもに関する様々な問題につき適切な支援が図られるよう、関係機関等との連携のあり方について引き続き検討していく必要があります。	3	こども未来局
		⑰ 児童虐待の発生予防と社会的認識向上のため、乳幼児健診の場や新生児訪問事業等で、親等に対する虐待・体罰防止に関する広報・啓発及び相談体制を充実するなど親支援を通じた虐待予防事業を実施します。	19条	☆	189		乳幼児虐待予防事業	■目的・目標：親支援グループでのミーティングを通じ、乳幼児虐待の未然防止、重症化予防を図ります。 ■事業概要：母子別室で母親が安心して語れる場面を保障し、自身の気持ちや行動を振り返る機会となるよう、親支援グループミーティングを実施します。	各区地域みまもり支援センターにて、子育てがづらい等育児の悩みを抱えている母親の把握に努めながら、グループミーティングの運営を実施し、虐待の未然防止、重症化防止を図りました。より適切な要支援者把握及び対応が行えるよう、スーパーバイズを実施し、人材育成及び関係機関の連携強化を図りました。	各区地域みまもり支援センターにて、子育てがづらい等育児の悩みを抱えている母親を対象にグループミーティングの運営を実施し、虐待の未然防止、重症化防止を図りました。また、かわさきスポーツパートナーと連携した広報や市社会福祉協議会との協働による啓発活動の実施、フロンティアレスモットキャラクターを活用した虐待防止のアニメーション動画を作成と、トレーニングチャンネル等での放映などの取組を行いました。	育児に悩みを抱えている母親を対象にグループミーティングの運営を実施し、虐待の未然防止、重症化防止をはかりました。また、人材育成及び連携強化のためにスーパーバイズを実施しました。	今後も乳幼児健診や各種相談事業、訪問事業等、他の母子保健事業との連携強化を図る必要があります。 引き続き支援に適切につなげるよう関係部署との調整を図ります。	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
						190		児童虐待防止啓発事業	■目的・目標：川崎市子どもを虐待から守る条例第13条に基づき児童虐待防止普及啓発活動を実施します。 ■事業概要：児童虐待の発生の予防と社会的認識の向上のため、様々な機会を捉えた啓発活動を行うとともに、関係機関等を対象とした研修会などを実施します。	11月の児童虐待防止推進月間を中心に、民生委員児童委員等関係団体と連携し、啓発活動を実施し、川崎フロンターレホームゲームでの啓発等、児童虐待の発生予防と社会的認識の向上に努めました。また、小学生チームによるフットサル大会「オレンジリボンファミリーカップ」の開催、市社協との協働による広報活動の実施、虐待防止のアニメーション動画を活用した広報などの取組を行いました。	11月の児童虐待防止推進月間を中心に、民生委員児童委員等関係団体と連携して啓発活動を実施し、川崎フロンターレホームゲームでの啓発等、児童虐待の発生予防と社会的認識の向上に努めました。また、かわさきスポーツパートナーと連携した広報や市社会福祉協議会との協働による啓発活動の実施、フロンティアレスモットキャラクターを活用した虐待防止のアニメーション動画を制作と、トレーニングチャンネル等での放映などの取組を行いました。	より効果的な虐待防止の普及啓発に向けて、引き続き啓発手法を検討していく必要があります。	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
						191	188	児童虐待防止に関する総合調整(再掲)	■目的・目標：児童虐待防止のために必要な、本庁、区役所、児童相談所等の関係機関の連携を推進します。 ■事業概要：本庁、区役所、児童相談所間等、関係機関の連携により、要保護児童等への適切な相談支援を実施するとともに、虐待の早期発見、早期対応及び未然防止に努めます。	本庁、区役所、児童相談所等、関係機関の連携により、要保護児童等への適切な相談支援を実施しました。また、虐待の早期発見・早期対応を図るとともに虐待の未然防止に努めました。	本庁、区役所、児童相談所等、関係機関の連携により、要保護児童等への適切な相談支援を実施しました。また、虐待の早期発見・早期対応を図るとともに虐待の未然防止に努めました。	区役所地域みまもり支援センターにこども家庭センター機能を位置付けるとともに、令和7年度から試行実施することとし、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもへの切れ目ない支援のため、区役所における相談支援体制を整備しました。	子どもに関する様々な問題につき適切な支援が図られるよう、関係機関等との連携のあり方について引き続き検討していく必要があります。	3	こども未来局

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する 条文	重点的 取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和6年度の成果	令和6年度の課題	令和6年の 達成度	所管局	所管課
施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設 及び地域における子どもの 権利保障	(9) 親等による虐待・ 体罰の防止及び救済等 等による虐待・体罰の 未然防止、予防に向けた 啓発活動の充実及び虐待 等の早期発見に努め、虐 待を受けた子どもに対す る迅速かつ適切な救済、 回復のための支援を行 います。	⑬ 来所に加え電 話・SNSを活用し た各種相談事業 や、児童相談所・ 区役所等の関係機 関及び地域の連携 により、虐待から の救済及び回復に 努めます。	19条 20条	☆	192	153	かながわこども家庭 110番相談LINE の実施(再掲)	■目的・目標：SNSを活用して相談を実施すること で、子どもを含む相談者の利便性の向上や気軽に相談 できる環境を作り、より幅広い層からの相談を受け付 けます。 ■事業概要：子ども本人や保護者などから児童虐待、 子育ての不安、しつけ、家庭や家族の悩みなど、子ど もに関する相談を受け付ける「かながわ子ども家庭 110番相談LINE」を実施します。	神奈川県、横浜市、相模原市、横浜質市と共同で「かな がわ子ども家庭110番相談LINE」を実施し、子ども本人 や保護者などから児童虐待、子育ての不安、しつけ、家 庭や家族の悩みなど、子どもに関する相談に対して、SNS を活用した相談対応を実施しました。(令和5年度LINE 相談件数732件、うち児童本人からの相談224件)。	神奈川県、横浜市、相模原市、横浜質市と共同で「かな がわ子ども家庭110番相談LINE」を実施し、子ども本人 や保護者などから児童虐待、子育ての不安、しつけ、家 庭や家族の悩みなど、子どもに関する相談に対して、SNS を活用した相談対応を実施しました。(令和6年度LINE 相談件数793件)。うち児童本人からの相談210件)。また、市が発行 する各種広報媒体やホームページにも案内を掲載しまし た。	SNSを活用して相談を実施し、相談者の利便性 の向上や気軽に相談できる環境を作ることににより、 子どもを含む、より幅広い層からの相談対応を実施 しました。	子どもに関する相談への対応を通じて児童虐待の 早期発見や未然予防につなげていくため、気軽に 相談できる窓口として、引き続き子ども本人や保護者 等に対して効果的な周知を行っていく必要がありま す。	3	こども 未来局	児童家 庭支 援・虐 待対策 室
		☆	193	152	児童家庭相談事業 (再掲)	■目的・目標：子どもが心身ともに健やかに生まれ育 ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよ う子ども及びその家庭を援助します。 ■事業概要：子どもに関する様々な問題につき、家庭 その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子 どものニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確 に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行 い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を 擁護します。	子どもに関する様々な問題につき、家庭その他から の相談に応じ、区役所及び児童相談所等関係機関との 連携のもと適切な支援を実施しました(令和5年度相 談受付件数9,248件)。	子どもに関する様々な問題につき、家庭その他からの相談 に応じ、区役所及び児童相談所等関係機関との連携の もと適切な支援を実施しました(令和6年度相談受付件 数：9,794件)。	様々な課題を抱える家庭に対して、区役所及び児 童相談所等関係機関との連携のもと適切な支援を 実施しました。 また、児童虐待のほか子育て家庭等の課題に対す る早期発見・対応、重篤化への未然防止等に向け て、区役所地域まもり支援センターにこども家庭 センター機能を位置付け、令和7年度から試行実 施することとしました。	多様な問題を抱えた家庭・児童への相談は今後も 増える予想されることから、引き続き、区役所及 び児童相談所等関係機関のより効果的な連携の充 実に向けた取組等を進めていきます。	3	こども 未来局	児童家 庭支 援・虐 待対策 室		
		☆	194		児童相談所相談事業	■目的・目標：児童虐待や複雑・困難化する児童家庭 相談に対し、専門性を生かした相談援助を行うこと もに、支援が必要な児童の一時保護、里親・施設入所 措置等を行います。 ■事業概要：相談ニーズの適切な把握と児童の意思 や気持ちを尊重し、子どもが解決の主体となるプロ セスを尊重した適切な相談援助を実施します。	複雑・多様化する児童相談に適切に対応するため、 職員一人ひとりの専門性の向上に取組、児童に関す る専門相談機関として、児童の意思や気持ちを尊重 した相談支援に努めました。	複雑・多様化する児童相談に適切に対応するため、各職 場における丁寧な業務指導・支援や日常的な助言等、 効果的なOJTを推進するとともに、研修体系に基づ く研修の受講管理など、計画的なOFF-JTを実施す ることにより、職員一人ひとりの専門性の向上に取 り組み、児童に関する専門相談機関として、児童の 意思や気持ちを尊重した相談支援に努めました。	児童に関する専門相談機関として、職員一人ひと りの専門性の向上に取り組むことで児童の意思や 気持ちを尊重した相談支援に努めました。	児童の意思や気持ちを尊重し、子どもが解決の主 体となるプロセスを尊重した適切な相談援助体制 構築の必要は高く、職員の専門性向上が必須です。 引き続き職員の専門性の向上に取り組み、児童に 関する専門相談機関として、児童の権利を尊重し た相談援助を実施していく必要があります。	3	こども 未来局	児童家 庭支 援・虐 待対策 室		
		☆	195		児童虐待防止セン ター事業	■目的・目標：児童虐待に関する通報・相談を24時 間365日受け付ける体制を構築することで、児童虐 待を早期に発見するとともに、虐待を受けた児童の 迅速かつ適切な対応や保護、支援等につなげます。 ■事業概要：子どもの虐待の通報や子育て不安に関 する相談について、24時間365日の電話相談を実 施します。	虐待通告及び子育ての不安・悩みへの適切な相談援 助により、虐待の早期発見・早期対応に努めました。 (令和5度相談受付件数：3,727件)。	虐待通告及び子育ての不安・悩みへの適切な相談援助 により、虐待の早期発見・早期対応に努めました。(令 和6度相談受付件数：2,022件)。	川崎市児童虐待防止センターにおいて、虐待通告 及び子育ての不安・悩みへの適切な相談援助によ り、虐待の早期発見・早期対応に努めました。	引き続き、児童虐待防止センターの周知を行い、 今後も児童虐待を早期に発見するとともに、虐待を 受けた児童の迅速かつ適切な対応や保護、支援等 につなげていきます。	3	こども 未来局	児童家 庭支 援・虐 待対策 室		
		☆	196		人権オンブスパー ソン相談・救済事業	■目的・目標：子どもの権利の侵害について、相談 及び救済の申立てを簡易に、かつ安心して行うこと ができ、市民の理解と相互の協調の下に迅速かつ柔 軟に救済を図ります。 ■事業概要：子どもの権利の侵害に関する相談に対 する助言及び支援を行うとともに、関係機関と連携 して救済申立てに関する調査・調整等を実施しま す。	子どもの権利の侵害に関する相談を受け付けて、相 談者に寄り添い、相談者自身の力で問題解決が図れ るよう適切な助言や支援を行うとともに、関係機関 と連携して救済申立てに関する調査・調整等を行 いました。 相談受付件数74件(内 救済申し立て件数8件)	子どもの権利の侵害に関する相談を受け付けて、相談 者に寄り添い、相談者自身の力で問題解決が図れる よう適切な助言や支援を行うとともに、関係機関と 連携して救済申立てに関する調査・調整等を行いま した。 相談受付件数96件(内 救済申し立て件数4件)	子どもの権利の侵害に関する相談を受け付けて、 相談者一人ひとりの状況等を的確に把握し、相談 者に寄り添い、相談者自身の力で問題解決が図れる よう適切な助言や支援を行うとともに、関係機関と 連携して救済申立てに関する調査・調整等を行いま した。	子どもの権利の侵害に関する相談について、相談 者自身の力で問題解決が図れるよう適切な助言や支 援を継続していかねばなりません。また、救済申 立てについては、関係機関等と連携し迅速かつ 的確な調査・調整等を行うことが求められます。 子どもがより相談しやすいよう、メール等でも 相談できる環境の整備が課題と考えています。	3	市民オ ンブ ズマン 事務局	人権オ ンブ ズパー ソン担 当		
		☆	197		川崎市立学校イン ターネット問題相 談窓口	■目的・目標：川崎市立学校インターネット問題に 対する相談業務における環境を整備し、その充実を 図ります。インターネットや携帯電話でのいじめ・ いやがらせ・トラブルや依存などのインターネッ ト問題に対する相談業務の窓口役を果たします。 ■事業概要：ネットいじめやインターネットトラ ブル(SNS、チェーンメール、課金請求、依存な ど)で困っている子どもや保護者からの電話、メ ール相談を受け付け、関係機関等と連携しながら 早期解決をめざします。	今年度のインターネットトラブル関連の相談件数 は、51件ありました。動画投稿や画像の取扱い等 のSNSへの投稿を含んだ相談が37件と最も多く、 次いで批判・悪口・苦情に関する内容が9件とな っています。 今年度も子どもたちを守るための啓発資料とし て「川崎市版保護者向けインターネットガイド(Ａ 3表裏1枚)」を作成し、全市立学校の小学校1年 生から高等学校3年生まで全児童生徒を通して その保護者に配布するとともに、全市立学校全 教職員に配布しました。	今年度のインターネットトラブル関連の相談件数 は、25件ありました。小中学校の児童生徒が対 象の相談が9件と最も多く、内容は人間関係の トラブルが4件、課金・金銭問題2件、批判・悪 口・苦情、個人情報流布、なりすましに関する 内容が3件となっています。 今年度も子どもたちを守るための啓発資料とし て「川崎市版保護者向けインターネットガイド(Ａ 3表裏1枚)」を作成し、全市立学校の小学校1年 生から高等学校3年生まで全児童生徒を通して その保護者に配布するとともに、全市立学校全 教職員に配布しました。	寄せられたインターネットトラブル等に関する相 談に素早く親身のることにより、インターネッ ト問題に対する相談業務の窓口役を果たしまし た。 毎年作成している「川崎市版保護者向けイン ターネットガイド」により、インターネットトラ ブルの現状やトラブルが発生したときに相談で きる窓口を周知することができました。令和6年 度は、子どもに迫るインターネットトラブルと してコミュニケーションや出会いについての注 意も周知をしました。また、インターネットガイ ドの利用について内容を紹介する別紙を添えて 配布を行うことにより、より広く活用いただ けるようにいたしました。	令和6年度は相談件数が減少傾向でした。相談 件数こそ減少しましたが、インターネット上の トラブルは日々変化しているため、最新の情 報の収集に努め、学校での情報モラル教育の 推進と合わせて、保護者へのインターネット トラブルに関する啓発を継続します。また、相 談内容に関しては、その内容に応じた関係部 局や学校との情報共有を継続し、トラブル発 生の早期発見、早期解決に取り組んでいきま す。	3	教育委 員会事 務局	情報・ 視聴 セン ター		
		☆	198		24時間電話相談	■目的・目標：子ども自身や保護者の悩み等を24時 間いつでも相談できる体制を整えます。 ■事業概要：子ども自身の悩みや、保護者の育 てに関する悩み等について、電話相談によ って対応します。	児童生徒や保護者の相談に即応できるよう、年 末年始を含め、24時間相談を受けできる体制 を継続しました。また、全市立学校児童生徒 にQRコードを掲載した電話相談紹介カード を配布し、より相談しやすくなるよう工夫 しました。夜間は民間企業に業務委託し、 連携して支援にあたっています。	児童生徒や保護者の相談に即応できるよう、年 末年始を含め、24時間相談を受けできる体制 を継続しました。また、全市立学校児童生徒 にQRコードを掲載した電話相談紹介カード を配布し、より相談しやすくなるよう工夫 しました。夜間は民間企業に業務委託し、 連携して支援にあたっています。	令和6年度は544件の相談電話のうち281 件は児童生徒からの相談で、一人ひとりに 寄り添った支援をすることができました。緊 急を要する案件については、関係部署で 迅速な連携につとめ、相談者の気持ちを 和らげると同時に、適切な相談機関に 繋げることができました。	相談窓口の一層の周知と、子どもが困った ことや悩みをいつでも相談できるように、 また様々な相談に迅速に対応することが できるよう子供を取り巻く社会情勢の 把握、相談員間の連携、他機関との 円滑な連携を継続する必要があります。	3	教育委 員会事 務局	教育相 談セン ター		
		☆	199		教育相談事業	■目的・目標：友人関係やいじめの問題、不登校等 に関する相談を行い、子ども、保護者を支援しま す。 ■事業概要：子ども自身の悩みや、保護者の育 てに関する悩み等について、来所面接相談 や電話相談によって対応します。	市内2カ所の相談室で友人関係やいじめの 問題、不登校に関する相談を行いました。 令和5年度は心理臨床相談員を2名増員 すると同時に、業務改善を進め、申込 から相談開始までの待機日数の縮減に 努めました。電話相談では土日祝日 を含め毎日対応できる体制を継続 しました。また、ホームページの 相談のご案内を改定し、相談窓 口の周知を図りました。	市内2カ所の相談室で友人関係やいじめの 問題、不登校に関する相談を行いました。 令和4年度から続いている業務改 善を進め、申込から相談開始までの 待機日数の縮減に努めました。電 話相談では土日祝日を含め毎日 対応できる体制を継続しました。 また、ホームページの相談の ご案内を改定し、相談窓口の 周知を図りました。	令和6年度は、来所面接相談では、 80件の新規相談があり、約9割が 不登校に関する相談で、子ども たち、保護者を支える教育相談 活動を行いました。また、電話 相談では、411件の相談に 対応し、相談の内容によって他 機関との連携を図りました。	子どもが困ったことや悩みを安心して 相談できる体制を整え、様々な 相談のニーズに応じて、学校 や関係機関と連携し、迅速に 対応するためにも、相談員 の相談技能の向上と相談窓 口の周知を図る必要があり ます。	3	教育委 員会事 務局	教育相 談セン ター		
		☆	200		スクールカウンセ ラーの配置・活用	■目的・目標：市立学校における不登校・いじめなど への対応に、心理の専門性を生かしたカウンセ リング等を行うためカウンセラーを配置等し、子 ども、保護者を支援します。 ■事業概要：各学校に、専門的知識・経験を持つ カウンセラーを配置、派遣し、教職員とは異 なる側面から教育相談に応じます。また、教 職員との情報共有などを通じて連携を図りな がら、子ども・保護者への多面的な相談体制 の構築をめざします。	市立中学校・高等学校へはスクールカウンセ ラーを週1回程度配置、市立小学校・特別 支援学校には学校巡回カウンセラーを月2回 程度定期派遣しました。心理の専門家とし て、相談業務だけでなく、教職員へのコン サルテーション、研修の講師、児童生徒の 行動観察など、問題の未然防止につな がる支援を行いました。事件事故等による 緊急配置も迅速に行い対応しました。	市立中学校・高等学校へはスクールカウンセ ラーを週1回程度配置、市立小学校・特別 支援学校には学校巡回カウンセラーを月2回 程度定期派遣しました。心理の専門家とし て、相談業務だけでなく、教職員へのコン サルテーション、研修の講師、児童生徒の 行動観察など、問題の未然防止につな がる支援を行いました。事件事故等による 緊急配置も迅速に行い対応しました。	令和6年度は、スクールカウンセラーは中 学校52校で延べ相談人数が2,169人、高 等学校5校で延べ相談人数が2,176人、 学校巡回カウンセラーは小・中・高117 校で延べ相談人数が18,100人でした。 定期的に心理の専門家等が学校に勤務す ることで、教職員と協力しながら、一人 ひとりに寄り添った支援を行うことが できました。	カウンセラーに対するニーズは高まって おり、配置日数の拡充やカウンセラーの 資質能力の向上のための研修の充実、安 定的な人員確保など、校内支援体制の充 実のについて、継続的に検討する必要が あります。また、カウンセラーの多忙化 解消の観点から、業務やその報告の手 順や方法について改善する必要があります。	3	教育委 員会事 務局	教育相 談セン ター		

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する 条文	重点 的 取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和6年度の成果	令和6年度の課題	令和6年 の達成度	所管局	所管課
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設 及び地域における子どもの 権利保障	(10) 育ち・学ぶ施設 等の環境整備・安全管理	⑱ 学校や子ども夢 パーク、こども文化 センター等において、親等や地域の 住民と連携を図りながら、子ども が自ら育ち、学べる よう環境を整備 します。	21条		201		こども文化センター	■目的・目標：自由に遊び、学びあひながら、児童の 自主性・創造性・協調性を養います。 ■事業概要：児童厚生施設として地域住民等と連携し ながら、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進 するとともに、情操を豊かにし、もって児童の健全な 育成を図ります。	各こども文化センターにおいて、地域住民や関係機 関と連携した種々の事業を行い、子どもの権利に配慮 しながら、子どもが自ら育ち、学べるよう、児童厚生 施設として児童の健全な育成を図りました。 具体的には、普段のコミュニケーション、意見箱、 こども運営会議を通じてスタッフが子どものやりたい ことに耳を傾け、こども文化センターの行事において 企画を含めてこどもが担う機会を提供して、活動を支 援しています。また、オンラインの活用など事業の実 施方法を工夫しながら地域交流・多世代交流などで多 くの高齢者を含めた大人と子どもが触れ合い、自らを 表現できる機会を提供して、活動を支援しています。	各こども文化センターにおいて、地域住民や関係機関と連 携した種々の事業を行い、子どもの権利に配慮しながら、子 どもが自ら育ち、学べるよう、児童厚生施設として児童の健 全な育成を図りました。 具体的には、地域住民と利用児童がダンスなどで自己を表現 できる場を創出したり、また、こども文化センターが地域 にアウトリーチを行い、地域のイベント等にこども文化セン ターとして参加するなど事業の実施方法を工夫しながら地域 交流・多世代交流を行っています。	地域住民や関係機関と連携し、オンラインや対面 など、様々な事業実施することで、児童厚生施設と して児童の健全な育成を行いました。	引き続き、子どもの居場所を提供するだけでな く、子どもの権利に配慮して子どもが育ち、学べる よう、健全育成を図っていく必要があります。	3	こども 未来局	青少年 支援室
							わくわくプラザ事業	■目的・目標：学校や地域との連携を図り、全ての児 童が生活の場として安らげる時間と空間を確保するこ とにも、地域の人々と共に育ち合う場を創ることで、 子どものすこやかな成長を図ります。 ■事業概要：全ての小学生を対象に、学校や地域等と の連携を図りながら放課後等に児童が安全・安心に過 こせる場づくりを進めます。	市内114か所の市立小学校において、全ての小学 生を対象に放課後等を安全・安心に過ごせる場づくり を進めています。また、学校や家庭、地域と連携しな がら、子育て家庭のニーズを踏まえた事業の充実を図 るとともに、職員の質の向上や児童が学び・育つよ い環境づくりを進めています。	市内114か所の市立小学校において、全ての小学生を対象 に放課後等を安全・安心に過ごせる場づくりを進めていま す。また、学校や家庭、地域と連携しながら、子育て家庭の ニーズを踏まえた事業の充実を図るとともに、職員の質の向 上や児童が学び・育つよりよい環境づくりを進めています。	指定管理者等と連携し、全ての小学生を対象に放 課後等を安全・安心に過ごせる場づくりを進めまし た。具体的には、令和6年度より全校実施の教育委員 会主導「みんなの家庭プロジェクト」が開始し、 わくわくプラザ事業の利用児童も参加することか ら、円滑かつ安全に同プロジェクトに参加できるよ う職員配置を行うなどの環境整備ができました。	引き続き、指定管理者等と連携し、全ての小学生 を対象に放課後等を安全・安心に過ごせる場づくり を進めていく必要があります。また、学校や家庭、 地域と連携しながら、子育て家庭のニーズを踏まえ て本事業を実施する必要があります。	3	こども 未来局	青少年 支援室
							子ども夢パーク事業	■目的・目標：条例第27条に基づき、子どもの居場 所の確保等のための取組を実施します。 ■事業概要：子どもの活動拠点として、また子ども ら誰でも利用できる施設として、地域住民等と連携し ながら、子どもの意見表明・参加を实践できる事業を 実施します。	子どもが自由に遊んだり、休んだりできる居場所を 確保することができました。 各種行事の実施に当たって子ども運営委員会を組織 するなど、多くの子どもの意見を反映させるとともに、 子ども自身が企画、実施に携わりました。子ども が意見を表明し、尊重されることを保障することで、 子どもの自主的及び自発的な参加活動を支援するこ うことができました。	子どもが自由に遊んだり、休んだりできる居場所を確保 することができました。 各種行事の実施に当たって子ども運営委員会を組織するな ど、多くの子どもの意見を反映させることにも、子ども自身 が企画、実施に携わりました。子どもが意見を表明し、尊重 されることを保障することで、子どもの自主的及び自発的な 参加活動を支援することができました。	子どもが自由に遊んだり、休んだりできる居場所を確 保することができました。また、事業の実施に あたっては、子どもの自主的な参加の下、子どもの 意見が尊重されることを保障することで、子どもの 自主的及び自発的な参加活動を支援することができ ました。	引き続き、子どもが安心して過ごせる居場所を確 保するために、利用する子どもや地域住民等と連携 していきます。 次年度に指定管理の更新を迎える中で、より一層 子どもの権利保障を意識して、仕様書等の内容を検 討していく必要があります。	3	こども 未来局	青少年 支援室
							学校運営協議会制度 推進事業	■目的・目標：地域と家庭、学校が一体となって子 どもを育てる「地域ともある学校」をめざし、地域住 民等との連携・協働を促進します。 ■事業概要：保護者や地域住民等が、学校運営の基 本方針を承認し、学校運営支援等について定期的に協議 することや、児童生徒の考えや意見を受け止める機会 とすることで、地域の創意工夫を活かした特色ある学 校づくりをめざした学校運営の推進を図ります。	「学校運営協議会」の設置校（コミュニティ・ス クール）において、児童生徒が地域住民や保護者等と 意見交換を行う機会を設け、児童生徒が主体的に参加 できる取組等について協議を行いました。	「学校運営協議会」の設置校（コミュニティ・ス クール）において、児童生徒が地域住民や保護者等と意見交換を行う 機会を設け、児童生徒が主体的に参加できる取組等について 協議を行いました。	児童生徒が学校での取組や自分たちの考えや思い を表明し、地域住民や保護者等と意見交換すること ができ、子どもたちの学びや生活の様子を共有する ことができました。また、子どもたちが安心して学 校生活が送れるように、学校と家庭、地域でできるこ とを協議し、教育環境の充実を図りました。	児童生徒の考えや思いを地域住民等が受け止める ことは重要であることから、引き続き意見表明の機 会や安心できる学校づくりの協議の充実を図って いく必要があります。	3	教育委 員会事 務局	教育政 策室
		⑳ 保育園や学校、 こども文化セン ター等における施 設整備等、子ども の自主的な活動が 安全のもとで保障 されるよう、利用 しやすい環境とと もに、安全管理体 制を整備します。	22条		205		安全管理事業	■目的・目標：保育所内での会議や安全点検及び研修 を通して、職員一人一人の安全管理についての意識の 向上を図ります。 ■事業概要：各保育所において、園長の管理のもと、 安全点検表を作成し、施設設備、遊具、玩具、用具、 園庭等を定期的に点検し、安全性の確保や機能の保持 に努めます。また安全管理研修を実施します。	各園で安全計画、安全点検表を作成し、年間をとお して計画的に、施設設備、遊具、玩具、園庭等の安全 点検や児童・保護者に対する安全指導、研修、訓練を 実施しました。危険箇所・改善点などについて職員会 議で周知し、安全性の確保や機能の保持に努めまし た。	避難訓練やチャイルドビジョン研修、心肺蘇生法、アク ションカード研修等を行い、職員や子どもたちの有事にお ける対応方法を学びました。保護者に対しては、避難訓練や災 害伝言ダイヤル、引き取り訓練を行い、意識喚起を行いま した。安全計画のもと、施設や遊具等の安全点検を行い、危険 箇所・改善点は職員で周知し、安全性の確保や機能の保持に 努めました。	定期的に安全点検を実施するとともに、職員会議 等で危険箇所や改善点について周知したことで意識 の向上につながりました。また、日頃の防災訓練や 防災教育を通して子ども達の安全に対する意識が高 まりました。防災研修やさすまた訓練、アクション カードの園内研修を行い、有事の際の対応方法や職 員間での情報伝達の仕方などを学び、意識向上につ ながりました。	事故防止対策に努め、研修や情報の共有を通して 継続した取り組みを行い、さらなる職員一人一人の 安全管理や危機管理に対する意識向上を図ります。 また、振り返りを基に危機管理計画、防災訓練計 画を策定する他、自園の立地環境で起こりうる有事 を想定した内容を反映させた計画・実施することが 必要です。	3	こども 未来局	保育・ 子育て 推進部
							事故防止事業	■目的・目標：事故事例研修や事故報告書の分析結果 を基に、職員の事故防止への意識向上を図ります。 ■事業概要：保育所における乳幼児の事故事例を基に 研修を実施し、周知徹底を図り、再発防止に繋がります。 また、各園においてヒヤリハット記録を実施、分 析し日常的な事故予防対策に努めます。	事故報告書・ヒヤリハット記録について、職員間で 情報を共有するとともに、全職員で事故当時の状況を 検証・検討しました。	事故報告書・ヒヤリハット記録について、職員間で 情報を共有するとともに、全職員で事故当時の状況を 検証・検討しました。	事故報告書・ヒヤリハット記録について、職員間 で共有・検証・検討を行い事故の再発防止に努め 意識向上につながりました。アクションカード研修や 応急手当研修を実施し、職員の共通認識を持てたこ とで、安全に対する意識を高め、緊急対応が必要 な児に対して、迅速適切な対応を行うことができました。	引き続き、積極的なヒヤリハット事例や情報の共有 の意義を全職員で意識し、事故防止やリスクマネ ジメントの向上を図ることが必要です。子どもの事 故防止のために各年齢の特性をとらえ、行動を予測 した関りや子どもが安全に過ごせる環境づくりも 行っていきます。	3	こども 未来局	保育・ 子育て 推進部
							こども文化センター の施設整備	■目的・目標：老朽化施設を改修するとともに、バ リアフリーにも配慮し、全ての子どもが利用しやすい施 設にします。 ■事業概要：児童にとって安心、快適な居場所となる よう、老朽化した設備等を改修し、利用しやすい環境 を整備します。	3施設の外壁工事を行うなど老朽化した施設を改修 するとともに、1施設の施設内手摺の改修などバ リアフリーの理念に基づいた施設整備を行いました。	空調設備改修工事及び受変電設備改修工事など老朽化 した施設の設備を改修するとともに、1施設の手摺新設やス ロープ増設などバリアフリーの理念に基づいた施設整備 を行いました。	子どもの自主的な活動を安全に行える環境づくり を推進しました。	引き続き、老朽化する設備の補修等施設整備を実 施し、子どもが安心・安全に活動できる環境づく りを進めていく必要があります。	3	こども 未来局	青少年 支援室
							わくわくプラザ室の 施設整備	■目的・目標：わくわくプラザ登録児童、利用児童の 増加により、狭あいとなった施設の解消のため整備 を行います。 ■事業概要：児童にとって安心、快適な居場所となる よう、利用しやすい環境を整備します。	空調設備補修工事などを行いわくわくプラザの施設 の整備等を行うとともに、学校と協議し特別教室を利用 させてもらうなどして、狭あい施設の解消を行いま した。	空調設備補修工事などを行いわくわくプラザの施設の整備 等を行うとともに、学校と協議し特別教室を利用させて もらうなどして、狭あい施設の解消を行いました。	空調設備や床の補修工事などを行い、わくわくプ ラザの施設の整備等を行うとともに、利用児童が増 加しているわくわくプラザにおいては、学校と協議 して特別教室を利用させてもらうなどして、子ども にとって過ごしやすい環境づくりを推進しました。	引き続き、学校施設の活用や施設整備・補修等 を実施し、子どもが過ごしやすい環境づくりを進め ていく必要があります。	3	こども 未来局	青少年 支援室
							安全で快適な教育環 境整備事業	■目的・目標：児童・生徒に安全・安心で快適な教育 環境を整備し、提供します。 ■事業概要：エレベーターの設置など施設のバ リアフリー化を推進し、教育環境の向上を図ります。	児童生徒をはじめ保護者等のニーズをふまえ、バ リアフリー化を推進するために、計画的に工事を進め ました。	児童生徒をはじめ保護者等のニーズをふまえ、バ リアフリー化を推進するために、計画的に設計を進め ました。	今年度エレベーターの設置に関する取組につ いては、計画的に設計を進め、来年度以降の工事に 向け、新設1校、更新2校の設計を進めました。 (175校のうち171校設置完了)	エレベーターの設置については、ほぼ計画ど おり実施しております。児童生徒や保護者の 高いバリアフリー化を推進するために遅れが ないように計画的に進めてまいります。 また、設置済エレベーターの老朽化が 進んでいるため、今後は老朽化対応も 行いながら継続して事業に取り組み ます。	3	教育委 員会事 務局	教育環 境整備 推進室
							学校安全対策事業	■目的・目標：地域全体で学校安全に取組、み安全・ 安心な学校づくりを行います。 ■事業概要：警察官OBをスクールガード・リー ダーとして委嘱し、巡回指導やスクールガード（学校安全 ボランティア）の指導育成などの防犯対策を実施しま す。さらに児童の登下校時の安全確保を図るために、 通学路の整備や地域交通安全員の配置を行います。	スクールガード・リーダーを25名配置し、通学路 上の巡回や学校への指導助言、学校安全ボラン ティアの指導等、各学校における防犯対策の取組 を実施しました。また、スクールサポーター・各 区指導主事との情報共有を目的とした連絡調整 会議も開催しました。加えて、地域交通安全 員の認定等適正な配置を行いました。	スクールガード・リーダーを25名配置し、通学路 上の巡回や学校への指導助言、学校安全ボラン ティアの指導等、各学校における防犯対策の取組 を実施しました。また、スクールサポーター・各 区指導主事との情報共有を目的とした連絡調整 会議も開催しました。加えて、地域交通 安全員の配置状況を確認し、適正な配置 を行いました。	スクールガード・リーダーを25名配置し、一人 当たりの月平均で、約19回の巡回指導等 を実施ほか、地域交通安全員を適切に配置し、 児童生徒の登下校時における安全確保の 充実を図るための取組を進めました。	スクールガード・リーダーや地域交通安全員の配 置の拡充等、さらなる安全対策に向けた検討が 必要です。	3	教育委 員会事 務局	健康教 育課

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 令和6年度進捗状況報告書
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障(第3章)

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する 条文	重点 的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和6年度の成果	令和6年度の課題	令和6年 の達成度	所管局	所管課
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設 及び地域にお ける子どもの 権利保障	(11) 育ち・学ぶ施設 等の職員の虐待・体罰の 防止及び相談・救済等	㉒ 条例や虐待防止 に関する啓発資料 等の配布、各種研 修の実施等によ り、保育所や学校 をはじめとした育 ち・学ぶ施設の職 員に対し、子ども への虐待及び体罰 に関する相談体制を 整備するほか、関係機関 と連携を図り、子どもの 救済及び回復に努めま す。	23条	☆	211		保育園長を対象とし た研修会の開催	■目的・目標：各保育園園長を対象に、子どもの権利 に関する条例についての意識の向上及び人権尊重に基 づいた保育活動の推進を図ります。 ■事業概要：「子どもの権利に関する条例」における 子どもの権利について公民保育所等施設長を対象に、 研修会を実施し、子どもの権利への意識向上に繋げま す。	公民保育施設長を対象としたオンライン連絡会や各 区保育総合支援担当及び各区保育・子育て総合支援セ ンターによる研修の実施、各区保育総合支援担当及び 各区保育・子育て総合支援センターから情報発信した り研修を実施する中で、園内研修等の実施や園に出向 いてのデリバリー講座・ワークショップの開催に結び つけられるようにしました。	公民保育施設長を対象としたオンライン連絡会や各区 保育総合支援担当及び各区保育・子育て総合支援セ ンターによる研修の実施、情報発信をする中で、研修で の学びを職員に共有して園内研修等を実施したり、民 間保育所等に職員が出向いてのデリバリー講座・ワー クショップ等の開催につなげ、意見交換を行うなど、 意識の向上につなげました。	施設長連絡会での研修をうけ、子どもの権利につ いて話することで理解を深め、職場全体での子ども の「子どもの権利」等に関しての理解の促進を図り、 子どもの最善の利益を考慮した保育につなげました。 各園の状況や事例を共有し意見交換をすることで、 改めて権利や不適切保育について考える機会と なり学びを深めることができました。	引き続き意識啓発の機会をつくり、人権尊重に基 づいた保育活動の推進を図ることが必要です。新し い情報を得ながら、職員一人ひとりが意識を持ち子 どもの最善の利益について学びを深めていきます。 また、民間保育施設と共有し、地域全体の人権に 対する意識の向上に努めたいと思います。	3	こども 未来局	保育・ 子育て 推進部
				☆	212	14	保育園における職場 研修(子どもの権利) (再掲)	■目的・目標：「子どもの権利に関する条例」における 子どもの権利について、職場内で意識の向上及び人 権尊重に基づいた保育活動の推進を図ります。 ■事業概要：保育園等において子どもの権利をテーマ に職場研修を行い、子どもへの接し方について学ぶこ とで、言葉、態度による暴力、虐待、差別の防止に努 めます。	各職場で、身近な事例や冊子「保育のポイント集」 「保育の質ガイドブック事例集」等を活用し、不適切 な保育の防止やより良い保育の改善につながる取組に ついて話し合う機会を積極的に設けました。	各職場で、身近な事例や冊子「保育のポイント集」 「保育の質ガイドブック事例集」「人権擁護のためのセル フチェックリスト」等を活用し、不適切な保育の防止 やより良い保育の改善につながる取組についてワーク やロールプレイング等を行ったり、話し合う機会を積 極的に設け、実際の保育場面で対応について学びを深 めました。	保育の振り返りの中で、子どもにとって心地よい関 わりを大切な視点として考えました。子どもの権利を 最大限に尊重した保育、保育者の意識向上、保育環 境の改善につながりました。また、保育の中で対応に 悩む場面や疑問に感じていること等意見交換するこ とで、互いに子どもとの関わりや保育の意識改革、保 育の質の向上につながりました。	職場内で子どもの権利について職員間の意見交換 や学びあいの場、考える機会を継続的に持ち、子ど もの権利に関する理解や子どもの人権を尊重した保 育の促進を図ることを継続することが必要です。な ら、施設長がマネジメント力を発揮し職場環境の改 善を継続的に図る必要があります。性やジェンダーに ついてどう取り組んでいくかについても検討が必要 です。	3	こども 未来局	保育・ 子育て 推進部
				☆	213		子どもの権利に関する 条例のパンフレット 等による広報(施設 職員)	■目的・目標：条例パンフレット等の配布を通じて、 市内学校の児童生徒や子育て施設の職員が川崎市子 どもの権利条例を知り、理解を深めるために事業を実 施します。 ■事業概要：条例理解のためのパンフレット等を学校 や子どもに関わる施設に配布をすることにより、施設 職員の子どもの権利への理解を促進します。	保育園での園内研修、区内の認可保育所園長連絡会 議、各施設の研修、会議等の際に、子どもの権利に関 する条例のパンフレット等を提供しており、延べ 3,289部配布し周知に努めました。	保育所等の施設での研修や会議等の際に、子どもの権利 に関する条例のパンフレット等を提供しており、延べ約1,300 部配布し、周知に努めました。 また、市制100周年を機会に川崎市とうんこドリルがコ ラボして作成した「子どもの権利×うんこドリル」を市内育 て関連施設等において約12,000部配布しました。	条例パンフレット等の配布により、保育所の人権 研修で活用してもらった他、新たに「子どもの権利 ×うんこドリル」を市内の保育所等の施設において 配布し、職員研修や保護者への配布等に活用しても らい、職員における子どもの権利の更なる広報啓発 へ繋がりました。	「聞いたことがある」だけではなく、子どもと関 わる時の意識につなげることが大切です。 そのため、内容を理解している職員をさらに増や していくためにも、パンフレットの配布だけでなく、 講師派遣を含めて、園内研修等を推進していき ます。	3	こども 未来局	青少年 支援室
				☆	214		子どもに関わる職員 等への研修の実施 (再掲)	■目的・目標：川崎市子どもの権利に関する条例の第 7条「市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の中 で、子どもの権利についての学習が推進されるよう必 要な条件の整備に努める」と定められた条文を具現化 するために、子どもに関わる職員等に対して研修を実 施します。 ■事業概要：学校や子どもに関わる施設・行政職員等 に向けた研修等への資料提供や講師派遣により、子ど もの権利に関する意識を広めます。	子どもに関わる施設や地域の団体に向けて、50か 所約1,150名の研修を行いました。 各施設や団体の活動や仕事などに合わせて、研修ごと に内容を変更して実施しました。	子どもに関わる施設や地域の団体に向けて、57か所約 2,000名の研修を行いました。 「子どもの権利とは？」などの基礎的な内容だけでなく、 各施設や団体の活動や仕事内容、課題などに合わせた研修 を実施しました。 川崎市の虐待の実態や、相談・共有先についても研修内容 に取り入れました。	基礎的な研修を繰り返し実施するとともに、施設 や団体の活動内容や抱えている課題に合わせた内容 で研修することで、「日々の仕事や活動にそった 「子どもの権利の視点」が持てた」などの感想があ りました。 グループワークなど、仕事や活動を一緒にする仲 間同士で意見交流がしたことで、「今後の仕事や活 動に向けて具体的に考えることが出来た」との感想 がありました。 虐待の実態や、相談・共有先を再認識することで、 どのように対応できるか考えるきっかけになり ました。	基礎的な研修の重要性はあるものの、「子どもの 権利研修をする」というノルマ達成にとどまらない よう、各施設や活動団体が「子どもの権利」を仕事 や活動にそって考えることのできるよう、研修内容 を工夫しながら取組みを進める必要があります。 虐待防止・早期発見のために、相談機関等と共同 で研修するなどの取り組みを検討する必要があります。	3	こども 未来局	青少年 支援室
				☆	215	21	児童相談所等の職員 に関する研修(再掲)	■目的・目標：川崎市子どもの権利に関する条例第7 条第2項に基づき児童相談所等職員に対する研修を行 います。 ■事業概要：児童相談所その他関係機関等職員へ子ど もの権利擁護、児童虐待等に関する研修を実施すると ともに、関係機関への研修講師派遣を実施します。	児童相談所新任職員等研修(年1回・延べ49人参 加)にて子どもの権利をテーマに研修を実施するととも に、関係機関等への研修講師派遣を通じて、行政職 員を中心に子どもの権利意識向上を図りました。	児童相談所新任職員等研修(年1回・延べ66人参加)にて 子どもの権利をテーマに研修を実施するとともに、関係機 関等への研修講師派遣(4機関・計319人)を通じて、行政 職員を中心に子どもの権利意識向上を図りました。	児童相談所新任職員等研修において、南部児童相 談所の弁護士が講師となり、子どもの権利をテーマ にした研修を実施し、「子どもの幸せは子どもと一 緒に考えていく」という姿勢の大切さを学びまし た。開催日を一時保護所に関する研修と同日に行 うことで一時保護所職員の確実な参加を促しまし た。関係機関等への研修講師派遣を通じて、行政職員 を中心に子どもの権利意識向上を図りました。	児童相談所や区役所等で児童家庭相談業務を行 うにあたり、基礎となる子どもの権利について研修 の機会を設けることで、意識と業務の質の向上につ ながると考えられるため、研修を継続し、1人でも 多くの職員に参加してもらうよう工夫していく必要 があります。	3	こども 未来局	児童家 庭支 援・虐 待対策 室
				☆	216	29	体罰防止についての 意識啓発(再掲)	■目的・目標：人権に対する意識を向上させ、子ども の権利についての理解を深めながら、体罰の防止を図 ります。 ■事業概要：市内全校の教職員を対象に、人権尊重教 育の研修を実施します。	児童生徒指導連絡会議において、生徒指導担当者及 び児童支援コーディネーターを対象に、一人一人の特 性に応じた指導や支援の在り方や、教育的ニーズに対 応する児童生徒への指導、支援の在り方等を協議を行 いました。 児童生徒指導ハンドブックを改訂し、体罰防止につ いての意識啓発資料も掲載をしました。 年度末には、各学校において体罰及び不適切な関わ りの防止に係る校内研修を実施し、提出された市立 学校全校分の報告書を確認をしました。 人権尊重教育担当者研修会を年間4回開催し、「多 様性を尊重する教育」等のテーマで研修を実施した。	児童生徒指導連絡会議において、生徒指導担当者及び 児童支援コーディネーターを対象に、一人一人の特性 に応じた指導や支援の在り方や、教育的ニーズに対応 する児童生徒への指導や、支援の在り方等を協議を行 いました。 児童生徒指導ハンドブックを改訂し、体罰防止につ いての意識啓発資料も掲載をしました。 年度末には、各学校において体罰及び不適切な関わり の防止に係る校内研修を実施し、提出された市立学 校全校分の報告書を確認をしました。	市立学校全校で行われた体罰及び不適切な関わり の防止に係る校内研修や児童支援コーディネ ーターと生徒指導担当者が一人一人の特性に応じた指 導や支援の在り方等を協議する機会を設けたこと で、各学校の指導支援体制の強化が図れました。	児童生徒指導ハンドブックにおいて、体罰防止につ いての意識啓発資料の掲載や全職員へ研修資料を 配布し研修を行っているものの根拠には至ってい ないので、児童生徒指導連絡会議で体罰防止及び 不適切な関わり等の防止についての意識啓発や同僚 性を高めて、個人の意識を向上させていきます。	3	教育委 員会事 務局	指導課
				☆	217	30	人権尊重教育推進担 当者研修(再掲)	■目的・目標：子どもへの虐待及び体罰、いじめの防 止について啓発します。 ■事業概要：教職員に対して実践報告会や交流会など の研修を行い、権利の学習における効果的な指導方法 や学習資料の使用法について学びます。	人権尊重教育を推進する担当教職員に対して年4 回、人権に関する講話や実践報告などの研修を行いま した。今年度は多様性をテーマとして外部講師による 講演を行い、子どもが自らの持っている権利などを 考える契機としました。また、学校全体計画を作成 し、校内での組織的な人権尊重教育の位置付けを図 りました。また、権利学習における効果的な指導方法 や学習資料の使用法等、子どもの権利条例及び子ど もの権利についての理解を深めました。	人権尊重教育を推進する担当教職員に対して年4回、人権に 関する講話や実践報告などの研修を行いました。今年度は 「子どもの権利」をテーマとして外部講師による講演を行 い、子どもの意見表明権やそれを支える大人のアドボカ シーなどを考える契機としました。また、学校全体計画を 作成し、校内での組織的な人権尊重教育の位置付けを図 りました。また、権利学習における効果的な指導方法や 学習資料の使用法等、子どもの権利条例及び子どもの権利 についての理解を深めました。	人権尊重教育担当者研修においては、条例の趣 旨、指導方法の具体事例を伝えることで、子どもの 権利学習を計画的に推進し、具体的な取組につ いて考えることができました。それらを各学校に紹介し 共有することで、子どもの権利の理解の促進を図る ことができました。特に、子どもの意見表明権やそ れを支えるアドボカシー等、子どもの権利に関連の 深いテーマを取り上げ、子どもの権利について考え る機会となりました。	各学校が学校事情に合わせて、独自の工夫をし た取組を行っているため、今後も情報共有を行い、さ らに仕組みやすくするための検討が必要です。	3	教育委 員会事 務局	教育政 策室
				☆	218		校長を対象とした研 修会の開催	■目的・目標：子どもへの虐待及び体罰、いじめの防 止について啓発します。 ■事業概要：学校における「川崎市子どもの権利に関 する条例」についての意識の向上及び人権尊重に基 づいた教育活動の推進を図ります。	第3回の研修会において、人権尊重教育に関する講 話を実施しました。「教員が人権感覚を身に付ける重 要性」「川崎市子どもの権利に関する条例」「性的マ イノリティの児童生徒への対応」等に関する内容な ど、学校全体で共通理解するべき事項の確認や性の多 様性が尊重される「環境づくり」に必要な共通認識、 関連諸機関との連携について研修を行いました。また 、外国につながる児童生徒への対応について、日本 語指導の充実や保護者との連携に向けた研修を行いま した。 「かわさき教育プラン」の基本政策Ⅱの「豊かな心 の育成」を踏まえた内容を理解することを通して、人 権を尊重した教育を進めていくことの重要性の認識 を深めました。	第3回の研修会において、人権尊重教育に関する講 話を実施しました。「教員が人権感覚を身に付ける重 要性」「川崎市子どもの権利に関する条例」等に関する 内容で、差別のない人権尊重のまちづくりのために、 人権尊重教育実践推進校の例を交え、学校全体で共 通認識を持ち進めていく重要性について研修しまし た。性の多様性が尊重される「環境づくり」に向け、 誰もが当事者意識を持つこと、また、外国につな がる児童生徒への対応について、日本語指導の充 実や保護者との連携の必要性について研修を行いま した。 「かわさき教育プラン」の基本政策Ⅱの「豊かな心 の育成」を踏まえた内容を理解することを通して、人 権を尊重した教育を進めていくことの重要性の認識 を深めました。	市内すべての学校長に対して、学校における「川 崎市子どもの権利に関する条例」についての研修を することで、人権尊重教育に対する意識及び人権尊 重に基づいた教育活動について、個人や学校全体の 取り組み状況を振り返り、さらなる推進に向けた意 識の向上を図ることができました。	更なる推進を図るため、推進校の事例など内容を 更新し、継続的に取り組む必要があります。	3	教育委 員会事 務局	カリ キュ ラムセ ンター
				☆	219		教職員研修	■目的・目標：体罰やいじめ防止などの指導能力の向 上を図ります。 ■事業概要：「子どもの心をひらく児童生徒指導研 修」として、各学校での人権尊重教育の在り方や進め 方について学びます。	夏期休業中の希望研修として1回実施しました。研 修においては、玉川大学TAPセンターを講師として 招き、人権尊重を意識した教育活動を行うために児童 生徒同士が信頼関係を築くことができる体験型で実施 しました。	夏期休業中の希望研修として1回実施しました。研修 においては、玉川大学TAPセンターを講師として招 き、人権尊重を意識した教育活動を行うために児童生 徒同士が信頼関係を築くことができる体験型で実施 しました。	令和6年度は33名が参加し、受講者に理論と体 験を通して人間関係を構築するための方法を学ぶ機 会を提供することができました。受講者に対し、人権 尊重を意識した児童生徒同士の信頼関係づくりに ついて、指導能力の向上を図ることができました。	更なる推進を図るため、内容を更新し、継続的に 取り組む必要があります。	3	教育委 員会事 務局	カリ キュ ラムセ ンター

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する 条文	重点的 取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和6年度の成果	令和6年度の課題	令和6年の 達成度	所管局	所管課
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設 及び地域にお ける子どもの 権利保障	(11) 育ち・学ぶ施設 等の職員の虐待・体罰の 防止及び相談・救済等	㉔ 育ち・学ぶ施設 において、各種相 談カードの配布や スクールカウンセ ラーの配置、ス クールソーシャル ワーカーの派遣 等、子どもが虐待 や体罰について相 談しやすい環境を 整備するほか、関 係機関との連携に よる、子どもの救 済及び回復に努め ます。	23条	☆	220	89	児童養護施設等に入 所する子どもの権利 ノート活用（再掲）	■目的・目標：施設措置児童に「子どもの権利ノート」を配付し相談しやすい環境を整備することにより、児童の権利擁護を図ります。 ■事業概要：5県市（神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市）合同で、児童向けに「子どもの権利ノート」を作成・配付し、措置児童の権利擁護を図ります。	5県市調整のうえ、子どもの権利ノートの文面を見直した権利ノートを各児童相談所を通して市内施設へを配布し説明を行いました。	令和5年度に5県市の調整のもとで改訂した「子どもの権利ノート」について、各児童相談所を通して市内施設入所児童へ配布しました。また、付属の手紙について改訂しました。	新規入所措置児童だけでなく、昨年度から引き続き入所している施設措置児童も含めて、「子どもの権利ノート」を配布し、委託児童の権利保護を図ります。	今後も措置児童の年齢や成長段階に応じた理解ができるよう説明方法を工夫しながら「子どもの権利ノート」を配布し、委託児童の権利保護を図ります。	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室【児童福祉担当】
		☆	221		相談カード「ひとりで悩まないで」の作成、配布	■目的・目標：様々な悩みを抱える児童生徒に対して、相談できることを紹介し、ひとりで悩むことなく早期解決を図るための取組を行います。 ■事業概要：児童生徒、教職員に対して様々な相談機関を記載したカードを配布し、個別の悩みに対して救済する支援を行います。	相談カードを118,500枚作成し、市立の小、中、高校、特別支援学校に在籍する児童生徒のほか、区役所や総合教育センターなどにも配布し、様々なところから情報を得て子どもたちが相談できるような環境づくりを行いました。 児童生徒が容易に相談しやすくなるため、メールやLINEで相談できるサイトにアクセスできる二次元コードを引き続き掲載しました。	相談カードを118,500枚作成し、市立小、中、高校、特別支援学校に在籍する児童生徒のほか、区役所や総合教育センターなどにも配布し、様々なところから情報を得て子どもたちが相談できるような環境づくりを行いました。 また、児童生徒が容易に相談しやすくなるため、メールやLINEで相談できるサイトにアクセスできる二次元コードを引き続き掲載しました。	子どもたちにとってより使いやすいカードにしたおり、学校、関係諸機関で配布できたことで、一人ひとりに相談できる機関があることを伝えることができました。また、児童生徒が容易に相談しやすくなるため、二次元コードを付けることで環境の整備を進めることができました。	カードを配布することで、児童生徒一人ひとりに相談機関を伝えることはできましたが、「困ったときに相談しやすい」という意識の醸成は、他の事業と合わせて引き続き行う必要があります。	3	教育委員会事務局	教育政策室		
		☆	222		スクールソーシャルワーカーの配置事業	■目的・目標：不登校やいじめの問題等、子どもが置かれた状況に応じた支援を行います。 ■事業概要：スクールソーシャルワーカーを各区に配置し、関係機関と連携しながら、子どもが置かれている環境の調整を行い、課題を抱えた子どもを支援します。	各区に1名以上（全12名）のスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒及び保護者の相談を受け、関係機関につなげるなど、課題解決への対応を図りました。 定期的に、スクールカウンセラーや児童生徒指導担当者、児童相談所等関係機関の職員との情報共有を行い、子どもへの虐待や体罰防止、いじめ防止等について、連携体制の強化を図りました。	各区に1名以上（全13名）のスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒及び保護者の相談を受け、関係機関につなげるなど、課題解決への対応を図りました。 定期的に、スクールカウンセラーや児童生徒指導担当者、児童相談所等関係機関の職員との情報共有を行い、子どもへの虐待や体罰防止、いじめ防止等について、連携体制の強化を図りました。	相談や支援を求める児童生徒及び保護者について、学校及び家庭への訪問により聞き取り等を行い、必要に応じて児童相談所等の関係機関と連携しながら、課題の解決を図りました。また、スクールカウンセラー等と定期的に情報提供を行い、学校支援の支援体制の充実を図りました。	リーフレットを活用して子どもたちの居場所や相談機関の情報を提供したり、ヤングケアラーの認知を広げたりする取組を行いました。また、関係機関との連携による更なる相談機能の強化を進めていきます。	3	教育委員会事務局	教育政策室		
		☆	223		電話相談ホットライン	■目的・目標：子どもや保護者等が抱えている悩みの相談・対応を行います。 ■事業概要：学校内外での人間関係などに不安を感じている人や悩んでいる人向けに、電話相談ホットラインを開設し、相談体制の構築を図ります。	学校内外を問わず、児童生徒自身や知人の生命、心身、財産に重大な被害が生じたとき、又は、生じる危険があると判断したときに、通報・相談できるように「24時間子供SOS電話相談」が開設されており、緊急を要する場合には関係課に電話を転送して、ただちに対応できる体制を整えています。また、携帯電話やスマートフォンに登録し、番号をタップすると連絡がつく仕組みを導入し、対応しています。 電話番号が書かれたカード等を配付して周知することに加え、児童生徒が活用しているGIGA端末のブックマークに登録をして周知しました。	学校内外を問わず、児童生徒自身や知人の生命、心身、財産に重大な被害が生じたとき、又は、生じる危険があると判断したときに、通報・相談できるように「24時間子供SOS電話相談」が開設されており、緊急を要する場合には関係課に電話を転送して、ただちに対応できる体制を整えています。また、携帯電話やスマートフォンに登録し、番号をタップすると連絡がつく仕組みを導入し、対応しています。 電話番号が書かれたカード等を配付して周知することに加え、児童生徒が活用しているGIGA端末のブックマークに登録をして周知しました。	毎年電話番号を周知することを徹底し、特に長期休業前には、相談先の一覧を児童生徒と確認をしています。また、相談が入った時には、関係各所が連携し、情報共有の下、迅速な支援や対応を行うことができました。	周知するために電話番号が書かれたカードの配布やGIGA端末のブックマークに登録を行ってきたが、周知方法についてさらに徹底するための検討を進めていきます。	3	教育委員会事務局	指導課		
		☆	224	199	教育相談事業（再掲）	■目的・目標：友人関係やいじめの問題、不登校等に関する相談を行い、子ども、保護者を支援します。 ■事業概要：子ども自身の悩みや、保護者の子育てに関する悩み等について、来所面接相談や電話相談によって対応します。	市内2カ所の相談室で友人関係やいじめの問題、不登校に関する相談を行いました。令和5年度は心理臨床相談室を2名増員すると同時に、業務改善を進め、申込から相談開始までの待機日数の縮減に努めました。電話相談では土日祝日を含め毎日対応できる体制を継続しました。また、ホームページの相談のご案内を改定し、相談窓口の周知を図りました。	市内2カ所の相談室で友人関係やいじめの問題、不登校に関する相談を行いました。令和4年度から続けている業務改善を進め、申込から相談開始までの待機日数の縮減に努めました。電話相談では土日祝日を含め毎日対応できる体制を継続しました。また、ホームページの相談のご案内を改定し、相談窓口の周知を図りました。	令和6年度は、来所面接相談では、80件の新規相談があり、約9割が不登校に関する相談で、子どもたち、保護者を支える教育相談活動を行いました。また、電話相談では、411件の相談に対応し、相談の内容によって他機関との連携を図りました。	子どもが困ったことや悩みを安心して相談できる体制を整え、様々な相談のニーズに応じて、学校や関係機関と連携し、迅速に対応するためにも、相談員の相談技能の向上と相談窓口の一層の周知を図る必要があります。	3	教育委員会事務局	教育相談センター		
		☆	225	200	スクールカウンセラーの配置・活用（再掲）	■目的・目標：市立学校における不登校・いじめなどへの対応に、心理の専門性を生かしたカウンセリング等を行うためカウンセラーを配置等し、子ども、保護者を支援します。 ■事業概要：各学校に、専門的知識・経験を持つカウンセラーを配置、派遣し、教職員とは異なる側面から教育相談に応じます。また、教職員との情報共有などを通じて連携を図りながら、子ども・保護者への多面的な相談体制の構築をめざします。	市立中学校・高等学校へはスクールカウンセラーを週1回程度配置、市立小学校・特別支援学校には学校巡回カウンセラーを月2回程度定期派遣しました。心理の専門家として、相談業務だけでなく、教職員へのコンサルテーション、研修の講師、児童生徒の行動観察など、問題の未然防止につながる支援を行いました。事件事故等による緊急配置も迅速に行い対応しました。	市立中学校・高等学校へはスクールカウンセラーを週1回程度配置、市立小学校・特別支援学校には学校巡回カウンセラーを月2回程度定期派遣しました。心理の専門家として、相談業務だけでなく、教職員へのコンサルテーション、研修の講師、児童生徒の行動観察など、問題の未然防止につながる支援を行いました。事件事故等による緊急配置も迅速に行い対応しました。	令和6年度は、スクールカウンセラーは中学校52校で延べ相談人数が21692人、高等学校5校で延べ相談人数が2176人、学校巡回カウンセラーは小特117校で延べ相談人数が18100人でした。定期的に心理の専門家が学校に勤務することで、教職員と協力しながら、一人ひとりに寄り添った支援を行うことができました。	カウンセラーに対するニーズは高まっており、配置日数の拡充やカウンセラーの資質能力の向上のための研修の充実、安定的な人員確保など、校内支援体制の充実のについて、継続的に検討する必要があります。また、カウンセラーの多忙化解消の観点から、業務やその報告の手順や方法について改善する必要があります。	3	教育委員会事務局	教育相談センター		
	(12) 育ち・学ぶ施設 等におけるいじめの防止 及び相談・救済等	㉕ 子ども自身が子どもの持つ権利を理解して、権利侵害から身を守るよう、権利学習派遣事業等により子どもの権利学習を推進します。	24条	☆	226	4	権利学習派遣事業（再掲）	■目的・目標：「川崎市子どもの権利に関する条例」第7条に基づき、学校教育及び家庭教育の中で、子どもの権利についての学習が推進されることを目的・目標とした取組を行います。 ■事業概要：小学校2～4、6年生及び中学生を対象に、子どもが暴力や権利侵害から自分を守る方法を身につける「子どもワークショップ」を行う講師を学校に派遣します。また、性的マイノリティの児童生徒への適切な対応及び正しい知識普及を図るため、当事者団体の外部講師を学校に派遣します。	CAPプログラム「子どもワークショップ」を小学校16校、中学校4校の合計20校79学級で実施しました。実施校においては、ロールプレイを中心とした参加型の学習を行い、暴力や権利侵害から自分を守る方法を身につけるとともに「安心・自信・自由」の3つのキーワードから、自分や他者にとって大切な権利とは何か、また、相談の大切さについて理解を深め、いじめの防止につながりました。オンラインや教職員研修で実施した「大人ワークショップ」と関連付けることで、学校でCAPに取り組みやすくなる体制を整備しました。さらに、「性的多様性プログラム」として、性的マイノリティの当事者団体を講師に招き、ありのままの自分である権利等を考える学習を25校193学級で実施しました。 教職員への周知を目的に、ライフステージに応じた研修や、人権尊重教育推進担当者研修において、条例の趣旨等を理解するための講話を引き続き実施しました。	CAPプログラム「子どもワークショップ」を小学校16校、中学校5校の合計21校79学級で実施しました。実施校においては、ロールプレイを中心とした参加型の学習を行い、暴力や権利侵害から自分を守る方法を身につけるとともに「安心・自信・自由」の3つのキーワードから、自分や他者にとって大切な権利とは何か、また、相談の大切さについて理解を深めいじめの防止につながりました。オンラインや教職員研修で実施した「大人ワークショップ」と関連付けることで、学校でCAPに取り組みやすくなる体制を整備しました。さらに、「性的多様性プログラム」として、性的マイノリティの当事者団体を講師に招き、ありのままの自分である権利等を考える学習を29校152学級で実施しました。 他にも、「子どもの権利条例」について学ぶ「授業プログラム」が今年度から本格的に始まり、小学校6校、中学校2校、特別支援学校1校の合計9校52学級で実施し、自分や友達との権利の大切さについて知り、考えを深めるための授業を実施しました。 教職員への周知を目的に、ライフステージに応じた研修や、人権尊重教育推進担当者研修において、条例の趣旨等を理解するための講話を引き続き実施しました。	大人のワークショップの開催方法を工夫するなどして、継続して子どもの権利学習派遣事業を実施することで、「安心・自信・自由」の3つのキーワードをもとに具体事例を通して、大人も子どもも子どもの権利を学ぶことができました。また、このワークショップを通して学んでいることを誰かに相談することの大切さを学ぶこともでき、いじめや虐待の早期発見につながっています。また、「性的多様性プログラム」を実施することで、性的マイノリティの児童生徒に関する相談の増加等の課題に対応したり、教職員の理解にもつながりました。他にも、「授業プログラム」を実施することで、川崎市にある子どもの権利に関する条例についての理解が深まり、自分や友達との権利を大切に考えることにつながった。	CAPプログラム、性的多様性プログラム、授業プログラムなど、子どもの権利学習派遣事業への申込が希望制のため、より多くの学校に派遣事業を届けられるような仕組みづくりをする必要があります。	3	教育委員会事務局	教育政策室
		いじめの防止を図るため、子どもに対して子どもの権利についての啓発を行い、施設の職員に対してはいじめ防止に関する研修を実施します。また、いじめに関する相談体制の整備を行うほか、関係機関と連携を図り、子どもの救済及び回復に努めます。	☆	227	6105	かわさき共生＊共有プログラム（再掲）	■目的・目標：子どもたちの豊かな人間関係をつくり、いじめ・不登校の未然防止等を図るための事業を実施します。 ■事業概要：市内公立学校において、いじめ・不登校の未然防止として、社会性を育成する「かわさき共生＊共有プログラム」を実施し、自分や他者の人権の尊重について理解し、よりよい人間関係を築くための方法やルール、SOSの出し方・受け止め方などのスキルを学び、集団づくりを促進します。	「かわさき共生＊共有プログラム」の担当者に向けて、4月と8月に集合形式での研修を行いました。また、学校からの要請等による研修も開催し、「個性の違いを認められる」という「自分を表現し、その意見が尊重され、仲間と分かち合うことができる」等、子どもの権利につながるエクササイズをしました。さらに、事業の啓発を継続するとともに「教育だより」などを活用した広報に努めました。 各学校で、昨年度から実施している「川崎市SOSの出し方・受け止め方教育」の1時間を含む年間7時間を標準時数としてエクササイズを実施しました。安心して生きる権利の周知とあわせて取り組みました。	「かわさき共生＊共有プログラム」の担当者に向けて、4月と8月に集合形式での研修を行いました。また、学校からの要請等による研修も開催し、「個性の違いを認められる」という「自分を表現し、その意見が尊重され、仲間と分かち合うことができる」等、子どもの権利につながるエクササイズを紹介しました。さらに、事業の啓発を継続するとともに「教育だより」などを活用した広報に努めました。 各職員が「川崎市SOSの出し方・受け止め方教育」の1時間を含む年間7時間のエクササイズを実施し、安心して生きる権利の周知とあわせて取り組みました。	担当者会や要請研修等の中で「かわさき共生＊共有プログラム」の理念や子どもの権利に関する条例についての理解を深める取組や学校における相談体制づくりの支援を行うことで、児童生徒の豊かな人間関係づくりをはかり、子どもの権利についての学習機会を設けることができました。	※昨年度も同じ課題でしたが、今回取り組んだことなどあれば、実施状況や成果に追記をお願いします。→既に追記した採用前研修の他に、更なる追記はなしです。	3	教育委員会事務局	教育政策室	

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 令和6年度進捗状況報告書
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障(第3章)

令和6年度の達成度(1～5の5段階評価で入力)
1:目標を大きく上回って達成 2:目標を上回って達成 3:ほぼ目標どおり 4:目標を下回った 5:目標を大きく下回った

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和6年度の成果	令和6年度の課題	令和6年の達成度	所管局	所管課	
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障	いじめの防止を図るため、子どもに対して子どもの権利についての啓発を行い、施設の職員に対してはいじめ防止に関する研修を実施します。また、いじめに関する相談体制の整備を行うほか、関係機関と連携を図り、子どもの救済及び回復に努めます。	㉓ 子ども自身が子どもの持つ権利を理解して、権利侵害から身を守るよう、権利学習派遣事業等により子どもの権利学習を推進します。	24条	☆	228	10114	権利学習派遣事業（再掲）	■目的・目標：「川崎市子どもの権利に関する条例」第7条に基づき、学校教育及び家庭教育の中で、子どもの権利についての学習が推進されることを目的・目標とした取組を行います。 ■事業概要：小学校2～4、6年生及び中学生を対象に、子どもが暴力や権利侵害から自分を守る方法を身につける「子どもワークショップ」を行う講師を学校に派遣します。また、性的マイノリティの児童生徒への適切な対応及び正しい知識普及を図るため、当事者団体の外部講師を学校に派遣します。	CAPプログラム「子どもワークショップ」を小学校16校、中学校4校の合計20校79学級で実施しました。ロールプレイを中心とした参加型の学習を行い、暴力や権利侵害から自分を守る方法を身につけるとともに「安心・自信・自由」の3つのキーワードから、自分や他者にとって大切な権利とは何か、また、相談の大切さについて理解を深め、いじめの防止につながりました。オンラインや教職員研修で実施した「大人ワークショップ」と関連付けることで、学校でCAPに取り組みやすくなる体制を整備しました。さらに、「性の多様性プログラム」として、性的マイノリティの当事者団体を講師に招き、ありのままの自分である権利等を考える学習を25校193学級で実施しました。 人権尊重教育を推進する担当教職員に対して年4回、人権に関する講話や実践報告などの研修を行いました。今年度は多様性をテーマとして外部講師による講演を行い、子どもがあらのままの自分である権利などを考える契機としました。 「子どもの権利学習の実践報告」や「子どもの権利の日のことい」に関する記事を入権尊重教育実践集録に掲載し各学校に配付し保護者や地域の方にも広く周知しました。	CAPプログラム「子どもワークショップ」を小学校16校、中学校5校の合計21校78学級で実施しました。ロールプレイを中心とした参加型の学習を行い、暴力や権利侵害から自分を守る方法を身につけるとともに「安心・自信・自由」の3つのキーワードから、自分や他者にとって大切な権利とは何か、また、相談の大切さについて理解を深め、いじめの防止につながりました。オンラインや教職員研修で実施した「大人ワークショップ」と関連付けることで、学校でCAPに取り組みやすくなる体制を整備しました。さらに、「性の多様性プログラム」として、性的マイノリティの当事者団体を講師に招き、ありのままの自分である権利等を考える学習を29校152学級で実施しました。 他にも、「子どもの権利条例」について学ぶ「授業プログラム」が今年度から本格的に始まり、小学校6校、中学校2校、特別支援学校1校の合計9校48学級で実施しました。 人権尊重教育を推進する担当教職員に対して年4回、人権に関する講話や実践報告などの研修を行いました。今年度は「子どもの権利」をテーマとして外部講師による講演を行い、子どもの意見表明権やそれを支える大人のアドボカシーなどを考える契機としました。 「子どもの権利学習の実践報告」や「子どもの権利の日のことい」に関する記事を入権尊重教育実践集録として、GIGA端末情報共有サイトに掲載しました。	CAPでは大人のワークショップの開催方法を工夫するなどして、継続して子どもの権利学習派遣事業を開催することで、「安心・自信・自由」をもとに具体事例を通して、大人も子どもも子どもの権利を学ぶことができました。また、このワークショップを通して悩んでいることを誰かに相談することの大切さを学ぶこともでき、いじめや虐待の早期発見につながっています。 また、「性の多様性プログラム」を実施することによって、性的マイノリティの児童生徒に関する相談の増加等の課題に対応したり、教職員の理解にもつながりました。 他にも、「授業プログラム」を実施することで、川崎市にある子どもの権利に関する条例についての理解が深まり、自分や友達の権利を大切に考えることにつながりました。	CAPプログラム、性の多様性プログラム、授業プログラムなど、子どもの権利学習派遣事業への申込をする学校にも偏りがあるため、より多くの学校に派遣事業を届けられるような仕組みづくりをする必要があります。	3	教育委員会事務局	教育政策室	
		㉔ 育ち・学ぶ施設におけるさまざまな職種の職員の人材育成として、実践報告会や交流会など個々の業務に即した内容でいじめ防止のための子どもの権利に関する研修を行い、人権尊重に基づいた教育活動の推進を図ります。	24条	☆	229	30217	人権尊重教育推進担当者研修（再掲）	■目的・目標：子どもへの虐待及び体罰、いじめの防止について啓発します。 ■事業概要：教職員に対して実践報告会や交流会などの研修を行い、権利の学習における効果的な指導方法や学習資料の使用法について学びます。	人権尊重教育を推進する担当教職員に対して年4回、人権に関する講話や実践報告などの研修を行いました。今年度は多様性をテーマとして外部講師による講演を行い、子どもがあらのままの自分である権利などを考える契機としました。また、学校全体計画を作成し、校内での組織的な人権尊重教育の位置付けを図りました。また、権利学習における効果的な指導方法や学習資料の使用法等、子どもの権利条例及び子どもの権利についての理解を深めました。	人権尊重教育を推進する担当教職員に対して年4回、人権に関する講話や実践報告などの研修を行いました。今年度は「子どもの権利」をテーマとして外部講師による講演を行い、子どもの意見表明権やそれを支える大人のアドボカシーなどを考える契機としました。また、学校全体計画を作成し、校内での組織的な人権尊重教育の位置付けを図りました。また、権利学習における効果的な指導方法や学習資料の使用法等、子どもの権利条例及び子どもの権利についての理解を深めました。	人権尊重教育担当者研修においては、条例の趣旨、指導方法の具体事例を伝えることで、子どもの権利学習を計画的に推進し、具体的な取組について考えることができました。それらを各学校に紹介し共有することで、子どもの権利の理解の促進を図ることができました。特に、子どもの意見表明権やそれを支えるアドボカシー等、子どもの権利に関連の深いテーマを取り上げ、子どもの権利について考える機会となりました。	各学校が学校事情に合わせて、独自の工夫をした取組を行っているため、今後も情報共有を行い、さらに取り組みやすくなるための検討が必要です。	3	教育委員会事務局	教育政策室	
				☆	230	219	校長を対象とした研修会の開催（再掲）	■目的・目標：子どもへの虐待及び体罰、いじめの防止について啓発します。 ■事業概要：学校における「川崎市子どもの権利に関する条例」についての意識の向上及び人権尊重に基づいた教育活動の推進を図ります。	第3回の研修会において、人権尊重教育に関する講話を実施しました。「教員が人権感覚を身に付ける重要性」「川崎市子どもの権利に関する条例」「性的マイノリティの児童生徒への対応」等に関する内容など、学校全体で共通理解するべき事項の確認や性の多様性が尊重される「環境づくり」に必要な共通認識、関連諸機関との連携について研修を行いました。また、外国につながる児童生徒への対応について、日本語指導の充実や保護者との連携に向けた研修を行いました。	第3回の研修会において、人権尊重教育に関する講話を実施しました。「教員が人権感覚を身に付ける重要性」「川崎市子どもの権利に関する条例」等に関する内容で、差別のない人権尊重のまちづくりのために、人権尊重教育実践推進校の例を交え、学校全体で共通認識を持ち進めていく重要性について研修しました。性の多様性が尊重される「環境づくり」に向け、誰もが当事者意識を持つこと、また、外国につながる児童生徒への対応について、日本語指導の充実や保護者との連携の必要性について研修を行いました。	市内すべての学校長に対して、学校における「川崎市子どもの権利に関する条例」についての研修を行うことで、人権尊重教育に対する意識及び人権尊重に基づいた教育活動について、個人や学校全体の取り組み状況を振り返り、さらなる推進に向けた意識の向上を図ることができました。	更なる推進を図るため、推進校の事例など内容を更新し、継続的に取り組む必要があります。	3	教育委員会事務局	カリキュラムセンター	
				☆	231	219	教職員研修（再掲）	■目的・目標：体罰やいじめ防止などの指導能力の向上を図ります。 ■事業概要：「子どもの心をひろく児童生徒指導研修」として、各学校での人権尊重教育の在り方や進め方について学びます。	夏期休業中の希望研修として1回実施しました。研修においては、玉川大学TAPセンターを講師として招き、人権尊重を意識した教育活動を行うために児童生徒同士が信頼関係を築くことができる体験型で実施しました。	夏期休業中の希望研修として1回実施しました。研修においては、玉川大学TAPセンターを講師として招き、人権尊重を意識した教育活動を行うために児童生徒同士が信頼関係を築くことができる体験型で実施しました。	令和6年度は33名が参加し、受講者に理論と体験を通して人間関係を構築するための方法を学ぶ機会を提供することができました。受講者に対し、人権尊重を意識した児童生徒同士の信頼関係づくりについて、指導能力の向上を図ることができました。	更なる推進を図るため、内容を更新し、継続的に取り組む必要があります。	3	教育委員会事務局	カリキュラムセンター	
				☆	232	34	スクールカウンセラー研修（再掲）	■目的・目標：いじめ、不登校等の未然防止、早期解決等のために、必要な知識や方策について理解を図ります。 ■事業概要：市立中学校に配置しているスクールカウンセラー及び市立各学校に派遣している学校巡回カウンセラーを対象に、教育相談についての研修を実施し、子どもの権利についての理解促進と児童生徒への教育相談活動の充実を図ります。	スクールカウンセラー・学校巡回カウンセラー研修会をスクールソーシャルワーカーと合同で年3回開催し、子どもの権利や子ども理解に関する研修を行いました。	スクールカウンセラー・学校巡回カウンセラー研修会をスクールソーシャルワーカーと合同で年3回開催し、子どもの権利や子ども理解に関する研修を行いました。	スクールカウンセラー・学校巡回カウンセラー・スクールソーシャルワーカーが、講演等を通して、いじめの問題や不登校への対応等、子どもを取り巻く今日的な課題や対応について、改めて理解を深めることができました。また、地区別情報交換を通して、地区特有の課題や相談業務における困難などを共有し、解消や軽減を図ることができました。	子どもを取り巻く環境は日々変化しており、子どもの権利に関する課題も多様化、複雑化していくことが考えられるため、学校で行う教育相談活動の充実のためにも、今後も継続して、教育相談や今日的な課題に関する研修を行っていく必要があります。	3	教育委員会事務局	教育相談センター	
			㉕ 学校等において、各種相談カードの配布等による救済制度の周知や社会福祉や心理の専門性を持った職員の配置などにより、子どもや保護者がいじめについて相談しやすい環境を整備するほか、関係機関と連携し、いじめの発生を未然に防止します。	24条	☆	233		人権オンブズパーソン広報・啓発事業	■目的・目標：子どもがいじめ・体罰・家庭内暴力等から逃れることができるよう、安心して相談ができ、簡単に救済の申立てができる人権オンブズパーソン制度について広報します。 ■事業概要：人権オンブズパーソン子ども相談カードやポスター、パンフレットの配布や動画の放映等を行い、制度の周知と利用の促進を図ります。	人権オンブズパーソン子ども相談カードを10,000部印刷し、市内の小・中学校（特別支援学校及び私立含む）等の児童・生徒に配布したほか、啓発チラシを約127,000部印刷し、市内の保育園・幼稚園を通してその保護者や市内の高等学校（県立含む）の生徒、こども文化センター及び児童養護施設に配布しました。また、啓発チラシの表面をポスターとして学校などの関係施設にて掲出に活用してもらうほか、広報パネルを区役所やアゼリア広報コーナー等で展示し、PR動画をアゼリアビジョンや各区モニター等で放映しました。	人権オンブズパーソン子ども相談カードを約120,000部印刷し、市内の小・中学校（特別支援学校及び私立含む）等の児童・生徒に配布したほか、啓発チラシを約127,000部印刷し、市内の保育園・幼稚園を通してその保護者や市内の高等学校（県立含む）の生徒、こども文化センター及び児童養護施設に配布しました。また、啓発チラシの表面をポスターとして学校などの関係施設にて掲出に活用してもらうほか、広報パネルを区役所やアゼリア広報コーナー等で展示し、PR動画をアゼリアビジョンや各区モニター等で放映しました。また各区の子育てフェスタ等においてもパネルを展示しました。	子どもがいじめ・体罰・家庭内暴力等から逃れることができるよう、安心して相談ができ、簡単に救済の申立てができる人権オンブズパーソン制度について、連絡先を記した子ども相談カード等の啓発物を作成、配布しました。また、保護者等にも周知を図るため区役所等に広報パネルを展示し広く広報しました。 また、こども未来局や市民文化局など関係局が作成する冊子等においても、相談窓口の広報を引き続き実施しました。 このような広報・啓発により、相談・救済につながりました。	子どもがいじめ・体罰・家庭内暴力等から逃れることができるよう、また、安心して相談ができ、簡単に救済の申立てができる人権オンブズパーソン制度について、より一層の周知を図り、利用を促進することが必要です。	3	市民オンブズマン事務局	人権オンブズパーソン担当
					☆	234		人権オンブズパーソン子ども教室推進事業	■目的・目標：人権オンブズパーソンをより身近に相談できる機関として周知し、利用の促進を図るために実施します。 ■事業概要：人権オンブズパーソンや専門調査員が学校等を訪問し、制度や相談事例の紹介、いじめや人権に関する話をするることにより、人権オンブズパーソンをより身近に相談できる機関として周知し、利用の促進を図ります。	人権オンブズパーソン子ども教室を、小学校8校（32クラス、1,023人）、中学校4校（21クラス、658人）及び、児童養護施設3施設（54人）で実施し、制度や相談事例の紹介、いじめや人権に関する話をするることにより、人権オンブズパーソンをより身近に相談できる機関として周知しました。	人権オンブズパーソン子ども教室を、小学校8校（36クラス、1,050人）、中学校4校（22クラス、712人）及び、児童養護施設3施設（55人）で実施し、制度や相談事例の紹介、いじめや人権に関する話をするることにより、人権オンブズパーソンをより身近に相談できる機関として周知しました。	引き続き人権オンブズパーソンや専門調査員が学校等を訪問し、直接、児童・生徒、教員等の人権オンブズパーソン制度や相談事例の紹介、いじめや人権に関する話をするることにより、人権オンブズパーソンをより身近に相談できる機関として周知し、利用の促進を図ることが必要です。	3	市民オンブズマン事務局	人権オンブズパーソン担当	
					☆	235	221	相談カード「ひとりで悩まないで」の作成、配布（再掲）	■目的・目標：様々な悩みを抱える児童生徒に対して、相談できることを紹介し、ひとりで悩むことなく早期解決を図るための取組を行います。 ■事業概要：児童生徒、教職員に対して様々な相談機関を記載したカードを配布し、個別の悩みに対して救済する支援を行います。	相談カードを118,500枚作成し、市立の小、中、高校、特別支援学校に在籍する児童生徒のほか、区役所や総合教育センターなどにも配布し、様々なところから情報を得て子どもたちが相談できるような環境づくりを行いました。 児童生徒が容易に相談しやすくなるため、メールで相談できるサイトにアクセスできる二次元コードを引き続き掲載しました。	相談カードを118,500枚作成し、市立小、中、高校、特別支援学校に在籍する児童生徒のほか、区役所や総合教育センターなどにも配布し、様々なところから情報を得て子どもたちが相談できるような環境づくりを行いました。 また、児童生徒が容易に相談しやすくなるため、メールやLINEで相談できるサイトにアクセスできる二次元コードを引き続き掲載しました。	子どもたちにとってより使いやすいカードにしたおり、学校、関係諸機関で配布できたことで、一人ひとりに相談できる機関があることを伝えることができました。また、児童生徒が容易に相談しやすくなるため、二次元コードを付けることで環境の整備を進めることができました。	カードを配布することで、児童生徒一人ひとりに相談機関を伝えることはできましたが、「困ったときに相談していい」という意識の醸成は、他の事業と合わせて引き続き行う必要があります。	3	教育委員会事務局	教育政策室

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和6年度の成果	令和6年度の課題	令和6年の達成度	所管局	所管課
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障	(12) 育ち・学ぶ施設等におけるいじめの防止及び相談・救済等 いじめの防止を図るため、子どもに対して子どもの権利についての啓発を行い、施設の職員に対してはいじめ防止に関する研修を実施します。また、いじめに関する相談体制の整備を行うほか、関係機関と連携を図り、子どもの救済及び回復に努めます。	㊦ 学校等において、各種相談カードの配布等による救済制度の周知や社会福祉や心理の専門性を持った職員の配置などにより、子どもや保護者がいじめについて相談しやすい環境を整備するほか、関係機関と連携し、いじめの発生を未然に防止します。	24条	☆	236	222	スクールソーシャルワーカーの配置事業(再掲)	■目的・目標：不登校やいじめの問題等、子どもが置かれた状況に応じた支援を行います。 ■事業概要：スクールソーシャルワーカーを各区に配置し、関係機関と連携しながら、子どもが置かれている環境の調整を行い、課題を抱えた子どもを支援します。	地域包括ケアシステムのもと、各区役所の地域まもり支援センターとともに、児童指導に関わる情報共有を図りました。また、関係部署、諸機関と連携して、支援が必要な児童生徒及び家庭に迅速かつ丁寧に対応することができました。	各区に1名以上(全13名)のスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒及び保護者の相談を受け、関係機関につなげるなど、課題解決への対応を図りました。 定期的に、スクールカウンセラーや児童生徒指導担当者、児童相談所等関係機関の職員との情報共有を行い、子どもへの虐待や体罰防止、いじめ防止等について、連携体制の強化を図りました。	相談や支援を求める児童生徒及び保護者について、学校及び家庭への訪問により聞き取り等を行い、必要に応じて児童相談所等の関係機関と連携しながら、課題の解決を図りました。また、スクールカウンセラー等と定期的に情報提供を行い、学校支援の支援体制の充実を図りました。	リーフレットを活用して子どもたちの居場所や相談機能の情報を提供したり、ヤングケアラーの認知を広げたりする取組を行いました。引き続き、関係機関との連携による更なる相談機能の強化を進めていく必要があります。	3	教育委員会事務局	教育政策室
				☆	237		区を単位とした学校運営支援	■目的・目標：各区内の校長が抱える学校運営上の相談や問題・課題等について、迅速かつ適切に対応するための措置を講じたり、指導・助言を行います。 ■事業概要：各区役所の地域まもり支援センターと連携しながら、区・教育担当が、より学校に近いところで迅速かつ丁寧に学校運営を支援します。	全市立学校(179校)を対象に、令和5年6月1日から7月31日までの任意の1ヶ月間において、教育相談やアンケート調査を実施し、児童生徒の実態把握に努めました。その結果を校内で情報共有し、指導体制の充実を図るための校内研修を実施しました。児童生徒指導連絡会にて、各学校の取組を共有しました。	地域包括ケアシステムのもと、各区役所の地域まもり支援センターとともに、児童指導に関わる情報共有を図りました。また、関係部署、諸機関と連携して、支援が必要な児童生徒及び家庭に迅速かつ丁寧に対応することができました。	各区・教育担当と関係部署、諸機関と連携を図りながら、支援が必要な児童生徒・家庭に対し、組織的な対応することができました。	児童生徒・保護者の心のストレスに起因した対応事例が増加しており、個々の状況を的確に把握し、専門機関と一層の連携が必要となっています。	3	教育委員会事務局	指導課
				☆	238		児童生徒指導点検強化月間の実施	■目的・目標：児童生徒指導体制の一層の充実とともに、教育相談技能を含めた教職員の指導力の向上を図ります。 ■事業概要：校内研修の実施や児童生徒指導体制の点検及び児童生徒指導へのアンケート等を実施し、課題や対策について教職員が共有して取組ます。	全市立学校(179校)を対象に、令和4年6月1日から7月31日までの任意の1ヶ月間において、教育相談やアンケート調査を実施し、児童生徒の実態把握に努めました。その結果を校内で情報共有し、指導体制の充実を図るための校内研修を実施しました。児童生徒指導連絡会にて、各学校の取組を共有しました。	全市立学校(179校)を対象に、令和6年6月1日から7月31日までの任意の1ヶ月間において、教育相談やアンケート調査を実施し、児童生徒の実態把握に努めました。その結果を校内で情報共有し、指導体制の充実を図るための校内研修を実施しました。児童生徒指導連絡会にて、各学校の取組を共有しました。	この時期に点検強化月間を実施している経緯を担当者に理解してもらい、各学校において児童生徒指導体制の一層の充実に向けて取り組むことができました。 区・教育担当が各学校の報告の記載内容を確認して、必要に応じて課題改善に向けた支援を行うことができてきました。 いじめ問題への理解や未然防止の取組を効果的にしている学校の事例について全園いじめ問題サミットのポスターセッションで発表をおこないました。	児童生徒指導点検強化月間の実施を始めて、一定の期間が経ち、生きた工夫や効果的な取組を行っている学校がある一方で、形骸化している学校が散見されるため、あらためて、目的の周知や点検項目の内容を検討していく必要があります。	3	教育委員会事務局	指導課
				☆	239		支援教育コーディネーターの配置・活用	■目的・目標：児童生徒の多様な教育的ニーズへの早期発見・早期対応を図ります。 ■事業概要：特別支援教育の専門性に加え、児童生徒指導・教育相談のスキルを持った支援教育コーディネーターを専任化し、家庭環境・友達関係・発達障害等様々な要因で支援を必要とする児童生徒に対して、教育的ニーズに応じた校内支援体制を構築し、早期に適切な支援を実施することで課題の改善を図ります。	全ての市立小中高등학교に支援教育コーディネーターを配置し、児童生徒一人ひとりに寄り添った支援を充実させることができました。	全ての市立小中高등학교に支援教育コーディネーターを配置し、児童生徒一人ひとりに寄り添った支援を充実させることができました。	全ての市立小中高등학교に支援教育コーディネーターを配置し、児童生徒一人ひとりに寄り添った支援を実施することで、支援が必要とされる児童生徒の8割以上において、各自の課題が改善方向に向かっていくとの報告があがっています。	児童生徒の教育的ニーズが多様化・複雑化し、より丁寧に背景を見立て、対応が必要が生じています。また、小学校では通級指導教室の巡回指導を行うなど、ニーズに応じた指導・支援を柔軟に展開する一方で、連絡・調整業務が拡大するなど、支援教育コーディネーターの業務負担が増大しています。	3	教育委員会事務局	支援教育課
				☆	240		いじめ防止対策連絡協議会	■目的・目標：いじめの未然防止について、関係機関と情報を共有し、協議します。 ■事業概要：いじめ防止等に関する機関及び団体の連携に関し、必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図ります。	川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例に基づいて年2回開催し、各関係機関が実施しているいじめの未然防止等の活動報告やいじめ問題についての協議を行いました。	川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例に基づいて年2回開催し、各関係機関が実施しているいじめの未然防止等の活動報告やいじめ問題についての協議を行いました。	本市のいじめ防止等に関する機関や団体が把握しているいじめの発生状況や対応等の情報の共有と、いじめ問題の諸課題について研究協議し、連携の推進や対応等の充実を図ることができました。	いじめの防止等に関する機関とのさらなる連携及び協力体制の強化に向け、今後、協議内容等の検討が必要です。	3	教育委員会事務局	指導課
				☆	241	198	24時間電話相談(再掲)	■目的・目標：子ども自身や保護者の悩み等を24時間いつでも相談できる体制を整えます。 ■事業概要：子ども自身の悩みや、保護者の子育てに関する悩み等について、電話相談によって対応します。	児童生徒や保護者の相談に即応できるよう、年末年始を含め、24時間相談を受付できる体制を継続しました。また、全市立学校児童生徒にQRコードを掲載した電話相談紹介カードを配布し、より相談しやすくなるよう工夫しました。夜間は民間企業に業務委託し、連携して支援にあたっています。	児童生徒や保護者の相談に即応できるよう、年末年始を含め、24時間相談を受付できる体制を継続しました。また、全市立学校児童生徒にQRコードを掲載した電話相談紹介カードを配布し、より相談しやすくなるよう工夫しました。夜間は民間企業に業務委託し、連携して支援にあたっています。	令和6年度は544件の相談電話のうち281件は児童生徒からの相談で、一人ひとりに寄り添った支援をすることができました。緊急を要する案件については、関係部署で迅速な連携につとめ、相談者の気持ちを和らげると同時に、適切な相談機関に繋げることができました。	相談窓口の一層の周知と、子どもが困ったことや悩みをいつでも相談できるように、また様々な相談に迅速に対応することができるように子供を取り巻く社会情勢の把握、相談員間の連携、他機関との円滑な連携を継続する必要があります。	3	教育委員会事務局	教育相談センター
				☆	242	199 224	教育相談事業(再掲)	■目的・目標：友人関係やいじめの問題、不登校等に関する相談を行い、子ども、保護者を支援します。 ■事業概要：子ども自身の悩みや、保護者の子育てに関する悩み等について、来所面接相談や電話相談によって対応します。	市内2カ所の相談室で友人関係やいじめの問題、不登校に関する相談を行いました。令和5年度は心理臨床相談員を2名増員すると同時に、業務改善を進め、申込から相談開始までの待機日数の縮減に努めました。電話相談では土日祝日を含め毎日対応できる体制を継続しました。また、ホームページの相談のご案内を改定し、相談窓口の周知を図りました。	市内2カ所の相談室で友人関係やいじめの問題、不登校に関する相談を行いました。令和4年度から続けている業務改善を進め、申込から相談開始までの待機日数の縮減に努めました。電話相談では土日祝日を含め毎日対応できる体制を継続しました。また、ホームページの相談のご案内を改定し、相談窓口の周知を図りました。	令和6年度は、来所面接相談では、80件の新規相談があり、約9割が不登校に関する相談で、子どもたち、保護者を支える教育相談活動を行いました。また、電話相談では、411件の相談に対応し、相談の内容によって他機関との連携を図りました。	子どもが困ったことや悩みを安心して相談できる体制を整え、様々な相談のニーズに応じて、学校や関係機関と連携し、迅速に対応するためにも、相談員の相談技能の向上と相談窓口の一層の周知を図る必要があります。	3	教育委員会事務局	教育相談センター
(13) 育ち・学ぶ施設等における個人情報管理	育ち・学ぶ施設において、子ども本人の関する文書等を適切に管理します。	㊦ 学校や保育所等において、子ども本人に関する文書等を公正に作成し、個人情報保護条例等に基づき適切に管理して、その子どもの最善の利益を損なうことのないよう配慮します。	25条		244		保育園における守秘義務の厳守、情報管理の徹底強化	■目的・目標：保育に当たり知り得た子どもや保護者に関する情報の扱い、個人情報の適切な管理について、周知徹底を図ります。 ■事業概要：守秘義務の厳守や情報管理の徹底について、職場内の会議や危機管理研修等を通して意識向上に努めます。	職員会議の中で、個人情報保護の取組や情報管理の徹底についての理解を深めました。	職員会議や情報セキュリティ研修等を通して、個人情報保護の取組や情報管理の徹底について、理解を深めました。服務チェックや情報漏洩について事故事例の共有し、よりよい予防策を検討し実施しました。情報の取り扱いについては、周知徹底し、危機管理意識の向上を図りました。	保育、業務中に知りえた子どもや保護者に関する情報の扱い、個人情報の適切な管理について、eラーニングでの研修および会議や書類の回覧によって、周知徹底を実施しました。また、管理は持ちろんのこと、日々の会話についても十分注意を払う重要性を職員間で確認しました。ことこの最善の利益を損なうことがないよう職員一人一人が意識を持ち、職務にあたっています。	引き続き、園内外の研修や意見交換の機会を設け、確認し、オンラインを含めた個人情報の適切な取り扱いについて周知徹底する必要があります。	3	こども未来局	保育・子育て推進部
					245		児童相談所における情報の適正管理	■目的・目標：個人情報の適正管理を確実に行います。 ■事業概要：子ども本人に関する個人情報の適正な管理を行うため、新任職員研修等で記録の取扱等に関する内容を含めた研修を行います。	相談記録等の重大な個人情報を適正に管理し、子どもの権利擁護に努めました。	新任職員等を対象に情報セキュリティ研修を実施するとともに、相談記録等の重大な個人情報を適正に管理し、子どもの権利擁護に努めました。	相談記録等の重大な個人情報を適正に管理し、子どもの権利擁護に努めました。	引き続き個人情報等を適正に管理するとともに、職員一人ひとりの個人情報保護への意識向上に努めます。	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和6年度の成果	令和6年度の課題	令和6年の達成度	所管局	所管課
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障	(13) 育ち・学ぶ施設における個人情報保護 家庭・育ち・学ぶ施設及び地域において、子どもに関わる大人が子どもの権利を保障するよう、支援します。	㉔ 学校や保育所等において、子ども本人に関する文書等を公正に作成し、個人情報保護条例等に基づき適切に管理して、その子どもの最善の利益を損なうことのないよう配慮します。	25条		246		学校における子どもの処遇に関する適正手続き	■目的・目標：学校における子どもの処遇に関して適正な手続きを行います。 ■事業概要：学校において、退学や停学の処分、出席停止の措置などが決められるときには、子ども本人から、事情や意見を聴くなど弁明の機会を設け、本人や保護者はもちろん、誰からも納得されるよう配慮します。	学校における子どもの処遇に関して、児童生徒や保護者の事情や意見を鑑みた上で、適正に手続きを行うよう配慮しました。	学校における子どもの処遇に関して、児童生徒や保護者の事情や意見を鑑みた上で、適正に手続きを行うよう配慮しました。	児童生徒の状況等を理解し、処遇について適正な手続きを行いました。	児童生徒の状況等を的確に理解するために、関係機関との一層の連携が必要です。	3	教育委員会事務局	指導課
					247		学校における情報の適正管理	■目的・目標：子どもの個人情報の不適切な管理や漏えいを防ぎます。 ■事業概要：子どもの個人情報保護の適正管理について初任者研修、中堅教諭等資質向上研修、新任教頭及び新任校長研修等の監督研修で行います。子どもの個人情報は校務支援システムにおいて万全の対策が施されたデータセンターで管理を行います。	子どもに関するデータの取扱い及びUSB等可搬媒体の適正管理について初任者研修等年次研修、新任教頭及び新任校長研修、各学校の代表が集まる情報教育学校担当者会等での研修において、事例をもとに研修を行いました。また、文書での注意喚起等を継続させることと共にリクエスト研修等で学校へ訪問し助言も行いました。校務用コンピュータで使用するUSB等可搬媒体については引き続き資産管理システムによる登録制としてシステム管理を実施していますが、今年度はデータ整理を依頼し、USBメモリ削減に向けた再登録を実施しています。校務支援システムにおいては、データセンターサーバ等のトラブルはなく、個人情報の管理が適正に行われています。	子どもに関するデータの取扱いについて初任者研修等年次研修、新任教頭及び新任校長研修、各学校の代表が集まる情報教育学校担当者会等での研修において、事例をもとに研修を行いました。また、文書での注意喚起等を継続させることと共に希望校へ訪問し情報セキュリティ研修を行いました。校務用コンピュータで使用するUSB等可搬媒体については引き続き資産管理システムによる登録制としてシステム管理を実施していますが、今年度はデータ整理を依頼し、USBメモリ削減に向けた再登録を実施しています。校務支援システムにおいては、データセンターサーバ等のトラブルはなく、個人情報の管理が適正に行われています。	事例をもとにした研修によって、子どもに関するデータの適正管理について教諭の意識は高まっています。個人情報の適正管理について各研修や文書により継続的に伝達を行いました。また、情報資産の管理に関して、研修を希望する学校もあり、USB等可搬媒体の取り扱い、情報区分に対する意識向上が見られています。資産管理システムへのUSBメモリ等可搬媒体の再登録を実施したことにより、各学校でデータの整理や管理体制の確認が必要になったため、情報資産の適切な管理・運用の意識向上にもつながりました。	学校で取り扱う個人情報は、管理・運用に細心の注意をはらう必要があるため、次年度も引き続き子どもに関するデータの適正な取り扱いやUSB等可搬媒体の管理について周知徹底をしていきます。学校でのUSB等可搬媒体を使用する場面については、クラウド使用や共有ストレージの利用を紹介し、USB等可搬媒体の使用を必要最低限にしているよう推進を継続します。また、子どもに関するデータの適正管理については、川崎市学校情報セキュリティ対策基準をもとに重要性分類ごとに管理・運用が正しく行われるよう周知徹底をしていきます。	3	教育委員会事務局	情報・視聴覚センター
	(14) 地域における子育て及び教育環境の整備等 子どもの育ちの場である地域において、子どもの活動が安全のもて行われるよう配慮し、地域における子育て及び教育環境を整備します。また、子どもについての適切な情報共有と連携を行い、子どもを切れ目なく支援します。	㉕ 子どもにとって安全・安心なまちづくりに向け、防犯や交通安全等の対策事業を実施します。また、川崎市青少年育成連盟及び構成団体や青少年指導員連絡協議会など各種活動団体や地域教育会議等による地域の子育てや教育環境の整備に向けた取組を支援します。	26条		248		防犯対策事業	■目的・目標：子どもが犯罪等に巻き込まれることなく、地域の中で安全かつ安心して過ごせる環境づくりを推進することを目的として事業を実施します。 ■事業概要：川崎市及び各区の安全・安心まちづくり協議会の構成メンバーを中心とした地域防犯パトロールや、通学路等の見守り活動、安全・安心に関する情報配信等を実施します。	安全・安心まちづくり推進協議会の構成メンバー等が実施する防犯パトロールにおいて、ベストや腕章等の補助や貸与等を実施した(令和5年度決算額562千円)ほか、青色回転灯装備の公用車によるパトロールを平日のほぼ毎日実施しました。防犯カメラ設置補助事業を継続して実施し、通学時等における子どもの安全確保に貢献しました。また、市内の事件・不審者情報等を配信するアプリケーションシステムの運用を行いました。	安全・安心まちづくり推進協議会の構成メンバー等が実施する防犯パトロールについて、ベストや腕章等の補助や貸与等を実施した(令和6年度決算額959千円)ほか、青色回転灯装備の公用車によるパトロールを平日のほぼ毎日実施しました。防犯カメラ設置補助事業を継続して実施し、通学時等における子どもの安全確保に貢献しました。また、市内の事件・不審者情報等を配信するアプリケーションシステムのリニューアルを実施し、運用を行いました。	防犯用員の貸与等を行うことで、通学路での見守りのボランティアの活動を支援するとともに、市内全域を青色回転灯装備の公用車でパトロールを実施しました。防犯カメラ設置補助を行い、通学路の安全確保の向上を図ることができました。防犯アプリにより、事件や不審者情報の配信を行いました。	防犯対策については、継続的な取り組みが必要であることから、安全・安心まちづくり推進協議会等における連携を進め、子どもの安全確保のために、より効果的なパトロール対策に取り組んでいく必要があります。防犯アプリの効果的な周知及び関係機関と連携し、迅速に事件等の情報を配信することに取組んでいます。	3	市民文化局 区役所	地域安全推進課 危機管理担当
					249		交通安全推進事業	■目的・目標：交通安全教室の開催やランドセルカバーの配布を行うなど、自ら交通安全の意識を持つことや車両の運転手に子どもの存在を視認させることで、幼児・児童の交通事故を無くすことを目的として、事業を実施します。 ■事業概要：子どもが正しい交通ルールと交通マナーを身につけられるよう、発達段階に応じた交通安全教育を実施します。また、路面標示や啓発看板等の設置、新入学児童へのランドセルカバーの配付等により、通学路における安全対策を実施します。	幼稚園、保育園、小学校等において、交通安全教室を実施しました(553回)。そのうち、小学3年生に対しては自転車の交通ルールの学習を実施しています。また、通学路における交通安全対策として、路面標示を131箇所、通学路電柱巻付表示を597箇所設置するとともに、新入学児童全員にランドセルカバーを配布しました。	幼稚園、保育園、小学校等において、交通安全教室を実施しました(592回)。そのうち、小学3年生に対しては自転車の交通ルールの学習を実施しています。また、通学路における交通安全対策として、路面標示を130箇所、通学路電柱巻付表示を680箇所設置するとともに、新入学児童全員にランドセルカバーを配布しました。	年齢段階に応じた交通安全教室(歩行教室・自転車教室)を実施することで、交通ルールや交通マナーを身に付けることと交通安全の意識の高揚につなげることができました。また、毎年新入学児童にランドセルカバーを配布し、自ら交通安全の意識を持つことや車両の運転手に子どもの存在を視認させることにつなげることができました。	子どもが正しい交通ルールと交通マナーを身につけられるよう、年齢段階に応じた交通安全教室を実施し、交通安全に関する意識の高揚を図るとともに、路面表示等の設置、ランドセルカバーの配布等の交通安全対策に取組み、また、交通安全関係団体の、警察等と連携して、子どもの交通安全確保のために引き続き取り組んでいく必要があります。	3	市民文化局 区役所	地域安全推進課 危機管理担当
					250	135	地域子育て支援センター事業(再掲)	■目的・目標：子育て親子の交流の場の提供や、相談支援などを実施し、保護者の子育ての不安感等の緩和を目指す。 ■事業概要：地域における子育て支援を行う拠点として地域子育て支援センターを運営し、子育て環境の向上を図ります。	市内53か所の「地域子育て支援センター」において、子育て親子の交流の場の提供や相談支援、離乳食やトイレトレーニングなどの育児講座やコンサートなど親子で楽しめるイベントを開催するとともに、子育てに役立つ地域情報などの提供を実施しました。	市内54か所の「地域子育て支援センター」において、子育て親子の交流の場の提供や相談支援、離乳食やトイレトレーニングなどの育児講座やコンサートなど親子で楽しめるイベントを開催するとともに、子育てに役立つ地域情報などの提供を実施しました。	子育て親子の交流の場の提供や相談支援、離乳食やトイレトレーニングなどの育児講座やコンサートなど親子で楽しめるイベントを開催するとともに、子育てに役立つ地域情報などの提供を実施しました。	より一層の利用者増のため、引き続き広報等の強化を図る必要があります。	3	こども未来局	保育・子育て推進部 運営管理・子育て支援担当
					251	42	青少年関係団体活動支援事業(再掲)	■目的・目標：青少年団体の活動の活性化を図り、もって青少年の健全育成を推進します。 ■事業概要：川崎市青少年育成連盟(一般社団法人川崎市子ども会連盟・日本ボーイスカウト川崎地区協議会・ガールスカウト川崎市連絡会・川崎海洋少年団の4団体で構成)の活動を支援します。	青少年育成連盟による中高生リーダー研修等の活動への支援、連盟への助成や、市立小学校や青少年教育施設を通じて各団体の活動を紹介するリーフレットや会誌等を年2回配布するなど、広報活動への支援等により団体活動の活性化と団体相互の連携促進を図りました。	青少年育成連盟による中高生リーダー研修等の活動への支援、連盟への助成や、市立小学校や青少年教育施設を通じて各団体の活動を紹介するリーフレットや会誌等を年2回配布するなど、広報活動への支援等により団体活動の活性化と団体相互の連携促進を図りました。	青少年育成連盟による中高生リーダー研修は、中高校生が委員となり、研修を企画する中で自分の意見や考えを表したり、18名の参加者とともに団体相互の理解を深める良い機会となっています。地域における子どもたちの自発的な活動を支援することができました。	団体活動の活性化のためには、子どもやその保護者に団体活動への関心を持ってもらえるよう、市立小学校や青少年教育施設と連携し、広報活動を工夫する必要があります。	3	こども未来局	青少年支援室
					252		青少年健全育成環境推進事業	■目的・目標：市民と行政の連携により、青少年の健やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向け、市民意識の醸成を図ります。 ■事業概要：行政、青少年関係団体、民間企業等で構成される「川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会」により、PTA等が主体となって地域で実施している「こども110番」事業を支援するとともに、街頭キャンペーン等の啓発活動を実施します。	各区で「こども110番」情報交換会を開催し、事業の円滑な運営を支援しました。また、市内各小学校の1～3年生へ「こども110番」の事業広報チラシを配布しました。また街頭キャンペーンを実施したり、青少年の健やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向け、ポスターやデジタルサイネージの活用による啓発活動を行い、市民意識の醸成に取組みました。	各区で「こども110番」情報交換会を開催し、事業の円滑な運営を支援しました。また、市内各小学校の1～3年生へ「こども110番」の事業広報チラシを配布しました。また街頭キャンペーンを実施したり、青少年の健やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向け、ポスターやデジタルサイネージの活用による啓発活動を行い、市民意識の醸成に取組みました。	「こども110番」事業の運営支援等や街頭キャンペーンの実施を行い、青少年の健やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向け、ポスターやデジタルサイネージの活用による啓発活動青少年の健やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向けて、市民意識の醸成を図ることができました。	今後も継続して市民意識の醸成を図るため啓発活動等を実施していく必要があります。	3	こども未来局	青少年支援室
					253		青少年指導員活動支援事業	■目的・目標：青少年指導員の活動の活性化を図り、もって青少年の健全育成、非行防止、社会環境健全化を推進します。 ■事業概要：地域社会全体で子ども・若者を見守り、育成するための推進役として、市長及び県知事から委嘱された青少年指導員活動を支援します。	地域イベントへの協力及び地域における巡回パトロールを月数回実施しました。各関係団体への委員派遣を行いました。全市の指導員を対象とする研修会「発達障害のある子どもの理解と対応～社会の中でより良く生きるために～」を開催し、資質向上を図りました。青少年の社会参加促進等を目的とした「川崎市青少年フェスティバル」の運営に協力し、青少年で構成される実行委員やボランティアの活動を支援しました。インターネットカフェ・まんが喫茶とドラッグストアを対象に条例に基づく措置の実施状況を調査する「社会環境実態調査」への協力として、神奈川県からの依頼に基づき調査を実施しました。	地域イベントへの協力及び地域における巡回パトロールを月数回実施しました。各関係団体への委員派遣を行いました。全市の指導員を対象とする研修会「スリー・アイズ講習」に96名の青少年指導員が参加し、地区を越えた交流を通してモチベーションの向上を図りました。青少年の社会参加促進等を目的とした「川崎市青少年フェスティバル」の運営に協力し、青少年で構成される実行委員やボランティアの活動を支援しました。インターネットカフェ・まんが喫茶とドラッグストアを対象に条例に基づく措置の実施状況を調査する「社会環境実態調査」への協力として、神奈川県からの依頼に基づき調査を実施しました。	新型コロナウイルス感染症が第5類に移行したため、これまで中止・制限されていた活動を再開し、青少年の健全育成に貢献しました。また、全市の指導員を対象とする研修会を開催し、地区を超えた交流を対面でスキルやモチベーションの向上を図りました。また、「川崎市青少年フェスティバル」の実行委員やボランティアの活動を積極的に支援し、イベントを無事に開催させることができました。「社会環境実態調査」では、各区青少年指導員が対象施設の調査を実施し、依頼先の神奈川県に報告を行いました。	引き続き指導員のスキルの向上やモチベーション維持を図っていくほか、定数割れが続く指導員欠員の解消対策を検討していく必要があります。	3	こども未来局	青少年支援室

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当 する 条文	重点 的取 組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和6年度の成果	令和6年度の課題	令和6年 の達成度	所管局	所管課
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設 及び地域にお ける子どもの 権利保障	(14) 地域における子 育て及び教育環境の整備 等	㉗ 子どもにとって 安全・安心なまち づくりに向け、防 犯や交通安全等の 対策事業を実施し ます。また、川崎 市青少年育成連盟 及び構成団体や青 少年指導員連絡協 議会など各種活動 団体や地域教育会 議等による地域の 子育てや教育環境 の整備に向けた取 組を支援します。	26条		254	38	地域教育会議（行政 区・中学校区子ど も会議）（再掲）	■目的・目標：子どもたちを豊かな成長を育む活動を行 っている地域教育会議の活動を支援することで、まち づくりや地域の活性化などに対する、子どもたちの 意見の受け止めなど、社会全体で子どもの声をしっか りと受け止める環境の構築をめざします。 ■事業概要：各行政区・中学校区地域教育会議を支援 し、行政区・中学校区子ども会議等の活動の中で、文 化・スポーツを通して子どもの交流を促進や、子ども の意見表明や権利学習を支援を行うほか、各団体の情 報共有の機会を設けて、連携の促進をめざします。	各行政区、中学校区の地域教育会議を支援し、各回 体において、子どもの意見表明の機会として、さまざ まな形態の子ども会議が開催されました。 川崎市子ども会議と異なり、市政に関わらない身近 な地域課題や世界情勢に関することなど、独自にテー マを設定するなど、地域の教育力を発揮し、子どもた ちにとって貴重な機会となりました。 また、年3回、各団体の状況共有の機会を設け、そ れぞれの魅力を各地域で共有しました。	各行政区、中学校区の地域教育会議を支援し、各団体にお いて、子どもの意見表明の機会として、さまざまな形態の子 ども会議が開催されました。 川崎市子ども会議と異なり、市政に関わらない身近な地域 課題や世界情勢に関することなど、独自にテーマを設定する など、地域の教育力を発揮し、子どもたちにとって貴重な機 会となりました。 また、年3回、各団体の状況共有の機会を設け、それぞ れの魅力を各地域で共有しました。	子どもたちにとって身近な地域人材が、子どもの 権利を大切にするための企画を立案し、さまざまな 形で実施することができ、子どもたちが、各地域の 活動に参加し、意見を発言することができました。	課題としては、地域交流の希薄化等で、地域活動 自体が縮小化する地域があり、地域主体の活動への 支援が挙げられます。	3	教育委 員会事 務局	地域教 育推進 課
								■目的・目標：地域ぐるみで子ども達の学習や体験をサ ポートする仕組みづくりと、シニア世代の知識と経 験を活かして多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進 め、子ども達の学ぶ意欲の向上や豊かな人間性の形成 を図ります。 ■事業概要：地域の主体的な取組として、学校施設を 活用しながら、放課後の学習支援と土曜日等の体験活 動を行う「地域の寺子屋事業」を推進します。	当該事業については、地域や学校の実情に応じて寺子屋を 拡充することとしており、現状で担い手が見当たらないエリ アがあるなどの課題により、開設数は95か所（目標117か所） と目標値を下回りましたが、各寺子屋において、放課後 週1回の学習支援と土曜日毎月1回の体験活動の実施を通し て、子どもたちと地域の大人、親子、異学年の子ども同士で の世代間交流を進めました。	当該事業については、地域や学校の実情に応じて寺子屋を 拡充することとしており、現状で担い手が見当たらないエリ アがあるなどの課題により、開設数は95か所（目標141か 所）と目標値を下回りましたが、各寺子屋において、放課後 週1回の学習支援と土曜日毎月1回の体験活動の実施を通し て、子どもたちと地域の大人、親子、異学年の子ども同士で の世代間交流を進めました。	当該事業を通じ、子どもたちの学ぶ意欲の向上や 豊かな人間性の形成を図ることができました。 また、養成講座などの実施による人材確保や町内 会・自治会の掲示板や回覧などを通じて事業の普及・啓発を図ることができました。	すべての小、中学校に寺子屋を開講できていない ことから、引き続き更なる地域人材の掘起こしや寺 子屋事業の周知、新規開講に向けた機運醸成等が必要 となります。			
		㉘ 一人ひとりの子 どもの成長を一 体的に支援するた め、幼稚園・保育 園、小学校、中 学校等が適切な情報 共有と連携を行 い、支援を円滑に 引き継ぎます。	26条		256		川崎区幼・保・小連 携事業	■目的・目標：幼稚園、保育所等施設及び小学校の連 携を図り、一人ひとりの子どもの幼児期から児童期の 接続の重要性を理解し、成長を一体的に支援します。 ■事業概要：幼稚園、保育所等施設及び小学校を対象 とした研修会や会議などの情報交換及び授業参観、保 育参観等を実施し、支援体制作りを進めます。	園長・校長連絡会及び実務担当者連絡会では「幼児期 の終わりまでに育ってほしい子どもの姿」を共有しな がら情報交換会を実施。あわせて保育園と小学校の連 携の取組状況の報告をしていただき、更に幼保小間の 相互理解を深めることができました。幼稚園、保育所 等の小学校訪問は、園が参加できる機会を増やすため 通年で実施。年長児の就学体験については、半数以上 の小学校で対面により実施ができましたが、昨年度と 同様に補助的なツールとして、小学校のイメージが作 成し、幼稚園、保育施設の希望施設に配布し視聴して いただきました。 また、就学児向けに配布している啓発チラシ「もう すぐいねんせい」については全市版として日本語版 のほか、英語、中国語、朝鮮・韓国語、スペイン語、 ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語版を作成しま した。	園長・校長連絡会及び実務担当者連絡会では相互理解を 深めるために小学校を中心とした近隣施設のグループに分 れて、意見交換や情報交換に多くの時間を費やしました。ま た、実務担当者連絡会では教育委員会の指導主事による架け 橋期のプログラムについての講話を実施しました。 小学校での授業参観及び意見交換会は7月から2月にか けて、全20校で計23回実施され多くの園から参加があり、 小学校教員による、幼稚園・保育所等での保育体験研修も 実施しました。 年長児が小学校訪問し在校生と交流をしたり学校見学を する機会も、区内18校で実施されました。 昨年度に引き続き、7区共通事業として「もうすぐいね んせい」を外国語版も含めて作成し、就学時健康診断の時 に配布しました。	各連絡会や授業参観のあとには意見交換の時間を 多く設定したため、相互理解が深まり連携の重要性 を確認することができました。 それに伴い、園児・児童の交流においても実施校が 増加し、幼稚園・保育所等では小学校への不安を解 消し、期待を持つことができ、また小学校では来学 度に向けて上級生となる意識づけができたことで成 長を実感できました。 幼保小連携事業の様々な取組を通して、職員同士の 顔の見える関係作りができ、子どもにとってより 良い接続に向けて意識の向上にもつながりました。	架け橋期のプログラムに対する理解を幼稚園・保 育所等、小学校それぞれがさらに深められるよう作 成資料を活用していきます。 参加者数が少なかった小学校教員による幼稚園・ 保育所等への保育体験研修への参加にいて、区学 校・地域連携担当と連携し支部校長会などを通して 参加者の増加に取り組みます。 事業全般において参加が低調であった幼稚園に対 して、幼保小連携事業の有意性を伝え参加を促すこ とにも、どの施設でも同じように取り組める体制作 りを進めます。	3	こども 未来局	川崎区 保育・ 子育て 総合支 援セン ター
								■目的・目標：幼稚園・保育園・小学校の連携を図 り、一人ひとりの子どもの幼児期から児童期の接続の 重要性を理解し、成長を一体的に支援します。 ■事業概要：研修会や連絡会などの情報交換や保育体 験等を実施し支援体制作りを進めます。	当初の計画どおり、小学校訪問、幼稚園・保育所等 施設の体験研修・参観、園長・校長連絡会及び実務担 当者連絡会を実施しました。 幼保小双方の現状理解を深めたことで、参加者から は、共有した情報について施設内へ引き継いでいきま しい。近隣園と連携していきたい等の意見が多くあり、 就学後の指導・支援に繋がりを持たせられました。 また、就学児向けに配布している啓発チラシ「もう すぐいねんせい」については全市版として日本語版 のほか、英語、中国語、朝鮮・韓国語、スペイン語、 ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語版を作成しま した。	計画どおり、小学校訪問、幼稚園・保育所等施設の体験研 修・参観、園長・校長連絡会及び実務担当者連絡会を実施 しました。 区内の子どもたちの発達との連続性を大切にした育ちを保障し ていくために、幼保小連携の必要性について、共通認識を持 ち、各地区における連携・交流をさらに深め、情報交換・意 見交換を行った他、互いの生活や教育、保育への理解を深め るために実習、授業参観、懇談会を実施しました。	取組み全体を通じて「幼児期の終わりまでに育って ほしい姿」を手掛かりに、幼保小の先生が、子供の 育ちを中心に捉え、対話を通じた相互理解と 実践を深められるようにしたことで、実際の事例 （ヒートマップ）を取り上げて語り合う時間や、幼保 小の先生が子どもの育ちの繋がりを実感できる機会 となりました。授業参観では、殆どの小学校で生活 科の参観に御協力いただけたことで、保育者の参観 側の視点や、先生のかかわり方や、環境の設定・園 で培った学びや育ちが、小学校生活にどのようにつ ながり、生かされているのか等、学びや育ちの繋が りについて、更に深い理解が進み、カリキュラム編 成への足がかりとなりました。	今後は、話し合いが連携に繋がり、各校園が個々 に、交流やカリキュラムの工夫等の話し合いへと発 展できるような支援が必要です。来年度は実務担当 者連絡会の回数を増やし、各小学校で実施する等、 各施設の負担にならない方法を検討します。 また、保育園訪問への参加支援が課題となっており、 今年度まで1日としていた実習時間を、臨機応 変な実習が可能となるような時間設定の変更を検討 していきます。			
					257		幸区幼・保・小連携 事業	■目的・目標：子どもたちの育ちを幼稚園・保育園・ 認定こども園と小学校が共に支え、小学校に入学する 子どもたちが新しい環境に適応して生活を送れるよう にします。 ■事業概要：幼稚園・保育園・認定こども園と小学校 の教職員が、研修会や会議・懇談などの情報交換や、 小学校授業参観、園実習等を通し、一人ひとりの子ど もの幼児期から児童期の接続の重要性を理解し、成長 を一体的に支援するために、連携体制作りを進めま す。	次のとおり連絡会や実習等を実施し、連携を深めま した。 ・園長・校長連絡会 2回 ・連携担当者連絡会 3回 ・小学校授業参観、懇談会 区内小学校全19校（参加者延 べ267人） ・幼稚園・保育園・認定こども園実習研修 区内施設 27園（参加者51人） ・各園、各校の連携、交流 適宜 園や市の動向、課題を踏まえ、幼保小の架け橋期プ ログラムに基づく取り組みを推進し、就学前のアプ ローチカリキュラム及び就学後のスタートカリキュ ラム作成を行いました。	次のとおり連絡会や実習等を実施し、連携を深めました。 ・園長・校長連絡会 2回 ・連携担当者連絡会 2回 ・小学校授業参観・懇談会 区内小学校全19校（参加者延 べ267人） ・幼稚園・保育園・認定こども園実習研修 区内施設16園 （参加者延べ36人） ・各園・各校の連携、交流 適宜 園や市の動向、課題を踏まえ、幼保小の架け橋期プ ログラムに基づく取り組みを推進し、就学前のアプロー チカリキュラム及び就学後のスタートカリキュラム作成 やブラッシュアップを行いました。	1つのテーマを通して、連絡会等で討議を繰り返 してきたことで、共有認識を持ち、より連携を深め ていくことができました。 改定教育指導要領及び改定保育所保育指針で示さ れた「主体的対話的で深い学び」と「幼児期の終 りまでに育ってほしい姿」のテーマから、主に3つ の項目に注力し、カリキュラム検討や事例検討を進 めたことで、子どもの人権を尊重する子ども主体 の保育教育についての理解につなげました。 連絡会では、小学校のスタートカリキュラム等を 確認しながら、園のアプローチカリキュラムの作成 やブラッシュアップを行い、幼児期から児童期の 接続の重要性を理解し、支援するための連携体制の 強化につなげられました。	アブローチカリキュラム及びスタートカリキュ ラムをブラッシュアップしながら一つのツールとし て、保育園・幼稚園・小学校が子どもの人権を尊 重する子ども主体の保育教育について共通理解する 取り組みを推進する必要があります。 区内の保育園数が多く、意見交換の機会を小学 校区で園を割り振ると園数のアンバランスがある ため、連携の意識を高め、一人ひとりの子どもの成 長を一体的に支援できるような連携体制の構築が課 題と考えます。	3	こども 未来局	中原区 保育・ 子育て 総合支 援セン ター
								■目的・目標：幼稚園・保育園・小学校が連携を図 り一人ひとりの子どもの幼児期から児童期の連続性を重 視し成長を一体的に支援します。 ■事業概要：園長校長連絡会、実務担当者連絡会等 を通じて情報を共有し連携を深めるとともに、実習研 修、授業参観などで子どもの姿を知ることと切れ目 のない支援体制をめざします。	【代表者連絡会】各施設の代表者による連絡会を対 面に2回（5月・2月）実施しました。 【各種連絡会】令和4年度事業報告及び令和5年度 事業計画について、対面による報告を行い、幼稚園、 保育園、小学校の施設長（園長・校長連絡会）、担当 者（実務担当者連絡会）による意見交換を行いました。 幼保小職員向け研修、区内全小学校による授業参 観・懇談会や幼稚園・保育所による保育実習などを 行い、子どもの姿を共有しながら、幼保小の相互理解・ 交流を深めました。	【代表者連絡会】 各施設の代表者による連絡会を対面に2回（5月・3 月）実施しました。 【各種連絡会】 令和5年度事業報告及び令和6年度事業計画について、対 面による報告を行い、幼稚園、保育園、小学校の施設長（園 長・校長連絡会）、担当者（実務担当者連絡会）による意見 交換を行いました。幼保小職員向け研修、区内14小学校に よる授業参観・懇談会や幼稚園・保育所による保育実習など を行い、子どもの姿を共有しながら、幼保小の相互理解・交 流を深めました。	授業参観懇談会や保育実習などの取組や連絡会等 で対面の協議・意見交換を通して、幼保小の相互理 解・交流・連携により、幼保から小学校への円滑な 接続に繋がっていくことができました。	連絡会や保育実習のさらなる参加率向上、各種取 組における小学校の教員不足による現場負担への配 慮について検討が必要となっています。			
					259		高津区幼・保・小連 携推進事業	■目的・目標：幼稚園・保育園・小学校等が相互の役 割を理解し、発達の連続性を踏まえ、子どもへの切れ 目のない支援を行います。 ■事業概要：幼稚園・保育園・小学校・中学校が各々 の立場での実務体験や子どもたちとのふれあいを通 じ、子ども達の発達の進捗を再確認するとともに、生活 の実態を学び、今後の児童の教育や密接な連携を図る ために実施します。	関係機関の連携を目的として、園長・校長連絡会 （1回開催、70人が参加）や実務担当者連絡会（2回 開催、計148人が参加）を開催しました。 また、関係機関の職員同士の交流等の実施について 調整を行い、幼稚園、保育所等の先生を対象とした小 学校訪問については、宮前区内の全小学校で実施し、 延べ139園、171人が参加し、授業参観後に小学 校の先生との意見交換会を行いました。	園長校長連絡会1回54人、参加「幼保小架け橋プログラ ム」を学び、幼保小連携について意見交換を行いました。 実務担当者連絡会 2回162人幼保と小学校の接続を円 滑にするためのカリキュラム作成や相互理解を深めるための 事例報告、総合教育センター指導主事による研修、グルー プワークを行いました。 小学校授業参観・懇談会17校196人 小学校1年生の 授業参観及び意見交換を行いました。 幼保小体験研修 9施設18人 希望する施設での実習と 意見交換を行いました。 その他、幼保小架け橋プログラムの取組として7箇所の学 区で幼保小担当者の意見交換の場を設け互いの教育、子ども の姿の相互理解を深めました。また、7園の保育園、幼稚園 で出張講座として、アブローチカリキュラム作成を含めた架 け橋期の取組についての説明を行いました。	幼保小の職員が「幼保小架け橋期の接続」につい て研修を行ったり学区毎の意見交換により、架け橋 プログラムについての学びを深めたりし、子ども の姿、教育等についての相互理解、幼児教育と小学校 教育の円滑な接続について理解を深めました。 幼稚園、保育所等で「アブローチカリキュラム」 の作成が進みました。 ・学区を中心とした幼保小が幼保小架け橋プログラ ムの取組として意見交換の場を設け連携を深め今後 につながる関係性を構築することができました。	幼保体験研修は、実施園、実施時期を拡大してい くことでより多くの職員同志の交流ができるように していきます。 幼保小架け橋プログラムの取組を進めていく中で 1つの小学校区に幼稚園、保育所等が10以上とな る学区があり今後の進め方を試案中です。また、そ れに時間がないという状況下ではありますが、互 いでも「必要な取組」という意識をもちカリキュ ラムを活用したり仕組み作りを進めながら短時間で意見 交換の場を設けられるようにしていきます。 （具体的な取組） ・通年実施してきた幼保小連携事業に幼保小架け橋 プログラムの取組を絡め込み内容を精査しながら取組 を進めていきます。 ・幼稚園、保育所等で「アブローチカリキュラム」 の作成・活用をすすめていきます。 全ての小学校区で、幼保小架け橋プログラムの取 組が始まるよう、関係機関と連携しながら進めてい きます。	3	こども 未来局	宮前区 保育・ 子育て 総合支 援セン ター

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する 条文	重点的 取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和6年度の成果	令和6年度の課題	令和6年の 達成度	所管局	所管課
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設 及び地域にお ける子どもの 権利保障	(14) 地域における子 育て及び教育環境の整備 等	㉔ 一人ひとりの子 どもの成長を一 体的に支援するた め、幼稚園・保育 園、小学校、中学 校等が適切な情報 共有と連携を行 い、支援を円滑に 引き継ぎます。	26条		261	多摩区幼・保・小連 携事業	■目的・目標：幼稚園、保育所等及び小学校の職員が、相互に理解を深め、発達の連続性を踏まえた子どもの育ちを支援します。 また、幼児・児童に関する諸課題等について話し合い、連携や交流を図ります。	4月に園長校長連絡会をオンラインで、6月と1月には実務担当者連絡会を対面で実施しました。 上記会議のほか、夏休み期間には小学校教員を対象とした保育参観を、11月から1月にかけては、区内全公立14校で授業参観及び意見交換会を実施しました。 また、「入学のしおり」、「小学校紹介画像」を希望する小学校のものを、希望する幼稚園、保育園にデータで送付しました。	「架け橋期を通して育てたい子どもの姿を共有しよう」というテーマで4月に園長校長連絡会、6月と1月には実務担当者連絡会を対面で実施しました。 上記会議のほか、夏休み期間には小学校教員を対象とした保育参観及び意見交換会、6月から7月にかけての授業参観、10月から12月にかけては、区内全公立14校で授業参観及び意見交換会を実施しました。 また就学に向けての年長児と1年生の体験交流の実施とあわせて、参加できなかった年長児向けの補助ツールとして「小学校紹介画像」を希望する幼稚園、保育園にデータで送付しました。	今年度多摩区は区内公立保育園の発意で「幼保小架け橋プログラム」の推進を重点課題と捉え、小(中)学校区ごとに保育園を中心としたグループを編成し顔と顔の見える関係をテーマに職員交流、こども同士の交流を実施し小学校との接続を進めていくことになりました。このことに伴い職員同士の結束が強くなり夏の小学校教員を対象とした保育参観の参加校の増加や、こども同士の交流も全小学校で実施されるなど「幼保小架け橋プログラム」の推進に大きな成果を得ることができました。	今年度発足した公立保育園を中心とした「幼保小架け橋プログラム推進」の活動に行政がどのような形で関わっていくのか、また、架け橋期のカリキュラム作成についてどのように進めていくかが課題となります。	3	こども未来局	多摩区保育・子育て総合支援センター	
							■目的・目標：子どもの発達や学びの連続性を保障するため、幼児期の教育と児童期の教育の円滑な接続を支援します。	小学校訪問（6月、11月）、幼稚園保育園訪問、小学校訪問（11月）を実施、人的交流を図りました。また、園長・校長連絡会（1回）、実務担当者連絡会（2回）、代表者連絡会（2回）については、対面にて実施して、情報交換・交流の機会を確保しました。また、一部の小学校では地域の幼稚園・保育園等との交流行事を実施して、生徒・園児同士の交流も図りました。	小学校訪問（6月、11月）、幼稚園保育園訪問（7～9月）を実施、人的交流を図りました。また、園長・校長連絡会（1回）、実務担当者連絡会（2回）、代表者連絡会（2回）については、対面にて実施して、情報交換・交流の機会を確保しました。また、小学校では、地域の幼稚園・保育所等との交流行事を実施して、生徒・園児同士の交流も図りました。	相互の人的交流を活発にすることで、小学校、幼稚園、保育所等が連携して架け橋プログラムの策定に向けて取り組みの基盤をつくることができました。また、連絡会で生活料などに関する講演や架け橋プログラムに関する動画視聴を行うことで、関係者間で課題の共有を図ることができました。	架け橋プログラムの策定に当たり、地域での協議のあり方や、策定した後の継続的な活用が課題となっています。	3	こども未来局	麻生区保育総合支援担当	
							■目的：麻生区内の公・民保育所間で、園児や職員の交流・連携を行います。	次のとおり、公・民保育所間での交流・連携を図るための研修や交流会などを実施しました。 ・公開保育 21回実施（そのうち民間園2園） ・年長児交流会 近隣園9グループ毎に2～3回実施 ・保育を語る参加型研修（オンライン）9回実施 ・園内研修の見学（職員） ・防災教育集会へ参加・交流（園児と職員） ・公立保育士職員による民間園への人権研修の実施	次のとおり、公・民保育所間での交流・連携を図るための研修や交流会などを実施しました。 ・公開保育 13回実施（そのうち民間園4園） ・年長児交流会 近隣園12グループ毎に2～3回実施 ・保育を語る参加型研修 オンライン6回、対面2回実施 ・園内研修の見学（職員） ・防災教育集会へ参加・交流（園児と職員） ・公立保育士職員による民間園への人権研修の実施	対面、オンライン等様々な形で交流を持ち、連携を深めることができました。また、今年度から公立保育園で「いつでも公開保育」を始め、いつでも自由な時間帯で見たい内容を見てもらえるようにし、学び合いの機会を増やしました。園児を連れての交流もあり、場（園庭等）の提供を通して小規模園の支援にもつながりました。	子どもの育ちを保障するために、子どもを取り巻く大人が連携を深め、協力し合っていくことが大切です。引き続き「いつでも公開保育」を広報し、公民の連携や交流がさらに深まるようにします。	3	こども未来局	麻生区保育総合支援担当	
							■目的・目標：児童・生徒交流や教職員の交流・連携によって、小学校から中学校への接続の円滑化を図ります。	一人ひとりの子どもが安心して新しい環境で生活できるように、小学校と中学校等との情報共有する機会を設け、必要な支援等について情報交換を行いました。	一人ひとりの子どもが安心して新しい環境で生活できるように、小学校と中学校等との情報共有する機会を設け、必要な支援等について情報交換を行いました。	各中学校区が、支援教育コーディネーターや養護教諭等、それぞれの専門性をいかした教職員間での情報交換を行うことにより、一人ひとりのニーズに沿った教育環境の充実を図ることができました。	小学校から中学校への切れ目のない個に応じた学習支援等ができるように、引き続き、情報共有する機会を設けていく必要があります。	3	教育委員会事務局	教育政策室	
		㉕ 地域の関係機 関・団体が子ど もの支援に関わ る適切な情報共 有と連携を行 い、子どもの抱 える課題が引き 継がれるよう、 切れ目のない子 ども・子育て支 援を行います。			26条	265	母子保健指導者研修	■目的・目標：研修等を実施し、母子保健に携わる職員等の資質向上を図ります。	中堅期保健師を中心に「母子保健事業における虐待予防」をテーマに研修を実施しました。 母子保健初任者に対して、基礎研修を実施し、事業の全体の理解を深めました。 産婦健診開始に伴い、エシジバラ産後うつ票を活用した関係機関との連携について研修会を実施しました。	中堅期保健師を中心に「母子保健事業における虐待予防」をテーマに研修を実施しました。 母子保健初任者に対して、基礎研修を実施し、事業の全体の理解を深めました。 産婦健診開始に伴い、エシジバラ産後うつ票を活用した関係機関との連携について研修会を実施しました。	予定通り研修を実施し、受講者の90%以上が事業への理解が深まったと回答が得られました。	思春期から、妊娠出産、子育てのそれぞれの時期のニーズに応じて、適切な助言指導を行い、保護者のニーズに応じた支援を行い、異常の早期発見や早期支援、疾病の予防等に努めることができるよう、研修内容の運営企画を行っていきます。	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当
								■目的・目標：川崎市妊娠・出産包括支援事業を実施し、子どもを産み育てやすい環境を整備します。	妊娠、出産、育児に関する電話相談を実施し、2,065件の相談を受け付けました。 各区地域まもり支援センターで開催している平日の両親学級に参加できない、就労している妊婦やパートナー等を対象に、年8回、日曜日に両親学級を開催しました。オンラインでも4回実施し、延べ667組の参加があり、育児知識の啓発や個別相談を実施しました。 助産所に宿泊、または助産師が利用者の居宅を訪問して、母体ケアや乳児ケアを実施する産後ケア（宿泊型、訪問型、来所型）を実施しました。宿泊型は延べ338人（延べ日数1,224日）、訪問型は延べ840人、日帰り型は延べ442人の方が利用しました。	妊娠、出産、育児に関する電話相談を実施し、2,568件の相談を受け付けました。 各区地域まもり支援センターで開催している両親学級に加え、市看護協会や市助産師会でハイブリット方式等を取り入れ土日に開催しました。 産後ケア事業は、医療機関や訪問看護ステーションに委託先を拡充し、利用料金の減免制度を導入しました。また、10月から日帰りロング型の開始と訪問型を1歳まで拡充しました。	産後ケア事業を拡充し、切れ目のない支援となるよう関係機関と連携を強化しました。産後ケア事業の利用延べ数は5588件でした。	拡充した産後ケア事業を安全に運営するために、委託事業者への支援を拡充していきます。	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当
								■目的・目標：児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会の運営を適切に行います。	要保護児童対策地域協議会（代表者部会）において、情報交換、役割分担、支援計画等の協議を行い、児童虐待の早期発見、要保護児童等への適切な支援及び保護を実施しました。（開催回数18回） また、要保護児童対策地域協議会（連携調整部会）において、効率的・効果的な情報交換、役割分担、適切な支援等を実施しました。	要保護児童対策地域協議会（代表者部会）（開催回数19回）において、情報交換、役割分担、支援計画等の協議を行い、児童虐待の早期発見、要保護児童等への適切な支援及び保護を実施しました。 また、要保護児童対策地域協議会（連携調整部会）において、効率的・効果的な情報交換、役割分担、適切な支援等を実施しました。	要保護児童対策地域協議会において、情報交換、役割分担、支援計画等の協議を行い、児童虐待の早期発見、要保護児童等への適切な支援及び保護を実施しました。 要保護児童等の現状を知るだけでなく、講師を招いて当事者であるこどもや家族の声をテーマに含む講演を行いました。	要保護児童等については、今後も地域ネットワークを活用しての伴走型支援が見込まれるため、当事者であるこどもや家族の声を大事にしながらネットワークの更なる強化を行い、効果的・具体的な連携を進められるような取り組みを進めていく必要があります。 また、要保護児童対策地域協議会（連携調整部会）については、より効果的な運営方法等について引き続き検討していく必要があります。	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
								■目的・目標：家庭と地域社会、関連施設及び団体相互の関係を深め、子どもの豊かな育ちや学びを支えるネットワークの構築を目的として事業を実施します。地域における効果的な子育て支援の実施に向けた子育て支援関係団体間の連携を促進します。	区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議全体会議を2回、課題別部会の「思春期問題対策部会」と「日本語を母国語としない子どもの支援部会」を各2回（計4回）を開催しました。地域の子どもが抱える課題について情報共有と相互連携を行うことで、切れ目のない子ども・子育て支援を推進しました。	区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議全体会議を年2回、課題別部会（日本語を母語としない子どもの支援部会、思春期問題対策部会）を各2回（計4回）開催しました。ネットワーク全体会議、各部会等において取組状況と課題を共有し、子ども子育て関係機関等の連携強化につなげることができ、切れ目のない支援の構築に向けて関係づくりを行いました。	ネットワーク全体会議において喫緊の課題である“ヤングケアラー”について神奈川県社会福祉協議会地域福祉部のケアラー支援専門員と連携し、当事者を招いての報告会を開催し、現状の課題について話を聞くことができました。その結果、ヤングケアラーについて関係機関と共通認識を持つことができ、ヤングケアラーについてのセーフティーネットを広げることができました。	子どもが抱える問題は多様化・複雑化しており、課題の解決に向けて、これまで以上に子育て支援関係機関との連携が不可欠です。課題別部会では、専門性も高まってきていることから、会議と課題別部会がより密に相互連携できるよう、運営方法や取組内容を継続的に見直しながら、子どもの支援をより効果的に行える体制を構築する必要があります。	3	川崎区役所	地域ケア推進課

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 令和6年度進捗状況報告書
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障(第3章)

令和6年度の達成度(1～5の5段階評価で入力)
1:目標を大きく上回って達成 2:目標を上回って達成 3:ほぼ目標どおり 4:目標を下回った 5:目標を大きく下回った

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和6年度の成果	令和6年度の課題	令和6年の達成度	所管局	所管課
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障	(14) 地域における子育て及び教育環境の整備等 子どもの育ちの場である地域において、子どもの活動が安全のもとで行われるよう配慮し、地域における子育て及び教育環境を整備します。また、子どもについての適切な情報共有と連携を行い、子どもを切れ目なく支援します。	㊸ 地域の関係機関・団体が子どもの支援に関わる適切な情報共有と連携を行い、子どもの各成長段階を通して、子どもの抱える課題が引き継がれるよう、切れ目のない子ども・子育て支援を行います。	26条		269	44	幸区こども総合支援ネットワーク会議(再掲)	■目的・目標：幸区における子ども支援及び関係機関等による情報交換、相互協力等を推進します。 ■事業概要：区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議等を開催し、情報共有と相互協力により連携を強化し、子ども・子育て支援を推進します。	区内のこども支援関係機関による全体会及びこどもの地域包括ケアシステム部会を、区内子育て団体の参加も呼びかけ、ハイブリッド方式で1回、書面形式で1回開催しました。また、こども・子育てに関する講演会をハイブリッド方式で2回開催しました(1回目参加者37名、2回目参加者32名。)	区内のこども支援関係機関による全体会及びこどもの地域包括ケアシステム部会を、区内子育て団体の参加も呼びかけ、ハイブリッド方式で1回、書面形式で1回開催しました。また、こども・子育てに関する講演会をハイブリッド方式で2回開催しました(1回目参加者35名、2回目参加者16名。)	令和6年度については、会場開催及びオンラインの併用によるハイブリッド方式での情報交換や講演会の運用を展開することができ、会議や講演会に参加しやすくなるなどの効果があったと考えています。 なお、講演会については、ゲーム依存や虐待といった、社会的に関心の高いテーマを設定することで、参加者にとってより有益な講演内容とすることができました。 全体会では関心の高い「不登校の現状と支援」について講演を行ったことで、参加者である各子育て支援団体からは日頃の活動に繋げられる内容だった、参考になったとの意見が得られました。	どういった工夫を行うことが各団体の活動の活性化につながっていくのか等について、次年度も引き続き様々な検討を深めながらネットワーク及び取組みを強化していく必要があります。	3	幸区役所	地域ケア推進課
					270	45	中原区総合子どもネットワーク会議(再掲)	■目的・目標：子どもの健やかな成長を促すための環境の整備や仕組みづくりを行うために開催します。 ■事業概要：区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議等を開催し、情報共有と相互協力により連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図ります。	区内の子育て・子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議を2回開催し、各部会での活動状況や構成団体・機関の活動状況について情報を共有しました。 また、ネットワークの委員向け等に男性の育児状況に関する内容で講師を招いて研修会を開催しました。	区内の子育て・子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議を2回開催し、各部会での活動状況や構成団体・機関の活動状況について情報を共有しました。 また、ネットワークの委員向けに、「地域の各主体それぞれができる子育て支援とは」というテーマで講師を招いて研修会を開催しました。	団体の活動報告や、議論の時間を増やし、総合子どもネットワークならではの幅広い子育て支援団体・機関同士の交流を促進することができた。 研修では、課題意識を高めながら、子ども・子育て支援の推進を図ることができました。	中原区内の子育て団体がより連携しやすいよう、ちつ部の会の活動について、内容を整理し、子育て支援の充実を図る必要があります。	3	中原区役所	地域ケア推進課
					271	46	子育てネットワーク推進事業(再掲)	■目的・目標：地域で支え合いながら子育てできる環境の向上を図ります。 ■事業概要：地域で支え合いながら子育てできる環境向上のため、地域の関係機関や団体等が連携し、区内の子ども・子育て支援のネットワーク強化を図り、子育てしやすいまちづくりを推進します。子ども・子育てネットワーク会議や講演会等を実施します。	子ども・子育てネットワーク会議は、「本会議」3回、「子育て支援部会(子育て交流会の企画検討、子育てグループ学習会・交流会の企画実施、子育て情報ガイドブックの編集企画等)」2回、「研修・企画部会(研修会の企画実施)」2回、子どもへの虐待防止をテーマとした「委員向け研修」1回、「区民向け講演会(『こどものみかた』講師：柴田愛子さん)」1回を開催しました。	子ども・子育てネットワーク会議は、「本会議」3回、「子育て支援部会(子育てイベントの企画検討、子育て情報ガイドブックの編集企画等)」4回、「研修・企画部会(研修会の企画実施)」2回、地域における社会的処方テーマとした「委員向け研修」1回、「区民向け講演会(『こどものみかた』講師：柴田愛子さん)」1回を開催しました。	本会議で子育てに関する取組、統計の報告や意見交換を行うとともに、委員向け研修、区民向けの講演会を開催することで、地域の関係機関や団体等が連携し、区内の子ども・子育て支援のネットワーク強化を図り、地域で支え合いながら子育てできる環境を推進することができました。	本会議や各部会、研修会、講演会等の開催を通じ、関係機関の連携や子育てへの理解を促進することができましたが、地域の子育てグループの活動実態や課題、子育てグループが必要としている支援内容を把握する必要があります。	3	高津区役所	地域ケア推進課
					272	47	子ども支援ネットワーク事業(宮前区)(再掲)	■目的・目標：子育てを地域社会全体で支えるために、地域の関係者が連携し、支援体制を強化するとともに、子ども・子育てに係る多様な問題を解決・改善するために、団体間の連携やネットワークの強化を図ります。 ■事業概要：子ども・子育てに関わる団体・機関の代表者で構成する子ども・子育てネットワーク会議及び、未就学児に関する事項を扱う「子育て支援関係者連絡会(こしれん)」を開催し、情報共有や相互協力を図り、子ども・子育て支援の推進につなげます。	「子ども・子育てネットワーク会議(年2回)およびその部会である「宮前区子育て支援関係者連絡会(こしれん)」(年6回)を開催し、行政と区内子育て支援関係団体との顔が見える関係づくりを行い、各団体での取組や課題と感じている点について情報共有を図りました。 転入者および地域で知り合いを作りたい保護者とその子ども向けの交流イベント「うえるかむクラス」(年3回)を開催し、延べ44組、90名が参加しました。当該イベントを通じて、民生委員児童委員・主任児童委員や区内子育てグループ等、地域の子育て支援に関わる住民とつながるきっかけを提供しました。	「子ども・子育てネットワーク会議(年2回)およびその部会」を開催し、行政と区内子育て支援関係団体との顔が見える関係づくりを行い、各団体での取組や課題と感じている点について情報共有を図りました。 転入者および地域で知り合いを作りたい保護者とその子ども向けの交流イベント「うえるかむクラス」(年3回)を開催し、延べ53組、108名が参加しました。当該イベントを通じて、民生委員児童委員・主任児童委員や区内子育てグループ等、地域の子育て支援に関わる住民とつながるきっかけを提供しました。	「子ども・子育てネットワーク会議」では放課後の子どもとの過ごし方に関する講演を実施することで、委員として参加している地域の子育て支援関係団体関係者への周知につながりました。 交流イベント「うえるかむクラス」では参加者・子育て支援関係団体を交えたグループでの交流の時間を設けることで、地域情報および子育ての上での悩みなどについて意見交換し、地域で活動する子育てグループ・サロン等について情報提供すること、地域における保護者・子どもの居場所の周知につながりました。	「子ども・子育てネットワーク会議」および「宮前区子育て支援関係者連絡会」の開催を通じ、行政と子育て支援関係団体との顔が見える関係性づくり、地域課題の把握、子育ての支援の取組の情報共有引き続き行う必要があります。 また、「うえるかむクラス」をはじめとする子育て支援のイベントを通じた子育て世代の情報共有の場(居場所)づくりも、引き続き行う必要があります。	3	宮前区役所	地域ケア推進課
					273	48	こども・子育て支援地域連携事業(再掲)	■目的・目標：多摩区で子ども・子育て支援に関わる様々な団体や関係機関が子育て支援の現状や課題を共有・検討するネットワークづくりを強化し、地域全体での子育て支援を推進します。 ■事業概要：「多摩区こども総合支援連携会議」や「講演会」を開催し、子育て支援を現状や課題の共有や検討を進めていきます。	区内の子ども・子育てに関わる団体・関係機関による会議「多摩区こども総合支援連携会議」を開催しました。会議では、各団体から取組状況の報告や行政からこども関連施策について説明した上で、意見交換を行いました。 また、保護者対応のヒントとしていただくため、地域の子育て支援に関わっている方々向けに、デジタルネイティブ世代の保護者との関わりについて、講演会を開催しました。19人の参加者が受講しました。	区内の子ども・子育てに関わる団体・関係機関による会議「多摩区こども総合支援連携会議」を開催しました。会議では、各団体から取組状況の報告や行政からこども関連施策について説明した上で、意見交換を行いました。 また、保護者対応のヒントとしていただくため、地域の子育て支援に関わっている方々向けに、子どものウェルビーイングを考えるをテーマに講演会を開催しました。16人の参加者が受講しました。	「多摩区こども総合支援連携会議」では、区内の子ども・子育てに関わる団体・関係機関のネットワークの強化を図ることができました。 また、講演会では、親と子のウェルビーイングをそれぞれ考えることによって、子育て支援者が保護者と円滑に関わるヒントを得ていただくことができました。 参加者のアンケートでは、「幸せは伝播するため、まずは自分自身が幸せになることが子どもの幸せにとって大事だと学んだ」と意見をいただきました	今後も、区内の子ども・子育て支援を実行力のあるものにするため、子ども・子育て支援に関わる団体や機関同士の関係づくりをさらに進めていく必要があります。	3	多摩区役所	地域ケア推進課
					274	49	麻生区子ども関連ネットワーク会議(再掲)	■目的・目標：区における子ども関連団体、グループや関係機関の連携を図り、子育てや子どもの育成を地域全体で支援することを目的・目標としています。 ■事業概要：区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議等を開催し、情報共有と相互協力により連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図ります。	区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議を年2回開催、また、子育て支援に関連する講演会(研修会)を麻生区要保護児童対策地域協議会実務者会議と合同で年2回、子育て関連グループ交流会を麻生区社会福祉協議会子育て支援委員会と年1回開催しました。	区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議を年2回開催、また、麻生区社会福祉協議会子育て支援委員会と合同で子育て支援に関連する講演会を年1回、子育て関連グループ交流会を年1回開催しました。	会議や講演会・研修会を通じて、区内の子どもに関わる団体・関係機関の相互の情報共有、及び、子ども・子育て支援について考える機会を提供しました。 各支援団体が対象としている子どもの幅が幼児期から青年期と幅広く、共通の目的意識を持ちにくいいため、他の会議体の情報を共有できるように、社会福祉協議会子育て支援委員会との合同講演会などを行いました。	各支援団体が対象としている子どもの幅が幼児期から青年期と幅広く、共通の目的意識を持ちにくいいため、引き続き、会議体との連携を継続していきます。	3	麻生区役所	地域ケア推進課
(15) 子どもの居場所の確保 地域における子どもの居場所を確保し、地域全体で見守ります。	㊸ 地域において、子どもがあらひのままの自分であられ、休憩して自分を取り戻すことができ、安心して人間関係をつくり出すことができ、こども文化センターや子どもパーク等の居場所づくりとともに、地域ぐるみで学習支援や体験を支援する仕組みづくりを行います。	27条	☆	☆	275	177	こどもの外遊び交流事業(多摩区)(再掲)	■目的・目標：子どもの心身豊かな成長を促す外遊びを推進するため、子ども・子育て世帯を対象とした催しを実施します。 ■事業概要：家族や生活様式の変化に伴い、子どもを取り巻く環境も変化していることから、運動場や公園等の広場、周辺にある自然環境の中で子どもの創造力を培い、地域での人のつながりづくりを促す「こどもの外遊び交流」を推進します。	外遊びイベント(主催・共催)を4回実施するとともに、たまたま子育てまつり等のイベントに参加し、外遊びに関する普及啓発や外遊び活動に興味・関心のある方に向けたご案内をしました。 リーフレットを新たに4,000部作成し、健診等で配布をしました。	主催として、秋の思いっきり外遊び(参加者：177名)、大人の風揚げ交流会(参加者：18名)、共催として、ニヶ瀬用水のガサガサ体験(運営及び参加者：55名)、だこつくり・だこあげ(参加者：202人)を実施しました。また、たまたま子育てまつり等のイベントに参加し、外遊びに関する普及啓発や外遊び活動に興味・関心のある方に向けたご案内をしました。	夏の「思いっきり外遊び」について、猛暑のため中止となってしまいましたが、急遽2月に主催として「大人の風揚げ交流会」を実施し、実施回数を減らすことなく、外遊び活動を行うことができました。 また、その他区内のイベントにも積極的に出展し、外遊び活動に興味・関心のある個人・団体にアプローチを行いました。	外遊びを推進する担い手不足が課題となっているため、たまたま子育てまつり等のイベントでの出展を通して、外遊び活動に興味・関心のある個人・団体へのアプローチを行っています。	3	多摩区役所	地域ケア推進課
				☆	276		学習支援・居場所づくり事業	■目的・目標：「貧困の連鎖の防止」に向けて、生活保護受給世帯等のこどもの高校進学を支援します。 ■事業概要：小学3～中学3年生を対象に、市内17か所で週2回、1回2時間(小学3～中学2年生は原則週1回)の学習支援を実施します。	全区2か所以上、全17か所で実施しました。 令和6年3月末時点の登録者数は小中学生合わせて483名となっており、前年度末から38名の増加となりました。	全区2か所以上、全17か所で実施しました。 令和7年3月末時点の登録者数は小中学生合わせて506名となっており、前年度末から23名の増加となりました。	貧困の連鎖防止を目的として、居場所の提供やキャリア教育、高校進学に向けた学習支援等を登録者約500名を対象に実施しました。 また、利用率向上や利用しやすい環境づくりとして事業周知や見学受入れ、より通いやすい立地への教室移転等を行いました。	教室数や対象学年を拡充してきた一方、利用者数の伸びは低調となっており、利用率の向上が課題となっています。また、長期欠席となっている子どもも散見され、教室への定着、出席率の向上を図る必要もあります。 生活保護ケースワーカー等からの家庭への利用動向のほか、関連部署と連携した事業周知、ソフト面も含めた利用しやすい環境整備が必要です。	3	健康福祉局	生活保護・自立支援室

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する 条文	重点 的 取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和6年度の成果	令和6年度の課題	令和6年 の達成度	所管局	所管課
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設 及び地域における子どもの 権利保障	(15) 子どもの居場所 の確保 地域における子どもの居 場所を確保し、地域全体 で見守ります。 家庭・育 ち・学ぶ施設 及び地域にお いて、子ども に関わる大人 が子どもの権 利を保障する よう、支援し ます。	㉑ 不登校等の子 どもの居場所とし て、子どもが安心 して過ごせる場所 の確保等の支援を 行うとともに、不 登校対策に関わる 機関の連携による 情報交換会や不登 校相談会、進路情 報説明会等を実施 します。	27条		285	97	思春期問題対策事業 (こどもサポート南 野川) (再掲)	■目的・目標：子どもの成長に合わせたトータルサ ポートの実現や、課題を持つ子どもへのきめ細やかな 対応による不登校・引きこもり状態の長期化の予防な どを地域社会の課題として捉え、行政、地域、関係機 関が連携して問題解決を目指す。 ■事業概要：「こどもサポート南野川」では、不登 校・引きこもりなどの課題を持った子どもと保護者の 居場所づくりや生活・進路指導など、子育て支援の拠 点として、小学校中学年程度から18歳までの子ども とその保護者を対象とした子育て支援を行います。	年間187日開所し、延べ1,200名以上の子ども や保護者が来所しました。子どもたちは安心して活動 ができるスペースで、学習だけではなく、畑作業やも のづくり、読書、カードゲーム、卓球などを楽しんで 過ごしました。また、学校等関係機関との情報交換会 11回、「進路学習会」等の保護者の会を3回実施し ました。 居場所を必要としている子どもや保護者への周知の ため、学校へリーフレットを配付しました。	年間188日開所し、延べ1,200名以上の子どもや保護者が 来所しました。子どもたちは安心して過ごすことができ るスペースで、自ら1日の計画を立て、学習だけではなく、畑作 業やものづくり、読書、カードゲーム、卓球など様々な活動 をしながら、楽しく過ごしました。また、学校等関係機関と の情報交換会10回、「進路学習会」等の保護者の会を3回 実施しました。 居場所を必要としている子どもや保護者への周知のため、 学校や不登校相談会等を通じてリーフレットを配付しまし た。	学校や関係機関等との情報共有と連携強化を図る ことで、児童生徒への理解が深まり、よりきめ細やか な対応や支援につなげることができました。体験 活動や子ども同士の関わりを通して、子どもたちが 自尊感情を高めていく様子が見られました。	不登校等の子どもが抱えている問題は、多様化・ 深刻化する傾向にあり、様々な悩みを抱える児童 生徒一人一人に対して、学校や関係機関と連携を強 化しながらきめ細かく柔軟に対応する必要があります。	3	宮前区 役所	学校・ 地域連 携担当
					286	98	子ども・若者等支援 事業 (こどもサポ ート小田)	■目的・目標：不登校等の子ども及びその保護者の孤 立を防ぎ、社会参加を支援することで、学校への復帰 や進学等将来への展望につなげます。 ■事業概要：不登校、引きこもりなどの子どもとその 保護者が安心して利用することができるフリースペ ース「こどもサポート小田」を運営し、学校や社会生 活への参加を支援します。	不登校、引きこもりなどの子どもとその保護者が安 心して利用することができるフリースペース「こども サポート旭町」を運営し、学校や社会生活への参加に 向けた支援を実施しました。(R5登録者数：37人)	不登校等、様々な課題を抱える子どもとその保護者が安心 して利用することができるフリースペース「こどもサポート 小田」を運営し、学校や社会生活への参加に向けた支援を 実施しました。(R6登録者数：30人)	利用児童が安全に過ごせる居場所づくり・社会的 な自立に向けた相談支援を行った他、臨床心理士等 による定期的な保護者会等を実施し、保護者に対す る支援にも対応してきました。	不登校等の子どもが抱える課題や困難は多様化し ており、利用者が安心して過ごせる場所を提供して いくために地域みまもり支援センターや学校といっ た関係機関とより密に連携しながら柔軟に対応する 必要があります。			
					287		定時制生徒自立支援 事業	■目的・目標：様々な課題をもつ定時制生徒の中途退 学の防止や進路実現において自立した人材として成長 していけるようにする支援を目的としています。 ■事業概要 各定時制高校(4校)内でカフェ形式の 生徒の居場所を作り、食糧、学習、生活・自立支援、 就労支援等を行うことにより、生徒が安心して学校に 通い続けられ、中途退学者を減らすとともに、卒業後 の自立を支えます。	各定時制高校(4校)で年に20回程度、カフェ形 式の居場所を開設し、利用した生徒の食糧、学習、生 活・自立支援、就労支援等を行いました。	各定時制高校で年に延べ123回、カフェ形式の居場所を開 設し、利用した生徒の食糧、学習、生活・自立支援、就労 支援等を行いました。利用した生徒は、延べ3,796人でし た。 内訳 川崎高校 30回 1759人 川崎総合科学 23回 172人 橋 35回 932人 高津 35回 933人	各定時制高校内にあるカフェを生徒が利用し、食 事や交流をしたり、相談・個別サポート、キャリア サポート、学習サポート受け、自立支援の一助とな りました。カフェの開設場所である高校から、生徒 にとって、カフェが居心地のいい場所となっている との意見や、運営事業者からは、生徒が悩みや自分 自身のことを打ち明けてくれたり、進路決定の報告 に来てくれたりするなど、生徒と信頼関係を築いて いるといった声を聴いております。	引き続き、定時制課程のある全校で実施します。			
					288	99	不登校対策連絡会議 (再掲)	■目的・目標：不登校対策に関わる施設や関係機関が 連携することで、不登校の子どもへの支援の充実を図 ります。 ■事業概要：不登校対策に関わる施設や関係機関との 連絡会議を開催し、情報交換等を行い連携を深め、不 登校の未然防止、早期解決に向け取組ます。また不登 校相談会の実施や、進路情報説明会を実施し、不登校 の子どもにも進路などの必要な情報が得られるよう 支援を行います。	年2回の不登校対策連絡会議を予定通り実施しまし た。コロナ禍への対応も含め、各関係機関・施設の支 援の現状を共有し、各機関・施設で行えることや連携 して取り組めることなどについて意見交換を行いまし た。 また、不登校相談会・進路情報説明会は、9月に予 定通り対面で実施しました。	年2回の不登校対策連絡会議を予定通り実施しました。各 関係機関・施設の支援の現状を共有し、各機関・施設で行 えることや連携して取り組めることなどについて意見交換を 行いました。 また、不登校相談会・進路情報説明会は、予定通り9月に 対面で実施しました。	不登校対策連絡会議は高津市民館で行われ、約5 0名の参加がありました。各関係機関・施設との情 報交換や具体的な事例を通しての意見交換をするこ とで、不登校の子どもへの支援の充実を図ることが できました。 不登校相談会・進路情報説明会には約180人の 参加があり、NPO、親の会とも協力して、不登校 児童生徒の居場所や支援機関、進路についての情報 提供を行うことができました。	不登校の背景や要因は多様であり、児童生徒や保 護者の支援ニーズを把握することが難しいため、今 後も各関係機関・施設の特徴を生かし、様々な視点 から子どもたちを捉え、情報交換をしながら、支援 にあたる必要があります。			
					289	100	適応指導教室(ゆう ゆう広場) (再掲)	■目的・目標：不登校の状態にある子どもの居場所とし て適応指導教室(ゆうゆう広場)を設置運営し、小 集団による体験活動等を通して、学校復帰や社会的な 自立を支援します。 ■事業概要：適応指導教室(ゆうゆう広場)におい て、通級する子どもたちの状態に応じた活動を展開す るために、担当者による情報交換と研修を行うなど、 不登校の子どもが安心していられる居場所づくりに努 めます。	市内6箇所のゆうゆう広場を運営し、小集団での体 験活動・学習活動を通して自主性の育成や、自尊感情 を高め、学校への復帰や社会的な自立につながるよう な支援を行いました。また、相談員の連絡会議や研修 を実施し、情報の共有と相談技能の向上を図りました。	市内6箇所のゆうゆう広場を運営し、小集団での体験活 動・学習活動を通して自主性の育成や、自尊感情を高め、学 校への復帰や社会的な自立につながるような支援を行いまし た。また、相談員の連絡会議や研修を実施し、情報の共有と 相談技能の向上を図りました。	より利用しやすいゆうゆう広場づくりとなるよ う、環境整備に努め、児童生徒のニーズに合わせてな がら必要な支援を行うことができました。多くの体 験活動を行うことで、コミュニケーション力の向上 につながり、良好な他者との人間関係を築くことが できました。令和6年度は過去最高の321人の利用 登録があり、約40%の児童生徒が学校復帰を果 たすことができました。	多様化・複雑化する不登校の背景に合わせて、通 級する子どもたちが安心・安全に過ごし、自己肯定 感を高め、社会的自立に向けた一歩生み出せるよう な支援を提供していくと同時に、周知活動を強化し 必要などころに必要なタイミングで支援の情報が届 くようにしていく必要があります。			
		㉒ 子どもの居場所 についての考え方 やその役割等につ いて理解を進める ため、地域や関係 機関に対して、パ ンフレットや広報 誌など、さまざま な媒体を用いた広 報や啓発事業を効 果的に実施しま す。			290		子どもの権利に関す る条例のパンフレッ トやちらし等による 広報(居場所)	■目的・目標：条例パンフレット等の配布を通じて、 市内学校の児童生徒や子育て施設の児童及び職員が川 崎市子どもの権利条例を知り、理解を深めるために事 業を実施します。 ■事業概要：子どもの居場所についての考え方を記載 した条例理解のためのパンフレット等を学校、施設や 関係機関等で配布することにより、広く市民に子ども の居場所の大切さについて広報します。	11月20日の「かわさき子どもの権利の日」に合わ せ、分かりやすいマンガ入りリーフレットを市内小学 校・中学校・高等学校の全児童に147,900部一斉配 布しました。市内全小学校117校の新1年生向け学 校説明会の際に15,691部配布しました。また、条例 パンフレットを、学校及び保育園、子育て関連施設や 市設に3,289部を配布し、子どもの権利についての広 報・啓発を行いました。なお、パンフレット等の一斉 配布にあたっては校長会にて資料配布し、依頼しまし た	11月20日の「かわさき子どもの権利の日」に合わせ、分 かりやすいマンガ入りリーフレットを市内小学校・中学校・ 高等学校・特別支援学校・各種学校の全児童生徒及び市内子 育て関連施設等に145,754部一斉配布しました。市内全小学 校118校の新1年生向け学校説明会の際に15,092部配布しま しました。 条例パンフレットを、市内子育て関連施設等に636部を配 布し、子どもの権利についての広報・啓発を行いました。 市制100周年を機会に川崎市とうんこドリルがコラボして 作成した「子どもの権利×うんこドリル」を各種イベントや 市内子育て関連施設等において21,560部配布しました。	子どもの権利条例のパンフレット・リーフレット の周年の配布や「子どもの権利×うんこドリル」の 活用を通じて、条例に記載されている「子どもの居 場所」についての考え方について周知することがで きました。 今年度は「子どもの権利×うんこドリル」を用い た子どもの権利クイズを各区子育てイベントにて実 施し、「子どもの居場所」について周知できるクイ ズも取り入れました。	子どもの居場所を利用する子どもや、施設等の職 員に、さらに周知・活用してもらうために、引き続 き条例パンフレット等を配布するとともに、講師派 遣等も含め、配布方法や周知方法等を検討する必要 があります。	3	こども 未来局	青少年 支援室
					291		子ども夢パーク事業 (周知・広報)	■目的・目標：子どもの居場所の考え方や役割等につ いての理解の促進を図ります。 ■事業概要：広報誌「夢パークつうしん」を企画、発 行し、地域や公共施設に配布することなどにより、夢 パークの理念や役割を周知して利用を促進します。	スタッフ、支援委員会を中心に編集委員会を組織し、「夢 パークつうしん」を発行しました。地域住民、町内会、川崎 市内全小学校(近隣小学校は全家庭数を配布)、公共施設 (市役所、区役所、市民館、図書館、こども文化センター等 の青少年施設など)に隔月で8,000部を配布しました。また、 子育てイベントや講演会、視察・見学の際も積極的に配 布し、広報の周知徹底を図りました。また、SNSを活用し、夢 パークの様子を発信しました。新聞・雑誌などの情報 紙やテレビに夢パークの理念やイベントなどを紹介し ました。川崎市や生涯学習財団ホームページへの情報掲載。また 市民活動団体ホームページや地域の子育て情報誌に情報提供 を行いました。	スタッフ、支援委員会を中心に編集委員会を組織し、「夢 パークつうしん」を発行しました。地域住民、町内会、川崎 市内全小学校(近隣小学校は全家庭数を配布)、公共施設 (市役所、区役所、市民館、図書館、こども文化センター等 の青少年施設など)に隔月で8,000部を配布しました。また、 子育てイベントや講演会、視察・見学の際も積極的に配 布し、広報の周知徹底を図りました。視察では夢パークの取 組を他自治体や団体へ広く周知することができました。また、 SNSを活用し、夢パークの様子を発信しました。SNS の累計フォロワー数は7,000人を超える等、新たな広報ツ ールとして大きな成果を上げています。新聞・雑誌などの情報 紙やテレビに夢パークの理念やイベントなどを紹介しま した。川崎市や生涯学習財団ホームページへの情報掲載。また 市民活動団体ホームページや地域の子育て情報誌に情報提供 を行いました。	指定管理者による「夢パークつうしん」の配布や メディア・SNS等をととして、子どもの居場所に ついての考え方の普及を図ることができました。 また、視察などを通して他自治体に対して夢パ ークの取組を広めることができました。	今後も、子どもの居場所の考え方や役割等につ いての理解の促進を図る必要があります。TV放送や 映画上映の影響により視察の依頼が高止まりしてい る状況にあり夢パーク運営に職員が対応に追われる 状況になっています。 次年度に指定管理の更新を迎える中で、より一層 子どもの権利保障を意識しつつ、業務内容等につ いて仕様書等の内容を検討していく必要があります。			

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する 条文	重点 的 取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和6年度の成果	令和6年度の課題	令和6年 の達成度	所管局	所管課
施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設 及び地域における子どもの 権利保障	(15) 子どもの居場所 の確保 地域における子どもの居 場所を確保し、地域全体 で見守ります。	(33) 地域で居場所の 提供等に関する活動 を行う市民・団 体と連携すること にも、その活動を 支援することで、 学校や家庭だけで はなく、地域の中 で子どもが安全・ 安心して過ごせる 居場所づくりを促 進します。	27条		292		貸出事業	■目的・目標：地域で子育てを見守る仕組みづくりや 市民主体の事業を目指し、地域人材の発掘や自発的な 活動の後方支援のため、川崎区保育・子育て総合支援 センターにおいて管理する遊具の貸出しを実施しま す。 ■事業概要：以下の対象者（団体）に向け保育教材・ 遊具を貸出し、子どもの遊びや保育活動への利用を通 じて子どもたちの健やかな成長につなげます。 （１）川崎市内の乳幼児の子育てグループ・サークル （２）川崎市内の小学校入学前の子どもとその保護者 を支援する団体・関係機関 （３）その他、川崎区保育・子育て総合支援センター 長（以下「所長」という）が、特に必要と認める団体、 関係機関等	市民主体とした「子どもと保護者が安心して過ごせ る居場所づくり」の活動を後方支援する一つとして、 スキルアップ講座と並行し「貸出事業」を実施しまし た。 子育て支援団体がスキルアップ講座で学んだ技術 を、活動で活かすため遊具を使用するなど、前年比2 0％増となり活動する上で後方支援となりました。	市民主体とした「子どもと保護者が安心して過ごせる居場 所づくり」の活動を後方支援する一つとして、スキルアップ 講座と並行し「貸出事業」を実施しました。地域子育て支援 センターや新規開設の子育てサロンにも事業の案内も行いま した。	スキルアップ講座は年間5回実施され、地域の子育て 支援に関わっている方、関心のある方25人の参加 がありました。講座の中で、貸出できる遊具の使い 方や貸し方を伝えることができました。民間保育 所・こども文化センター・子育てサロン・地域支援 課等へ10件貸し出しがありました。	貸出事業の広報が不十分だったため、来年度初め に、保育施設や地域支援団体に毎年、広報していき たいです。	3	こども 未来局	川崎区 保育・ 子育て 総合支 援セン ター
							貸出遊具 YOO GOO！！	■目的・目標：地域の親子の健やかな成長を支えるこ とを目的・目標に遊具の貸し出しを行います。 ■事業概要：地域の赤ちゃん相談やフリースペース、 自主グループが活発に活動し、また発達障害支援の講 座を実施する中で、一般の親子はもとより療育的に使 用できる遊具の貸出のニーズが高まっています。区内 で活動している子育てグループなど個人・団体を対象 に、乳幼児向けの大型遊具等を貸出し、子どもの遊び や保育活動の利用に供します。	コロナ禍では消毒等の問題もあり、不特定多数が使用 する遊具貸出を控えていましたが、今年度はコロナの 5類への移行後、貸し出しを再開しました。 通常の貸し出しの他、幸区役所のキッズルームにお いての貸し出しを行い、小規模保育園の園児や地域親 子が気軽に楽しむことができるようになりました。	区内に在住する乳幼児をもつ家族や子育て支援活動を行う 団体に遊具の貸出を行い、子どもたちが自由に遊び楽しむこ とにつなげることができました。 また幸区役所のキッズルームにおいての貸出を行い、小規 模保育園の園児や地域親子が気軽に楽しむことができるよう にしました。 子育て関係機関への貸出23件、キッズルームでの貸出5件 合計28件の貸出がありました。	自主的な活動を行う市民及び関係団体に遊具の貸 出を行うことで関係機関との連携を図り、地域の子 ども達の健やかな成長を支えることができました。 受付方法を電話とLoGoフォームの2種類に変更 することで、24時間の受付が可能となり利用者の 利便性の向上につながりました。	子育て支援団体が活動を再開したこともあり、よ り広く広報し周知する必要があります。	3	幸区役 所	幸区保 育等・地 域連携
							貸出用 中原区保育 教材	■目的・目標：地域の親子のすこやかな成長を支える とともに地域子育て支援の充実を目的・目標に貸し出 しを行います。 ■事業概要：市内で活動している子育てグループ・ サークルなど個人・団体を対象に、乳幼児向けの大型 絵本、エプロンシアター、パネルシアターを貸出し、 子育て支援事業にて利用を通じて子育て支援事業内容 の充実につなげます。	貸出遊具について、子育て支援を行っている施設に 案内をしました。 地域子育て支援センターへのメールやボランティア 講座で教材貸出があることを知らせ、民間保育所の貸 出は増加しましたが、子育てグループ・サークル等の 貸出は近く近隣の地域子育て支援センターに利用いた だきました。	区内で活動している子育てグループ・サークル、地域子育 て支援センターに対し、遊具を貸出の案内をしました。 ボランティア講座で、子育て支援を行っている個人・団体 向けに遊具について使い方を伝え貸出ができることを広報し ました。	昨年、貸出はありませんでしたが、今年度は、地 域子育て支援センターから貸出申請が3回ありまし た。	区内子育て支援の事業充実のため区内で活動して いる子育てグループ・サークル・地域子育て支援セ ンターに対し貸出の案内を行い周知を図ります。	3	こども 未来局	中原区 保育・ 子育て 総合支 援セン ター
							遊具貸出事業	■目的・目標：川崎市内の就学前の乳幼児の子育てグ ループ・サークル、就学前の子どもとその保護者を支 援する団体・機関、保育施設等に、遊具を貸し出し、 子ども・子育て支援の推進と子どもたちの健やかな成 長を目指す。 ■事業概要：市内で活動している子育てグループ・ サークルなど個人・団体を対象に、乳幼児向けの大型 遊具・木育玩具等を貸出し、子どもの遊びや保育活動 への利用を通じて子どもたちの健やかな成長につなげ ます。	市内で活動している子育てグループ・サークルなど 個人・団体の人材育成を目的とし乳幼児向けの大型遊 具・木育玩具等を39件貸出し、子どもの遊びや保育 活動への利用を通じて子どもたちの健やかな成長につ なりました。	市内で活動している子育てグループ・サークルなど個人・ 団体の人材育成を目的とし乳幼児向けの大型遊具・木育玩具 等を貸出し、子どもの遊びや保育活動への利用を通じて子 どもたちの健やかな成長につなげてきました。	遊具や玩具の貸出は7件実施し、利用した子ども のあそびや保育活動を通じて、成長を促すことがで きました。	広報の拡充や、申込の対象、方法など再検討が必要 なことが多いことから、検討していきます。	3	こども 未来局	高津区 保育総 合支援 担当
							子育て応援グッズ貸 出事業	■目的・目標：子育てがしやすく、子どもたちが健や かに育つ地域づくりの実現を図るため、自主的かつ自 発的に子育てに関する事業を実施する区民等に対し、 業務に支障のない範囲において貸出しを行うことにつ いて、必要な事項を定めます。 ■事業概要：区内で活動している子育てグループや子 育てサロン等を対象に、乳幼児向けの大型玩具、保育 教材等を貸出し、子どもの遊びや保育活動の利用に供 します。	令和4年度までコロナ禍のため中止していた貸出し を再開し、17件の貸出しを実施しました。主に心肺 蘇生トレーニング用の人形や練習用AEDの貸出しを 行いました。	26ヶ所に貸し出しを行いました。貸出物品の種別は心肺蘇 生の人形、AEDの貸し出しが9割でした。貸し出し教材の利 用が少ないため、連絡会で展示紹介を行い、利用を促しま した。	救急救命講習に使用する媒体の貸し出しでは、民 間保育園での園内研修の教材として活用され、保育 園で必要な学びにつながりました。 保育教材の貸し出しの利用により教材を所有して いない園や団体のイベント等が充実し、更に貸し出 し時の会話から遊び方のレクチャーや情報共有など 職員交流にもつながりました。	貸出教材のバリエーションの充実（こどもの人 権・発達支援・保健・食育等）を図っていきます。 期間や場所等の理由により、借りたくても借りら れない園や団体もあるため、貸出期間や貸出方法の見直 しを行います。	3	こども 未来局	宮前区 保育・ 子育て 総合支 援セン ター
							貸出事業	■目的・目標：地域で子ども・子育て支援の充実を図 るために、区内の保育所等や子育て支援活動を行う団 体・機関等、その他保育所等・地域連携担当課長が特 に認める団体・機関等に対し、遊具等の貸出を行いま す。 ■事業概要：対象団体や機関、施設に保育教材や玩具 等を貸出し、子どもの遊びに利用してもらうと共に、 使いかた等を伝える機会をもちながら保育活動に利用 してもらいます。	対象団体や機関、施設に保育教材や玩具等の貸出に ついても広報をし、ロゴフォームや電話で申込みを受け 付けました。問合せや貸出の際に使いかた等を丁寧に 伝えました。	対象団体や機関、施設に保育教材や玩具等の貸出につ いての広報をし、ロゴフォームや電話で申込みを受け付 け、年間18回貸出しを行いました。	ロゴフォームからの申し込みにすることで気軽に 申込できるようにしました。利用されている施設に は繰り返し活用していただけました。	貸出件数が伸び悩んでいます。4施設で多くの教 材を貸し出しているものの利用が少ないことが課題 です。各連絡会で周知してまいります。	3	こども 未来局	麻生区 保育総 合支援 担当
							玩具貸し出し事業	■目的・目標：地域で子ども・子育ての支援の充実を 図るために、区内に在住する乳幼児をもつ家庭、区内 で子育て支援活動を行う団体・機関等、その他保育所 等・地域連携担当課長が特に認める団体・機関等に対 し、遊具等の貸出を行います。 ■事業概要：対象団体や機関、施設に安全マットや玩 具等を貸出し、子どもの遊びや保育活動に利用してもら います。	地域の子育てサロン、育児サークル、絵本読み聞かせ グループ、地域子育て支援センタースタッフ、民間 保育園等の子育て支援者・団体へ、年間85回玩具の 貸出しを行いました。	地域の子育てサロン、育児サークル、絵本読み聞かせグ ループ、地域子育て支援センタースタッフ、民間保育園等 の子育て支援者・団体へ、年間102回玩具の貸出しを行いま した。	課が区役所から保育・子育て総合支援センターに 移転するにあたっての留意事項を作成し、周知をし たことで、継続的な利用につなげることができまし た。必要に応じて貸出先の利用の目的に沿った玩具 等の使用方法について助言を行い、子育て支援の場 で十分に活用できるようバックアップをしました。 経験に基づいた知識によるアドバイスは、支援者か ら好評を得ています。	劣化するものもあり、管理体制に課題がありま す。 利用者の利便性を考慮し貸出場所を区役所と保 育・子育て総合支援センターと2か所が選べるた め、労力を要する部分もあります。	3	こども 未来局	多摩区 保育・ 子育て 総合支 援セン ター

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和6年度の成果	令和6年度の課題	令和6年度の達成度	所管局	所管課
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障	(15) 子どもの居場所の確保 地域における子どもの居場所を確保し、地域全体で見守ります。	(33) 地域で居場所の提供等に関する活動を行う市民・団体と連携するとともに、その活動を支援することで、学校や家庭だけではなく、地域の中で子どもが安全・安心して過ごせる居場所づくりを促進します。	27条		299	177 275	こどもの外遊び交流事業（多摩区）（再掲）	■目的・目標：子どもの心身豊かな成長を促す外遊びを推進するため、子ども・子育て世帯を対象とした催しを実施します。 ■事業概要：家族や生活模式の変化に伴い、子どもを取り巻く環境も変化していることから、運動場や公園等の広場、周辺にある自然環境の中で子どもの創造力を培い、地域での人のつながりづくりを促す「こどもの外遊び交流」を推進します。	外遊びイベント（主催・共催）を4回実施するとともに、たまたま子育てまつり等のイベントに参加し、外遊びに関する普及啓発や外遊び活動に興味・関心のある方に向けたご案内をしました。 リーフレットを新たに4,000部作成し、健診等で配布をしました。	主催として、秋の思いっきり外遊び（参加者：177名）、大人の風揚げ交流会（参加者：18名）、共催として、ニク頓用水のガサガサ体験（運営及び参加者：55名）、たこつくり・たこあげ（参加者：202人）を実施しました。また、たまたま子育てまつり等のイベントに参加し、外遊びに関する普及啓発や外遊び活動に興味・関心のある方に向けたご案内をしました。	夏の「思いっきり外遊び」について、猛暑のため中止となってしまいましたが、急遽2月に主催として「大人の風揚げ交流会」を実施し、実施回数を減らすことなく、外遊び活動を行うことができました。 また、その地区内のイベントにも積極的に出展し、外遊び活動に興味・関心のある個人・団体にアプローチを行いました。	外遊びを推進する担い手不足が課題となっているため、たまたま子育てまつり等のイベントでの出展を通して、外遊び活動に興味・関心のある個人・団体へのアプローチを行っていきます。	3	多摩区役所	地域ケア推進課
					300	174 280	冒険遊び場活動支援事業（再掲）	■目的・目標：身近な公園等を活用し、地域住民が主体となって「冒険遊び場」を実施することにより、子どもの自由な発想で遊びを創り出し、失敗などもしながら自由に遊ぶことのできる次世代育成の場づくりを目指す。 ■事業概要：公園を活用し、与えられた遊具だけではなく、思いきり遊ぶことのできる外遊びの環境を確保し、地域において定期的に遊ぶことのできる場を提供します。	区内6か所の公園を活用し、子どもが自由に遊ぶことのできる環境・機会(プレーパーク)を確保するとともに、ご近所ピクニックなどの行事や緑地保全団体との連携イベントなど「出張冒険遊び場」を計3回実施しました。 また、発達支援の専門家による連続講座を開催し、延べ96組59名が参加しました。当該イベントを通じ、子育てに不安や悩みを抱える保護者への情報提供および冒険遊び場各団体の紹介を行い、区内子育て支援関係団体とつながるきっかけを提供しました。	区内6か所の公園を活用し、子どもが自由に遊ぶことのできる環境・機会(プレーパーク)を確保するとともに、ご近所ピクニックなどの行事や区内の新たな公園で「出張冒険遊び場」を計4回実施しました。 また、各プレーパークのスタッフが集まり意見交換等を行う冒険遊び場ネットワーク会議を実施し、各団体の情報共有を行いました。	各プレーパークでの月1回の「冒険遊び場」活動に加え、「出張冒険遊び場」を、ご近所ピクニックや区民祭等で実施しました。また新たな団体登録に向け宮前美しの森公園においても1回実施し、活動の普及啓発を行いました。 冒険遊び場ネットワーク会議においては、年11回会議を実施し、各団体が抱える課題等を共有し対応の検討を行った他、SNSを活用した広報の検討を行いました。	引き続き、6か所のプレーパークと連携し、子どもの自由な遊びの場づくりに関する支援を行う必要があります。また、開催および継続に苦慮しているプレーパークの支援を行っていく必要があります。	3	宮前区役所	地域ケア推進課
					301	185	子育て人材バンク事業（再掲）	■目的・目標：区内で活動する子育てサークル等の活動を支援するとともに、子育てに関する知識や技術を有するボランティアの活躍の場を提供します。 ■事業概要：区内で活動する子育てサークル等に保育や遊びのボランティアを派遣し、グループ活動の支援を行います。	「麻生区子育て人材バンク事業」において、子育てグループに対して子育てボランティアを延べ86名を派遣し、グループ活動の支援を行いました。 利用会員登録は17団体（新規登録1団体）、ボランティア会員登録15人（新規登録1人）で、新たな団体への支援も行いました。	「麻生区子育て人材バンク事業」において、子育てグループに対して子育てボランティアを延べ51名を派遣し、グループ活動の支援を行いました。 利用会員登録は17団体、ボランティア会員登録19人（新規登録4人）で、新たなボランティアも加わりました。	利用対象を子育てグループのみでなく、子育てサロン等の地域で子育て支援活動の主催者へ拡大し、改訂したリーフレットを配布し周知することで、子育てサークル等の支援を行いました。	子育てグループの活動が減少しているため、派遣件数が伸び悩んでいます。 ※昨年度も同じ課題でしたが、今後取組を検討していることなどありましたら追記をお願いします。	3	麻生区役所	地域ケア推進課
					302		地域子ども・子育て活動支援助成事業	■目的・目標：地域で子どもや子育て家庭を見守り、支える役割を担っている団体を育成・支援することによって、地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくりの促進につなげます。 ■事業概要：子ども・若者が安全・安心に過ごせる居場所づくり等を行う団体に対し、川崎市地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金を交付し、団体を育成、支援します。	令和5年度は、募集にあたり、チラシやホームページ、市政だより等による周知に加え、本事業の目的や補助対象、申請書類の記載方法等に関する説明会を開催するなど、新規に申請する団体等への支援を行いました。 子ども・若者が安全・安心に過ごせる居場所づくり等を行う20の取組に対し、予算の範囲内において助成を行いました。	令和6年度は新規補助金団体等に中間モニタリングを行い、活動状況の把握や適切な活動実施のために助言・指導を行うことで、より地域と連携しながら広く取組を実施できるよう支援を行いました。 子ども・若者が健やかに成長できるよう、安全・安心に過ごせる居場所づくり等を行う29団体に向けて助成を行いました。	団体への助成や活動状況の実地モニタリング等を実施し、地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り・支えるしくみづくりの促進のための、活動の支援を行いました	補助金の申請団体が多様化している中で、補助金の趣旨に合致した団体の選定を適切に行い、より効果的な補助金となるよう調整を進めています。	3	こども未来局	青少年支援室
	(16) 地域における子どもの活動の支援 地域における子どもの自主的な活動を奨励し、その支援に努めます。	(34) 行政区、中学校区における子ども会議の取組や、子ども会等青少年関係団体等を支援し、地域における子どもの自主的な活動を奨励します。	28条		303	42 252	青少年関係団体活動支援事業（再掲）	■目的・目標：青少年団体の活動の活性化を図り、もって青少年の健全育成を推進します。 ■事業概要：川崎市青少年育成連盟（一般社団法人川崎市子ども会連盟・日本ボーイスカウト川崎地区協議会・ガールスカウト川崎市連絡会・川崎海洋少年団の4団体で構成）の活動を支援します。	青少年育成連盟による中高校生リーダー研修等の活動への支援、連盟への助成や、市立小学校や青少年教育施設を通じて各団体の活動を紹介するリーフレットや会報誌を年2回配布するなど、広報活動への支援等により団体活動の活性化と団体相互の連携促進を図りました。	青少年育成連盟による中高生リーダー研修等の活動への支援、連盟への助成や、市立小学校や青少年教育施設を通じて各団体の活動を紹介するリーフレットや会報誌を年2回配布するなど、広報活動への支援等により団体活動の活性化と団体相互の連携促進を図りました。	青少年育成連盟による中高生リーダー研修は、中高校生が委員となり、研修を企画する中で自分の意見や考えを表したり、18名の参加者とともに団体相互の理解を深める良い機会となっています。地域における子どもたちの自主的な活動を支援することができました。	団体活動の活性化のためには、子どもやその保護者に団体活動への関心を持ってもらえるよう、市立小学校や青少年教育施設と連携し、広報活動を工夫する必要があります。	3	こども未来局	青少年支援室
					304	38 255	地域教育会議（行政区・中学校区子ども会議）（再掲）	■目的・目標：子どもたちを豊かな成長を育む活動を行っている地域教育会議の活動を支援することで、まちづくりや地域の活性化などに対する、子どもたちの意見の受け止めなど、社会全体で子どもの声をしっかりと受け止める環境の構築をめざします。 ■事業概要：各行政区・中学校区地域教育会議を支援し、行政区・中学校区子ども会議等の活動の中で、文化・スポーツを通して子どもの交流を促進や、子どもの意見表明や権利学習を支援を行うほか、各団体の情報共有の機会を設けて、連携の促進をめざします。	各行政区、中学校区の地域教育会議を支援し、各団体において、子どもの意見表明の機会として、さまざまな形態の子ども会議が開催されました。 川崎市子ども会議と異なり、市政に関わらない身近な地域課題や世界情勢に関わることなど、独自にテーマを設定するなど、地域の教育力を発揮し、子どもたちにとって貴重な機会となりました。 また、年3回、各団体の状況共有の機会を設け、それぞれの魅力を各地域で共有しました。	各行政区、中学校区の地域教育会議を支援し、各団体において、子どもの意見表明の機会として、さまざまな形態の子ども会議が開催されました。 川崎市子ども会議と異なり、市政に関わらない身近な地域課題や世界情勢に関わることなど、独自にテーマを設定するなど、地域の教育力を発揮し、子どもたちにとって貴重な機会となりました。 また、年3回、各団体の状況共有の機会を設け、それぞれの魅力を各地域で共有しました。	子どもたちにとって身近な地域人材が、子どもの権利を大切にするための企画を立案し、さまざまな形で実施することができ、子どもたちが、各地域の活動に参加し、意見を発言することができました。	課題としては、地域交流の希薄化等で、地域活動自体が縮小化する地域があり、地域主体の活動への支援が必要です。	3	教育委員会事務局	地域教育推進課